

交換過程における貨幣の必然性

石 倉 雅 男

第1節 問題の所在

商品所有者たちが諸商品を交換しあう過程すなわち諸商品の交換過程を考察する場合には、諸商品を使用価値と交換価値の両方の側面から統一的に把握しなければならない。したがって、交換過程における貨幣の必然性を論定するためには、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾とは何かを明らかにしなければならない。交換過程の一方の側面、すなわち、使用価値としての諸商品の関係は、使用価値にたいする商品所有者の欲望によってのみ左右される。実際、市場に持ち込まれた諸商品が「他人にとっての使用価値」(Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. 1, Marx-Engels Werke, Bd. 23, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S. 100. 以下、「K I 100」のように略記)を持つか否かは、商品所有者の欲望によって全面的に規定される。このように、使用価値としての諸商品の関係の実証は明らかに商品所有者の欲望にのみ左右される。

交換過程の他方の側面、すなわち、交換価値としての諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。『資本論』第1部第1章第3節「価値形態または交換価値」(以下、「価値形態論」と略記)では、

諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての同等性が、一方の商品の使用価値が他方の商品の価値形態になることの根拠として位置づけられている。本稿では詳論できないが、この論点が「相対的価値形態の内実」(K I 64)である。もっぱら交換価値としての諸商品の関係が分析される価値形態論では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性のみが前提におかれ、使用価値にたいする商品所有者の欲望は捨象される。これにたいして、『資本論』第1部第2章「交換過程」(以下、「交換過程論」と略記)では、使用価値にたいする商品所有者の欲望が導入されたうえで、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係が商品所有者の交換行為の観点から統一的に把握される。交換価値としての諸商品の関係と商品所有者の交換行為との関連は、けっして自明でない。すでに見たように、交換価値としての諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の根拠とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。したがって、交換価値としての諸商品の関係が商品所有者の交換行為の観点から考察される場合、諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連が論定されていなければならない。より詳しく言えば、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあうさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができるか否か、という問題である。この問題は、後に見るように、『資本論』第1部第1章第4節「商品の物神性格とその秘密」(以下、「物神性論」と略記)で考察される。結論を先に示すと、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあうさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことはできない。諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからである。

したがって、商品所有者の交換行為の観点に立つ交換過程論では、抽象

的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とせずに、使用価値にたいする商品所有者の欲望のみを前提として、交換価値としての諸商品の関係を実証しなければならない。使用価値としての諸商品の関係はもっぱら商品所有者の欲望に左右されるが、交換価値としての諸商品の関係は諸商品の価値対象性を唯一の前提とし、商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。ところが、商品所有者の交換行為の観点では、どんなに逆説的に見えようとも、諸商品の価値対象性を前提とせずに、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけを前提として、交換価値としての諸商品の関係を実証しなければならない。言い換えれば、交換過程論では、使用価値としての諸商品の関係の実証を前提として、交換価値としての諸商品の関係を実証しなければならない。そこで、商品所有者の交換行為の観点では、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係との接点を見いだすことが課題となる。この課題を解決するのが、交換過程論で論定される貨幣の必然性である。結論を先に示すと、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定の貨幣商品に帰属し、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が貨幣商品の「形式的使用価値」（K I 104）と規定される。貨幣商品の「形式的使用価値」と規定された一般的等価物の機能が、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係のあいだの唯一の接点となる。こうして、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係とが交換過程において同時に実証されるためには、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属し、それゆえ、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されなければならない。『資本論』の交換過程論における貨幣の必然性とは、この点にある。

ところで、交換過程における貨幣の必然性について次の考え方がある。

すなわち、各商品所有者の商品について任意の他商品との交換可能性を制約する原因を示したうえで、任意の他商品との交換可能性の特定の貨幣商品への帰属の必然性を論定しようとする考え方である。⁽¹⁾しかし、各商品について任意の他商品との交換可能性を制約する要因を考察しても、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を把握することはできない。なぜなら、各商品についての任意の他商品との交換可能性を制約する原因は、結局のところ、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけだからである。すでに見たように、交換価値としての諸商品の関係（諸商品の価値関係）は抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性のみを前提とするが、この価値対象性は、使用価値にたいする商品所有者の欲望によってはけっして制約されない、それゆえ、使用価値にたいする商品所有者の欲望が諸商品の価値関係を制約することはありえない。どの商品所有者にとっても、市場に持ち込まれた自分の商品は、彼の好むと好まざるとにかかわらず、他人のすべての商品との価値関係にある。したがって、各商品所有者の商品についての任意の他商品との交換可能性を制約する原因が考察される場合、各商品の使用価値をめぐる商品所有者たちの欲望の一致・不一致は考察されるが、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連はけっして考察されない。しかし、『資本論』の交換過程論にかんする従来の代表的見解でも、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連が十分に踏まえられない結果、任意の他商品との交換可能性の貨幣商品への帰属の必然性が、交換過程論で論定される貨幣の必然性と見なされている。『資本論』の交換過程論にかんする久留間駁造氏の見解を検討してみよう。

諸商品の交換過程は、使用価値としての諸商品の関係および交換価値としての諸商品の関係の両方の側面から考察されなければならない。この点について氏は次のように確認されている。「商品の交換過程は、使用価値

としての商品の実現の過程にとどまるものではない。それは同時にまた、価値としての商品の実現の過程でもなければならない（久留間鮫造『価値形態論と交換過程論』岩波書店、1957年、15頁）。交換過程が「使用価値としての商品の実現」と「価値としての商品の実現」の両方の側面を「同時に」持つのはなぜか。この理由は次のように説明される。

〔引用文④〕「商品は使用価値としては千差万別であり、だからこそ相互に交換されるのであるが、価値としては——抽象的・人間労働の対象化としては——無差別一様であり、如何なる他商品とも、一定の比率において置きかえられべき筈のものである。商品所有者は、本来そういうものとして役立つために、自分にとっては非使用価値である商品を生産するのである。彼は社会的分業の一端をになうものとして、ある特殊の商品の生産に従事するのであるが、そうすることができるためには、彼の生産する特殊の商品は、彼がもっている様々な欲望の充足に必要な、様々な商品と交換可能でなければならぬ。単なる使用価値としては、彼の商品は、たまたま彼が欲しいと思っている他の商品の所有者の欲望の対象ではないかもしれない。だがそのばあいに交換が行われないということであると、彼は安心して特殊の商品の生産に従事しているわけにはいかないことになる、商品生産は社会的分業の一つの様式として成りたちえないことになる。商品生産が社会的分業の一つの様式として成りたちうるためには、商品生産者は何らかの社会的欲望の対象を生産しなければならぬことはいうまでもないが、同時にまた、何らかの社会的欲望の対象を生産するかぎり、彼はそれと交換に、等量の労働の生産物である任意の他商品を——彼の商品がその他商品の所有者の欲望の対象であると否とにかかわらず——入手することが可能でなければならない。これこそは価値としての——無差別一様な・そしてそういう形態で社会的な・労働の対象化としての——商品の本来的な要請であり、そしてそれは、交換過程において実現されなければな

らない」(同, 16頁)。

引用文①では, 諸商品の「価値」性格および「価値としての商品の実現」の意味が説明される。「価値」としての商品とは, 「抽象的人間労働の対象化」としては「無差別一様」であって「如何なる他商品とも, 一定の比率において置きかえられべき筈のもの」と規定される。そして「商品所有者」は, 「如何なる他商品とも」交換可能なものとして「役立てる」ことを目的に, 「自分にとっては非使用価値である商品」を生産すると説明される。要するに, 各商品所有者にとって自分の商品は, 「価値」あるいは「抽象的人間労働の対象化」の側面では「如何なる他商品」とも交換可能でなければならないというのである。

それでは, 各自の商品が「如何なる他商品とも」置き換え可能であることの意味, また, 各自の商品が任意の他商品との交換可能性を持たなければならない理由は何か。各商品所有者が「社会的分業の一端をになうもの」として, ある特殊の商品の生産に従事する」ことができるためには, 彼の生産する「特殊の商品」は, 彼の「様々な欲望の充足に必要な, 様々な商品と交換可能でなければならぬ」と説明される。言い換えれば, 各商品所有者が「社会的分業の一端をになう」すなわち何らかの社会的欲望対象の生産に従事するかぎり, 各商品所有者にとって自分の商品は, 彼の「様々な欲望の充足」のための商品と「交換可能」すなわち彼の欲望対象商品と交換可能でなければならない。なぜなら, 各商品所有者の商品が「彼が欲しいと思っている他の商品の所有者の欲望の対象ではない」場合すなわち彼の欲望対象商品の所有者の欲望を満たさない場合に「交換が行われない」ならば, 各商品所有者は「安心して特殊の商品の生産に従事」できないからである。こうして, 各商品所有者が「何らかの社会的欲望の対象」を生産するかぎり, 各商品所有者は自分の商品と交換に「等量の労働の生産物である任意の他商品を——彼の商品がその他商品の所有者の欲

望の対象であると否とにかかわらず——入手することが可能でなければならない」。ここで、「任意の他商品」あるいは「その他商品の」とは、各商品所有者の「様々な欲望の充足」（前出）のための商品あるいは「彼が欲しいと思っている他の商品」（前出）を意味する。なぜなら、すでに見たように、各商品所有者は自分の商品と交換に欲望対象商品を手入できる場合にのみ、各商品所有者は何らかの社会的欲望対象の生産に特化できるからである。したがって、交換過程で「実現」されるべき「価値」としての「商品の本来的な要請」とは、次の点にある。すなわち、何らかの社会的欲望対象を生産する商品所有者にとって、自分の商品にたいする他の商品所有者の欲望とは無関係に、自分の商品は欲望対象商品と交換可能でなければならないという点である。

引用文①の論理は次のように例示できるであろう。商品所有者 a, b, c がそれぞれ商品 A, B, C を生産すると考える。商品所有者 b が商品 A を欲すると仮定すれば、商品所有者 a はたしかに社会的欲望対象を生産している。ここで、商品所有者 a の欲望対象は商品 C であるとしよう。この場合、商品所有者 a にとって自分の商品 A は、商品所有者 c が商品 A を欲するか否かにかかわらず、欲望対象商品 C と交換可能でなければならない。商品所有者 a の観点から言えば、引用文①の「如何なる他商品」「任意の他商品」とは、自分の商品 A を欲する商品所有者 b の商品 B だけでなく、自分の商品 A を欲しないかもしれない商品所有者 c の商品 C も含んでいる。したがって、氏の定義にしたがえば、商品所有者 a にとっての自分の商品 A の「価値としての実現」とは、自分の商品 A が、商品 A を欲する商品所有者 b の商品 B と交換可能であるだけでなく、自分の欲望対象商品 C（ただし、商品所有者 c は自分の商品 A を欲しないかもしれない）とも交換可能であることを実証することである。

引用文①の検討からわかるように、氏が「価値としての商品の実現」を

規定される場合、各商品所有者じしんの商品にたいする他の商品所有者の欲望は捨象されているが、他人の商品にたいする各商品所有者の欲望は捨象されていない。なぜなら、商品所有者が何らかの社会的欲望対象の生産に特化し、「商品生産」が社会的分業の様式として成立するためには、彼の商品は彼の「様々な欲望の充足に必要な、様々な商品と交換可能でなければならぬ」と論定され、この点が「価値」としての「商品の本来的な要請」と規定されるからである。それゆえ、氏が規定される「価値としての商品の実現」は、何らかの社会的欲望対象を生産する各商品所有者が、自分の商品にたいする他人の欲望を考慮せずに、自分の商品と交換に欲望対象商品と入手しようとする行為に帰着する。

以上の「価値としての商品の実現」の意味を踏まえて、交換過程における「使用価値としての商品の実現」と「価値としての商品の実現」との矛盾にかんする氏の説明を検討しよう。

[引用文②]「交換過程はこのように、商品の使用価値としての実現の過程でなければならぬと同時に価値としての実現の過程でなければならぬのであるが、この商品の使用価値としての実現と価値としての実現とは、相互に前提しあうとともに相互に排斥しあう関係にあり、ここに、交換過程に特有な問題が生じてくる。商品の使用価値としての実現は商品の譲渡によっておこなわれるが、商品の譲渡は、……その価値としての実現を前提する。と同時にまた、商品の価値としての実現は、その使用価値としての実現を前提する。商品は他人のための使用価値でなければ価値でもないが、それが他人のための使用価値であるということは、交換過程における使用価値としての譲渡によってはじめて実証されるのであって、したがって商品は、交換に際してはじめて価値としてみずからを妥当させるわけにはいかないからである。しかも、商品の使用価値としての実現と価値としての実現とは、このように相互に前提しあう悪循環の関係にあるば

かりでなく、相互に排斥しあう矛盾の関係にある」(同, 17頁).

引用文②では、商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」との相互前提かつ相互排斥の関係が指摘されている。『資本論』の交換過程論の第2パラグラフでは「諸商品は、使用価値として実現されうるまえに価値として実現されなければならない」(K I 100) こと、同第3パラグラフでは「他面では、諸商品は、みずからを価値として実現しうるまえに、みずからを使用価値として実証しなければならない」ことが論定される。第3節で見るように、「使用価値としての実現」が「価値としての実現」を前提とすること(第2パラグラフ)と、その逆(第3パラグラフ)は、それぞれ独自の根拠にもとづいて論定される。第3節で詳しく見るように、各商品所有者の商品と他人のすべての商品との価値関係にもとづいて諸商品の全面的交換の必然性が論定されるからこそ、諸商品の「使用価値としての実現」は「価値としての実現」を前提とするのである。引用文②でも、「商品の使用価値としての実現」が「その価値としての実現を前提とする」と指摘される。しかし、そこでは、諸商品の「使用価値としての実現」が「価値としての実現」を前提とすることの理由は示されないままに、「と同時にまた、商品の価値としての実現は、その使用価値としての実現を前提する」と指摘される。諸商品の「価値としての実現」が「使用価値としての実現」を前提とする理由については、次のように説明される。すなわち、「商品は他人のための使用価値でなければ価値でもない」が、商品が「他人のための使用価値」であるか否かは「交換過程における使用価値としての譲渡」によって実証されるので、商品は「はじめから価値としてみずからを妥当させるわけにはいかない」という点である。それでは、どの商品所有者も自分の商品の「使用価値としての譲渡」を前提とせずに自分の商品を「価値」として「妥当させる」ことができないのは、いったいなぜか。この理由を考えるうえで重要なのは、氏の

「価値としての商品の実現」の意味である。引用文①で見たように、「価値としての商品の実現」とは、自分の商品にたいする他人の欲望を考慮せずに自分の商品と交換に欲望対象商品を手しようとする商品所有者の交換行為に帰着する。次の引用文③で言われるように、同時にすべての商品所有者が、自分の商品の「使用価値としての譲渡」を前提とせずに自分の商品の「価値としての実現」を行うことはできない。

〔引用文③〕「商品所有者は、彼の商品を価値として実現しようとする。言葉をかえていえば、同じ価値ある任意の他商品と——彼の商品がその他商品の所有者にとって使用価値をもつと否とにかかわらず——交換しようとする。ところが他面においては、彼は、彼にとって使用価値をもつ他商品とひきかえにでなければ、彼の商品を譲渡しようとはしない。すなわち、自分の商品は価値として妥当させようとするが、他人がそうすることは承認しない。しかもこれは、ある特殊な商品の所有者にかぎったことではなく、どの商品所有者もみな同じ立場に立つのである。だがそうするかぎり、交換過程は行きつまるほかはない。そして交換過程が行きづまるかぎり、商品生産もまた、一般的にはおこなわれないということになる」(同、18頁)。

引用文①で見たように、氏の規定される「価値としての商品の実現」とは、自分の商品にたいする他人の欲望を考慮せずに自分の商品と交換に欲望対象商品を手しようとする商品所有者の交換行為に帰着する。引用文③でも、自分の商品を「価値として実現しようとする」商品所有者の交換行為が二つの側面から説明される。第一に、各商品所有者は自分の商品を「同じ価値ある任意の他商品と——彼の商品がその他商品の所有者にとって使用価値をもつと否とにかかわらず——交換しようとする」。言い換えれば、各商品所有者は、自分の商品にたいする他人の欲望を考慮せずに、自分の商品を欲望対象商品と交換しようとする。ある商品所有者 a

が自分の商品 A を「任意の他商品」と交換しようとする場合、他の商品所有者はこの商品 A を欲しないかもしれない。第二に「他面では」各商品所有者は、「彼にとって使用価値をもつ他商品と引きかえにでなければ、彼の商品を譲渡しようとはしない」。言い換えれば、各商品所有者は、他人の商品にたいする自分の欲望を前提として、「彼にとって使用価値をもつ他商品」と引きかえにのみ自分の商品を「譲渡」するのである。このように、氏の「価値としての商品の実現」の概念にしたがえば、各商品所有者は、自分の商品にたいする他人の欲望を考慮せずに、他人の商品にたいする自分の欲望だけを前提として、自分の商品を欲望対象商品と交換しようとする。要するに、「価値としての商品の実現」の過程ではどの商品所有者も、自分の商品にたいする他人の欲望を考慮せず、他人の商品にたいする自分の欲望だけを前提とする。この場合、どの商品所有者も「自分の商品は価値として妥当させようとするが、他人がそうすることは承認しない」ことになる。したがって、同時にすべての商品所有者が、他人の欲望を考慮せずに自分の欲望だけを前提として自分の商品を欲望対象商品と交換しようとするれば、「交換過程が行きづまる」だけでなく、「商品生産」が「一般的にはおこなわれない」ことになる。

引用文①～③の検討からわかるように、諸商品の「価値」性格および「価値としての商品の実現」にかんする氏の論理は次の点に帰着する。第一に、諸商品の「価値」性格とは任意の他商品との交換可能性であって、これは、何らかの社会的欲望を生産する商品所有者じしんの商品が持つはずの属性である。第二に、「価値としての商品の実現」とは、自分の商品にたいする他人の欲望を考慮せずに自分の商品を欲望対象商品と交換しようとする商品所有者の行為、すなわち、自分の商品について任意の他商品との交換可能性を実証しようとする商品所有者の行為を意味する。そして、同時にすべての商品所有者が自分の商品の「価値としての実現」を行おう

とし、自分の商品について任意の他商品との交換可能性を実証しようとする結果が、交換過程の「行きづまり」である。したがって、同時にすべての商品所有者が自分の商品の「価値としての実現」を行わない場合にのみ、交換過程の「行きづまり」は解決される。交換過程の「行きづまり」の解決形態については、次の引用文④で説明される。

〔引用文④〕「だから、商品生産が一般化するためには、この矛盾が媒介されねばならぬのであるが、それは何によって媒介されるかという点、いうまでもなく貨幣によってである。すなわち貨幣ができると、交換は販売および購買の二つの過程をとおして遂行されることになるが、そうなる商品所有者は、彼の商品を一举に任意の他商品と交換しようとはしないで、まず貨幣に対して交換する。これが販売であるが、この過程において商品所有者は、彼の商品をいきなり価値として妥当（通用）させようとするかわりに、まずそれを使用価値として譲渡することによって貨幣に転化する。この使用価値としての譲渡によって、その商品についやされた労働は社会的に有用な労働であったことが実証され、したがって商品は、社会的に妥当な価値の形態——商品世界を通じてあまねく価値として通用するもの——すなわち貨幣になるのである。そしてそうなった上ではじめて商品所有者は、次の購買の過程において、この貨幣を価値として通用させる、すなわち彼の欲する任意の他商品と交換する。貨幣になるとそうすることが客観的に可能になるのである。貨幣ができるまではそうはいかなかった。いまかりに、問題の商品がリンネルであり、その所有者がそれを聖書と交換したいと思っていたと仮定しよう。そのばあいにはたまたま、聖書の所有者の方でもリンネルと交換したいと思っていればいいが、そうではなくて、リンネルとの交換を欲しているのは小麦の所有者であって、聖書の所有者の方では酒との交換を欲していたとすると、交換はおこなわれない。このばあいリンネルの所有者は、小麦の所有者の欲望の——したがって社会的

欲望の——対象を生産しているのであるから、彼の労働は社会的に有用な形態で支出された人間労働の一定量として、その生産物であるリンネルの価値を形成している筈なのであるが、リンネルは価値として実現されることができない、すなわち任意の他商品——このばあいには聖書——と交換されることができない、こうした矛盾が、貨幣ができると、さきに述べたような仕方では媒介されることになるのである」(同、19-20頁)。

「貨幣」によって媒介される「矛盾」とは、引用文③で論定された交換過程の「行きづまり」を指す。すなわち、同時にすべての商品所有者が、自分の商品にたいする他人の欲望を考慮せずに自分の商品と交換に欲望対象商品を購入しようとするれば、「交換過程が行きづまる」のである。そこで、貨幣(G)が登場すると、商品所有者は自分の商品を「一挙に任意の他商品と交換」しようとはせず、「まず貨幣に対して交換する」ことになる。販売(W—G)の過程で商品所有者は、自分の商品を「いきなり価値として妥当(通用)させようとする」のではなく、自分の商品を「使用価値として譲渡することによって貨幣に転化する」と論定される。言い換えれば、商品所有者は、他人の欲望を考慮せずに自分の商品(W)を欲望対象商品と交換しようとするのではなく、自分の商品(W)の販売(W—G)をつうじて、自分の商品が貨幣所有者にとっての使用価値であることを実証するというのである。そして、購買(G—W)の過程で貨幣所有者は、「社会的に妥当な価値の形態」としての「貨幣」(G)を「価値として通用」させ、自分の貨幣を「彼の欲する任意の他商品と交換する」と論定される。氏が規定される「価値としての商品の実現」の意味を踏まえると、購買(G—W)の独自の意義が明らかになる。購買(G—W)を行う貨幣所有者にとってのみ、自分の貨幣(G)にたいする他人の欲望を考慮せずに、自分の貨幣(G)を自分の「欲する」任意の他商品と交換することが可能である。したがって、氏の論理によれば、販売(W—G)を行う

非貨幣商品の所有者は自分の商品をもっぱら「使用価値として譲渡」し、購買（ $G-W$ ）を行う貨幣所有者にとってのみ「価値としての商品の実現」が可能であり、他人の欲望を考慮せずに自分の貨幣を欲望対象商品と交換することが可能である。

このように、氏の論理にしたがえば、諸商品の「価値」性格は任意の他商品との交換可能性に帰着し、「価値としての商品の実現」は各商品の任意の他商品との交換可能性の実証に帰着するからこそ、貨幣の機能は任意の他商品との直接的交換可能性と規定されなければならない。そして、任意の他商品との直接的交換可能性が特定の貨幣商品に帰属する場合、何らかの社会的欲望対象を生産する各商品所有者は、自分の商品の販売（ $W-G$ ）に続く購買（ $G-W$ ）を介してのみ欲望対象商品を手入することができ、引用文③で見た交換過程の「行きづまり」が回避される。この点が引用文④の結論部分で例示される。「小麦」の所有者が「リンネル」を欲し、「リンネル」の所有者は「聖書」を欲し、「聖書」の所有者は「酒」を欲していると想定される。この場合、「リンネル」の所有者の観点では、交換過程の「矛盾」とその解決形態は次のようになる。「小麦」の所有者が「リンネル」を欲しているので、彼はたしかに「社会的欲望」の対象を生産している。だが、彼の欲望対象「聖書」の所有者は、彼の商品「リンネル」を欲していない。この場合、社会的欲望対象を生産する「リンネル」の所有者は、「リンネル」を欲望対象「聖書」と交換することができない。社会的欲望対象を生産する「リンネル」生産者の「労働」は「リンネルの価値を形成している筈」であるが、「リンネル」は「価値として実現」されない。「リンネル」所有者は「リンネル」を欲望対象「聖書」と交換することができないからである。このように、交換過程に「矛盾」が含まれるのは、商品所有者が社会的欲望対象を生産するにもかかわらず、自分の商品を任意の他商品と交換できないからである。この場合、任意の

他商品との直接的交換可能性を持つ「貨幣」(G)が登場すると、「リンネル」所有者は、「リンネル」の販売(W-G)によって「貨幣」(G)を入手したあとで、購買(G-W)によって欲望対象商品を手に入れることができる。以上の例示においても、交換過程の「矛盾」を解決する「貨幣」の機能とは、もっぱら任意の他商品との直接的交換可能性である。

以上に検討した久留間鮫造氏の立論では、交換過程における「使用価値としての商品の実現」と「価値としての商品の実現」との矛盾は指摘されているが、結局は、任意の他商品との直接的交換可能性の貨幣商品への帰属が、交換過程における貨幣の必然性と見なされている。しかし、第3節で詳しく見るように、『資本論』の交換過程論では、貨幣の機能が「商品価値の現象形態、または商品の価値の大きさが社会的に表現される材料として役立つという機能」(K I 104)に限定されたうえで、こうした「独特な社会的機能」(一般的等価物の機能)が貨幣商品の「形式的使用価値」(同)と規定される。任意の他商品との交換可能性が貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されるのではない。一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)が貨幣商品の「形式的使用価値」と規定される場合にのみ、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係とが交換過程において同時に実証される。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、どんなに逆説的に見えようとも、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とせずに、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけを前提として、交換価値としての諸商品の関係を実証しなければならないからである。これにたいして、任意の他商品との交換可能性の貨幣商品への帰属が交換過程における貨幣の必然性と見なされる場合には、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を把握することができない。なぜなら、各商品についての任意の他商品との交換可能性を制約するものは、使用価値にたいする商品所有者の欲望

しかないからである。各商品所有者の商品についての任意の他商品との交換可能性を制約する要因を考察する場合、各商品の使用価値にたいする商品所有者たちの欲望が一致するか否かを考察することはできるが、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連を考察することはできない。任意の他商品との交換可能性の特定の貨幣商品への帰属の必然性を交換過程における貨幣の必然性と見なす考え方は、たしかに一つの完結した論理である。しかし、この論理を採用する場合には、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾にもとづいて貨幣の必然性を論定することはできないのである。⁽²⁾

以上のように、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）の貨幣商品への帰属、あるいは、任意の他商品との直接的交換可能性の貨幣商品への帰属のいずれが交換過程における貨幣の必然性と論定されるかは、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾が把握されるか否かにかかっている。これはけっして用語上の問題ではない。交換過程における使用価値と交換価値との矛盾を考察対象とせずに貨幣の必然性を論定する場合には、任意の他商品との直接的交換可能性が貨幣商品に帰属する理由を説明しさえすればよい。しかし、本稿のように、交換過程における使用価値と交換価値との矛盾にもとづいて貨幣の必然性を論定する場合には、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連を最初に論定しなければならない。そこで、交換過程論の考察にはいるまえに次節では、諸商品の価値関係と商品所有者の交換行為との関連について考察する。

- (1) この考え方の代表は、A. スミス『国富論』第1編第4章「貨幣の起源と使用について」における貨幣の必然性の論定である。「分業がはじまったばかりのときには、この交換力（this power of exchange）はしばしばその

作用を大きく妨げられ行きづまらされた (clogged and embarrassed) にちがいない。ある人は自分自身が必要とするよりも多くのある特定の商品を持つが、他の人はそれよりも少なくしか持たない、と仮定しよう。その結果、この余剰物の一部を、前者はよろこんで手放すだろうし、後者はよろこんで買うだろう。ところが、もしこの後者が、前者が必要とするものをたまたま何も持っていなければ、彼らのあいだにはどんな交換も行われるはずはない。肉屋は、その店に自分が消費しうるよりも多くの肉を持っており、しかも酒屋とパン屋のおのおのは、その肉の一部分を購買したいと思っている。ところが、彼らはそれぞれの職業のさまざまな生産物以外には、交換に提供するものを何も持たず、しかも肉屋にはすでに、彼のさしあたり必要とするパンやビールがすべてそろっている。この場合、彼らのあいだにどんな交換も行われるはずがない。肉屋が彼らの商人になることはできないし、また彼らが肉屋の顧客になることもできない。だから、彼らのすべては、たがいにあまり役立たない。このような事態の不便を避けるために、社会のあらゆる時代のあらゆる細心の人 (every prudent man) は、分業が最初に確立されたのち、自分自身の勤労の固有な生産物のほかに、自分たちの勤労の生産物と交換するのを拒む人はほとんどいないと考えられるようなあれこれの一商品の一定量を、いつでも自分の手もとに持っているようなしかたで、自分が当面する問題を処理しようと自然に努力したにちがいない」(A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by E. Cannan, 6th ed., 1950, London, pp. 24-5). 各商品所有者が何らかの社会的欲望対象の生産に特化する「分業」のもとで、各自の商品の「交換力」が「妨げられ行きづまらされる」と、次の事態が生じる。一方の商品所有者 a は自分の必要量を上回る特定の商品 A を持ち、他方の商品所有者 b は自分の必要量を下回る同種の商品 A しか持たない場合、「この余剰物の一部」(商品 A) を商品所有者 a は譲渡し、商品所有者 b は買うはずである。商品所有者 a の商品 A はたしかに社会的欲望対象である。しかし、商品所有者 b の商品 B を商品所有者 a が欲しないならば、a, b 両者のあいだに交換は行われない。以上の事態が「肉屋」「パン屋」「酒屋」の三人の商品所有者について例示される。(1) 肉屋は自分の必要量を上回る「肉」を持つが、「パン」も「酒」も欲しない。(2) パン屋も酒屋も自分の必要量を下回る肉しか

持たないので、肉を欲する。(1)(2)の想定のもとでは、第一に、肉はパン屋と酒屋の欲望対象だから、肉屋はたしかに社会的欲望対象を生産しており、肉は任意の他商品と交換可能のはずである。しかし第二に、肉屋はパンも酒も欲しないから、これら三者のあいだには交換は行われない。肉屋はパンも酒も買わないし、パン屋も酒屋も「肉屋の顧客」になれないので、これら三者は「たがいにあまり役立たない」。肉屋は社会的欲望対象を生産しているにもかかわらず、肉が誰にとっても「役立たない」のである。このように、「交換力」の「行きづまられる」と、次の「事態の不便」が生じる。すなわち、何らかの社会的欲望を生産する商品所有者の商品が、商品所有者のあいだの欲望の不一致によって、任意の他商品との交換可能性を持ちえないという事態である。「社会のあらゆる時代のあらゆる細心の人」(すべての商品所有者)は、自分たちの生産物との「交換」が誰によっても拒否されない特定商品を持つ結果として、この「事態の不便」を解決する。言い換えれば、商品所有者たちの交換行為をつうじて任意の他商品との交換可能性が特定の貨幣商品に帰属すれば、何らかの社会的欲望対象を生産する商品所有者は、自分の商品を貨幣商品に交換したうえで、欲望対象商品を手に入れる。

- (2) スミスによる貨幣の必然性の論定について次の見解がある。「それは全く『交換過程論』(『資本論』第一部第二章)の立場からなされており、『価値形態論』(同第一章第三節)の欠如しているのが特徴的である」(遊部久蔵『労働価値論史研究』世界書院、1964年、27頁)。「スミスが交換過程上の困難に流通手段としての貨幣の形成を促す根拠を求めたのは、決して誤ってはいない。これは『資本論』第一部第一編第二章『交換過程』におけるマルクスの立場と対応する」(武田信照『価値形態と貨幣』梓出版社、1982年、17頁)。しかし、すでに見たように、スミスによる貨幣の必然性の論定をマルクスの交換過程論でのそれと同一視することはできない。

第2節 商品所有者の交換行為と諸商品の価値関係

使用価値と価値との統一としての諸商品の交換過程を考察する場合、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけでなく、諸商品の価値対象性と商

品所有者の交換行為との関連も考察対象としなければならない。本節で示すように、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連は、交換過程における使用価値と交換価値との矛盾を把握するうえで決定的に重要である。

『資本論』の交換過程論では、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾の展開にもとづいて、貨幣の必然性が論定される。初版『資本論』の物神性論の末尾（交換過程論の直前）におかれた「移行規定」⁽¹⁾に見られるように、交換過程では諸商品の使用価値と交換価値との矛盾が展開せざるをえない。

[初版・移行規定]「商品は、使用価値と交換価値との、したがって二つの対立物の、直接的な統一体である。それゆえ商品は一つの直接的な矛盾である。この矛盾は、商品がこれまでのように分析的に、あるときは使用価値の観点のもとで、あるときは交換価値の観点のもとで、考察されるのではなくて、一つの全体として現実に他の諸商品に関係させられるやいなや、発展せざるをえない。そして、諸商品の相互の現実的關係は、諸商品の交換過程である」(Karl Marx, *Das Kapital*, Erster Band, Erste Auflage, 1867, S. 44.)。

諸商品の「相互の現実的關係」すなわち「交換過程」では、諸商品が使用価値と交換価値との「直接的な統一体」「一つの全体」として現実に関連させられ、使用価値と交換価値との矛盾が展開すると規定されている。それでは、諸商品の交換過程において使用価値と交換価値との矛盾が必ず展開するのは、いったいなぜか。諸商品の交換過程には商品所有者が必ず登場し、どの商品所有者も使用価値にたいする欲望を持つ。使用価値としての諸商品の関係は明らかに、使用価値にたいする商品所有者の欲望にのみ左右される。他方、交換価値としての諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の前提とし、使用価値にたいす

る商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。それゆえ、交換価値としての諸商品の関係（諸商品の価値関係）と商品所有者の交換行為との関連は、けっして自明でない。諸商品の価値関係の根拠すなわち抽象的人間労働の凝固としての価値対象性が、商品所有者の交換行為の観点からどのように規定されるのか。商品所有者の交換行為の観点では、交換価値としての諸商品の関係を、使用価値としての諸商品の関係とは独立に説明することができるのだろうか。これらの論点を考察するためには、交換価値としての諸商品の関係を商品所有者の交換行為の観点から把握しなければならない。後に見るように、商品所有者の交換行為の観点から判明する諸商品の価値関係の独自の性格が、交換過程における諸商品の矛盾を把握するうえで決定的に重要である。そこで、本節では、『資本論』第1部第1章の第4節「商品の物神的性格とその秘密」（物神性論）にもとづいて、交換価値としての諸商品の関係（諸商品の価値関係）と商品所有者の交換行為との関連を考察する。

商品所有者の交換行為の観点から諸商品の交換関係を考察するためには、「商品形態の神秘性」（K I 86）を論定しておかなければならない。「商品形態の神秘性」は一般的には、「人間にたいして、人間自身の労働の社会的性格を労働生産物そのものの対象的性格として、これらの物の社会的自然属性として反映させ、それゆえまた、総労働にたいする生産者たちの社会的関係をも、彼らの外部に実存する諸対象の社会的関係として反映させる」（同）と規定される。ここで次の二点が問題となる。第一に、「人間自身の労働の社会的性格」「総労働にたいする生産者たちの社会的関係」すなわち商品生産者の私的諸労働の「社会的性格」とは何か。第二に、商品生産者の私的諸労働の「社会的性格」が「諸対象の社会的関係」に反映され、しかも、この「諸対象の社会的関係」が当の商品生産者の「外部に実存する」のは、いったいなぜか。商品生産者たちの私的諸労働の「社会的

性格」, およびこの「社会的性格」の実際の生産物交換における反映形態については、次の文章でより具体的に説明される。

〔物神性論・第7パラグラフ〕「労働生産物は、それらの交換の内部ではじめて、それらの互いに感覺的に異なる使用対象性から分離された、社会的に同等な価値対象性を受け取る。有用物と価値物とへの労働生産物のこの分裂がはじめて実際に実証されるのは、有用物が交換をめあてに生産されるまでに、したがって、諸物の価値性格がすでにそれらの生産そのものにおいて考慮されるまでに、交換が十分な広がりと重要性とを獲得したときである。この瞬間から、生産者たちの私的諸労働は、実際に、二重の社会的性格を受け取る。私的諸労働は、一面では、一定の有用的労働として一定の社会的欲望を満たさなければならず、そうすることによって総労働の、自然発生的な社会的分業の体制の、諸分枝として実証されなければならない。私的諸労働が他面でそれら自身の生産者たちの多様な欲望を満たすのは、特殊で有用な私的労働のそれぞれが他の種類の有用な私的労働のそれぞれと交換可能であり、したがってそれと等な意義を持つかぎりでのことである。互いに“まったく”異なる諸労働の同等性は、ただ、現実の不等性の捨象、諸労働が人間的労働力の支出として、抽象的人間労働として、もっている共通な性格への還元においてしか、成り立ちえない。私的生産者たちの頭脳は、彼らの私的諸労働のこの二重の社会的性格を、実際の交易、生産物交換において現れる諸形態でのみ反映する。——すなわち、彼らの私的諸労働の社会的に有用な性格を、労働生産物が有用でなければならないという、しかも他人にとって有用でなければならないという形態で反映し、異種の労働の同等性という社会的性格を、これらの物質的に異なる諸物、諸労働生産物の共通な価値性格という形態で反映する」(K I 87-88)。

第一に、交換関係の内部で諸労働生産物がその「使用対象性」とは分離

された「社会的に同等な価値対象性」を持ち、「有用物」と「価値物」とへの労働生産物の「分裂」が確立し、それゆえ「交換」を目的とする商品生産が確立してはじめて、商品生産者の私的諸労働の「二重の社会的性格」を論定することができる。言い換えれば、諸商品が使用価値（使用対象性）と価値（価値対象性）の二要因の統一と把握されなければ、「生産者たちの私的諸労働が、実際に、二重の社会的性格を受け取る」と言うことはできない。

第二に、商品生産者の私的諸労働の「二重の社会的性格」とは次のように規定される。私的諸労働は一方では「一定の有用的労働」として「一定の社会的欲求」を満たし、「自然発生的な社会的分業の体制の諸分枝」として実証されなければならない。他方、「特殊で有用な私的労働」どうしが「交換可能」で「同等な意義」を持つ場合にのみ、これら「私的諸労働」は商品生産者たちの「多様な欲望」を充足することができる。そして、異種の私的諸労働の「同等性」は、これら諸労働の「共通な性格」（抽象的人間労働）への「還元」を条件とする。それゆえ、異種の私的諸労働による私的生産者たちの「多様な欲望」の充足は、これら諸労働の抽象的人間労働としての同等性の実証を前提とする。このように、商品生産社会では、私的諸労働の社会的性格の実証がもっぱら具体的有用労働としての社会的有用性の実証であることは不可能であり、異種の私的諸労働の具体的有用労働としての社会的有用性の実証は、これら諸労働の抽象的人間労働としての同等性の実証を前提とする。

第三に、「私的生産者たちの頭脳」は、彼らの私的諸労働の「二重の社会的性格」を「実際の交易、生産物交換において現れる諸形態」でのみ反映する。実際の生産物交換すなわち諸商品の交換過程のなかで私的諸労働の「二重の社会的性格」は、それぞれ次の形態に反映される。私的諸労働の「社会的に有用な性格」（具体的有用労働としての社会的有用性）は、

労働生産物が「他人にとって有用でなければならないという形態」（諸労働生産物の社会的有用性）に反映される。他方、「異種の労働の同等性という社会的性格」（私的諸労働の抽象的人間労働としての同等性）は、「諸労働生産物の共通な価値性格という形態」で反映される。

以上のように、使用価値（使用対象性）と価値（価値対象性）との二要因の統一としての諸商品を前提として、商品生産者たちの私的諸労働の「二重の社会的性格」（具体的有用労働としての社会的有用性、抽象的人間労働としての同等性）、および諸商品の交換過程における私的諸労働の「二重の社会的性格」の反映形態が論定された。私的諸労働の具体的有用労働としての社会的有用性が交換過程のなかに反映される形態は、使用価値としての諸商品の関係が実証される過程であり、この過程は明らかに、使用価値にたいする商品所有者の欲望にのみ左右される。他方、私的諸労働の抽象的人間労働としての同等性は交換過程のなかで「諸労働生産物の共通な価値性格という形態」に反映されると規定されているが、労働生産物の「価値性格」と商品所有者との関連は決して自明ではない。「人間」（商品所有者）が諸労働生産物を「価値として互いに関連させる」過程については、次の文章でより詳しく説明される。

〔物神性論・第8パラグラフ（一部）〕「したがって、人間が彼らの労働生産物を価値としてたがいに関連させるのは、これらの物が彼らにとって同種の人間的労働の単なる物的外皮（bloß sachliche Hülle gleichartig menschlicher Arbeit）として意義をもつからではない。逆である。彼らは、彼らの異種の生産物を交換において価値としてたがいに等置しあうことによって、彼らのさまざまに異なる労働を人間的労働として等置する。彼らはそれを知らないが、それを行う」（K I 88）。

「人間」とは商品所有者を意味し、「同種の人間的労働の単なる物的外皮」とは、抽象的人間労働の凝固としての諸労働生産物の価値対象性を意

(2) 味する。この点を確認したうえで、第一文——「人間が彼らの労働生産物を価値としてたがいに関連させるのは、これらの物が彼らにとって同種の人間的労働の単なる物的外皮として意義をもつからではない」——を検討しよう。商品所有者たちにとって諸労働生産物が「同種の人間的労働の単なる物的外皮」すなわち抽象的人間労働の凝固として意義を持つことを理由として、交換者たちが諸労働生産物を「価値として互いに関連させる」のではない。言い換えれば、商品所有者たちが諸商品を価値として関連させるさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とすることができないのである。前節で見たように、交換価値としての諸商品の関係（諸商品の価値関係）は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を根拠とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。しかし、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあうさいに、彼らは諸商品の価値関係の根拠すなわち抽象的人間労働の凝固としての価値対象性を前提におくことができない。諸商品の価値関係を商品所有者の交換行為の観点から説明するさいに、この点はきわめて重要である。

他方、諸商品を交換価値として等置しあう主体は「人間」（商品所有者）にはかならない。交換過程において商品所有者は諸商品の価値対象性を前提におくことができないが、諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての同等性が、「人間」の外部の事情にもとづいて実証されるのではない。この点を確認したうえで、「逆である」に続く次の文章——「彼らは、彼らの異種の生産物を交換において価値としてたがいに等置しあうことによって、彼らのさまざまに異なる労働を人間的労働として等置する」——を検討しよう。商品所有者たちが「異種の生産物」を「交換において価値としてたがいに等置しあう」過程において、彼らは、「異種の生産物」に表された諸労働を「人間的労働として等置」する。言い換えれば、商品所

有者たちが諸商品を交換価値として等置しあう過程においてのみ、諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての同等性が実証されるのである。なぜなら、諸商品を交換価値として等置しあう主体は、「人間」（商品所有者）だけだからである。

このように、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあうさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固として諸商品の価値対象性を前提におくことはできない。だが、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあう過程においてのみ、諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての同等性が実証される。これらの論点にもとづいて、「彼ら〔「人間」すなわち商品所有者——引用者〕はそれを知らないが、それを行う」の文章を解釈しよう。「それ」は、「彼らの異種の生産物を交換において価値としてたがいに等置しあうことによって、彼らのさまざまに異なる労働を人間的労働として等置する」こと、言い換えれば、諸商品が交換価値として等置される交換過程における、私的諸労働の抽象的人間労働としての同等性の実証（私的諸労働の抽象的人間労働としての同等性の交換過程における実証）を意味する。一方では、「人間」（商品所有者）は、私的諸労働の抽象的人間労働としての同等性が実証される過程を「知らない」。なぜなら、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあうさいに、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。しかし他方では、「人間」（商品所有者）だけが、私的諸労働の抽象的人間労働としての同等性が実証される過程を「行う」。なぜなら、諸商品を交換価値として等置しあう主体は「人間」（商品所有者）だけだからである。

物神性論第7パラグラフで見たように、諸商品の価値対象性を前提としなければ、私的諸労働の抽象的人間労働としての同等性を実証することはできない。ところが、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあ

うさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないのである。そればかりか、諸商品の価値対象性が抽象的人間労働の凝固として経済学的に説明されてからもなお、どの商品所有者にとっても価値対象性を既知のものとして前提におくことは不可能である。「労働生産物は、それが価値であるかぎり、その生産に支出された人間的労働の単なる物的表現 (sachliche Ausdrücke) にすぎないという後代の科学的発見は、人類の発達史において一時代を画するものではあるが、労働の社会的性格の对象的外観をけって払いのけはしない。商品生産というこの特殊的生産形態だけに当てはまること、すなわち、互いに独立した私的諸労働の独特な社会的性格は、人間的労働としてそれらの同等性にあり、かつ、これらの社会的性格が労働生産物の価値性格という形態をとるのだということが、商品生産の諸関係にとらわれている人々にとっては、あの発見のまえにもあとにも、究極的なものとして現れる」(KI 88)。見られるように、労働生産物の価値対象性が「その生産に支出された人間的労働の単なる物的表現」(すなわち抽象的人間労働の凝固)として経済学的に説明されてもなお、「労働の社会的性格の对象的外観」は存続する。私的諸労働の「人間的労働」(抽象的人間労働)としての「同等性」は、「労働生産物の価値性格という形態」をとらざるをえない。なぜなら、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあう過程では、どの商品所有者も価値対象性を前提におくことができないからである。

交換過程においてどの商品所有者も、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないのは、いったいなぜか。それは、諸商品の価値対象性が、どの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからである。この点を次の文章にもとづいて考察しよう。

〔物神性論・第9パラグラフ〕「生産物の交換者たちがさしあたり実際に関心を持つのは、自分の生産物と引き換えにどれだけの他人の生産物が

手にはいるか、すなわち、どのような割合で生産物が交換されるかという問題である。この割合が一定の慣習的な固定性にまで成熟すると、この割合はあたかも労働生産物の本性 (Natur) から生じるかのように見える (scheinen)。たとえば、1 トンの鉄と 2 オンスの金とが等価である (gleichwertig) であるのは、ちょうど 1 ポンドの金と 1 ポンドの鉄とが、それらの物理的・化学的諸属性の相違にもかかわらず、等しい重さのものであるのと同じように見える (scheinen)。実際に労働生産物の価値性格は、価値の大きさとしての諸生産物の実証によってはじめて固まる。価値の大きさ (Wertgröße) は、交換者たちの意志、予見、行為にはかかわりなく、絶えず変動する。交換者たち自身の社会的運動が、彼らにとっては、諸物の運動という形態をとり、彼らは、その運動を制御するのではなく、この運動によって制御される (unter deren Kontrolle stehen) (K I 89)。

「交換者たち」は自分の生産物と他人の生産物との交換割合に関心を持つ。この点は自明である。問題は、諸生産物の交換割合すなわち交換価値が「あたかも労働生産物の本性 (Natur) から生じるかのように見える (scheinen)」理由である。「労働生産物の本性」の例として、重量のような自然属性があげられるのはなぜか。「価値の大きさ (Wertgröße)」とは、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性のことである。「実際に労働生産物の価値性格は、価値の大きさとしての諸生産物の実証によってはじめて固まる」と言われるように、諸商品の価値関係の成立根拠は、抽象的人間労働の凝固としての価値対象性である。それでは、諸商品の価値対象性は商品所有者の交換行為にとってどんな要因なのか。「価値の大きさ」(価値対象性) は「交換者たちの意志、予見、行為」とはまったく無関係に「絶えず変動する」。諸商品の価値対象性は、商品所有者たちの「意志、予見、行為」によっては制御されない要因である。それゆえ、諸商品の価値対象性は、人間の外部にある自然条件 (たとえば重量)

と同じように、どの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であり、「労働生産物の本性 (Natur)」と見なされるほかはない。この点にのみ着目するなら、どの商品所有者にとっても諸商品の交換価値は、もっぱら制御不可能で「労働生産物の本性 (Natur)」にのみ起因することになる。しかし、前掲第8パラグラフで見たように、諸商品を交換価値として等置しあう主体は商品所有者だけであり、私的諸労働の抽象的人間労働としての同等性は「人間」の外部の事情によって実証されるのではない。したがって、交換価値としての諸商品の関係が「労働生産物の本性から生じる」というのは真実ではなく、「あたかも生じるかのように見える (scheinen)」と言わなければならない。

このように、諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であるから、商品所有者の交換行為の観点からは諸商品の価値関係が次のように規定される。「交換者たち自身の社会的運動」(諸商品を交換価値として等置しあう商品所有者の交換行為)は、彼らにとって「諸物の運動」(交換価値としての諸商品の関係)という「形態」をとり、しかも当の商品所有者は、この「諸物の運動」を「制御する」のではなく、逆にこの「運動」によって「制御される」のである。言い換えれば、交換価値としての諸商品を等置しあうのは商品所有者たちであるが、どの商品所有者も交換価値としての諸商品の関係を制御することはできない。なぜなら、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性は、どの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからである。私的諸労働の「社会的性格」が反映される「諸対象の社会的関係」(K I 86)が商品生産者たちの「外部に実存する」(同)のも、諸商品の価値対象性がどの商品生産者にとっても制御不可能な要因だからである。「商品体の感覚的にかさがさした対象性とは正反対に、商品の価値対象性には、一原子の自然素材もはいいりこまない」(K I 62)と論定されるように、諸商品の価値

対象性は、使用価値または商品体のどんな自然属性とも無関係な社会的属性である。しかし、たとえ諸商品の価値対象性が社会的属性と規定されていても、この価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因と規定されなければ、商品所有者たちが彼らの「社会的運動」の反映形態（交換価値としての諸商品の関係）によって「制御される」とは言えない。もし、商品所有者たちが交換行為をつうじて抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を制御することができるならば、商品所有者たちは諸商品の価値関係を自由に制御することができ、彼らにとって諸商品はもっぱら「感覚的」なものとなるであろう。抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因である場合にのみ、労働生産物の「商品形態」は「神秘性」（K I 86）を持ち、商品は「感覚的で超感覚的な物、すなわち社会的な物」（同）と規定される。⁽³⁾

以上のように、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性は、どの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因である。この論点を踏まえてはじめて、「商品形態の神秘性」を論定し、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を把握することができる。

第一に、諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であるからこそ、交換過程において諸商品の使用価値と交換価値との矛盾が展開せざるをえない。交換価値としての諸商品の関係の唯一の根拠は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性であるが、この価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因である。しかも、諸商品を交換価値として等置しあう主体は、商品所有者たちだけである。これらの論点から推論されるように、商品所有者の交換行為は、諸商品の価値対象性を前提とすることはできず、使用価値にたいする商品所有者の欲望にのみ左右される。交換価値としての諸商品の関係は、

抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。しかし、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことはできないので、使用価値にたいする商品所有者の欲望のみを前提として、交換価値としての諸商品の関係を実証しなければならない。ここで、使用価値としての諸商品の関係が実証される過程を諸商品の「使用価値としての実現」、交換価値としての諸商品の関係が実証される過程を諸商品の「価値としての実現」と呼ぶことにしよう。諸商品の「使用価値としての実現」は、使用価値にたいする商品所有者の欲望にのみ左右され、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性とはいっさい無関係である。これにたいして、諸商品の「価値としての実現」は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、使用価値にたいする欲望とは無関係な諸商品の「価値としての実現」が、使用価値にたいする欲望にのみ左右される諸商品の「使用価値としての実現」を前提としなければならない。そればかりか、諸商品の交換過程はもっぱら諸商品の「価値としての実現」ではありえず、諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」はつねに相互前提関係にななければならない。交換過程における貨幣の必然性を論定するうえで、以上の論点は決定的に重要である。

第二に、交換過程論の結論部分では、労働生産物の「商品形態」とは「人間の制御 (Kontrolle) や人間の意識的な個人的行為から独立した彼ら自身の生産諸関係の物的形態」であることが再確認され、そのうえで、「目に見えるようになった、人目をくらすようになった商品物神の謎」として「貨幣物神の謎」が論定される (K I 108)。諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因と規定されなければ、

この「貨幣物神の謎」を説明することはできない。

本節の主要論点——抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であること——を踏まえて、次節では、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾の展開にもとづいて、交換過程における貨幣の必然性を論定する。

- (1) 「移行規定」の呼称は久留間鮫造氏による。「マルクスが『経済学批判』および『資本論』の初版で、交換過程の考察にはいろいろとするすぐ前のところにおいている文句——この問題を論じる一部の人によって移行規定と呼ばれているもの——」（『価値形態論と交換過程論』岩波書店、1957年、9頁）。
- (2) 抽象的人間労働の「物的外皮」とは諸商品の価値対象性を意味する。これは、交換過程論における次の文章からも明らかである。「どの商品も価値（Wert）としては、それ〔商品〕に支出された人間労働の物的外皮（sachliche Hülle der auf sie [jede Ware] verausgabten menschlichen Arbeit）にすぎない」（K I 105, [] 内引用者）。
- (3) 武田信照氏は「商品の呪物性」を次のように説明される。「交換能力としての価値というこの超感性的属性はどこから商品に付着することになったのであろうか。商品世界の日常意識はこれに奇妙な解答を与える。つまり、商品所持者たちは、価値という属性が商品体＝物としての商品に内在する自然属性だと考えるのである。価値は超感性的な属性であって、感性でとらえることのできる自然属性ではない。しかしこのようなとりちがえが商品世界では必ず生じるのである」（武田信照「商品の呪物性」『法経論集（経済・経営篇）』（愛知大学）第84号、1977年7月、40頁）。つまり、「商品所持者たちは」、「交換能力としての価値」という「超感性的属性」を「物としての商品に内在する自然属性」と取り違えるというのである。しかし、もっぱら商品所有者の交換行為の結果である諸商品の交換価値を、「物」の「自然属性」（物理的・化学的的属性など）と取り違える商品所有者は、現実のどんな市場にもいないと思われる。

第3節 交換過程における使用価値と交換価値の矛盾の展開

本節では、『資本論』第1部第2章「交換過程」の冒頭から第6パラグラフまでを検討し、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾とは何かを明らかにし、この矛盾の展開にもとづいて交換過程における貨幣の必然性を論定する。前節での中心論点——抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であること——は、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾、および、一般的等価形態の貨幣商品への帰属にかんする価値形態論と交換過程論の観点の相違を把握するうえで、決定的に重要である。

前節で見たように、物神性論でも「実際の交易、生産物交換」に参加する「私的生産者」「人間」(K I 88)あるいは「交換者」(K I 89)が前提におかれていた。交換過程論では、使用価値にたいする商品所有者の欲望が明示的に導入され、商品所有者の交換行為がより具体的に考察される。交換過程論の冒頭パラグラフでは「商品所有者」の導入が明示される。「諸商品は、自分で市場におもむくこともできず、自分で自分たちを交換することもできない。したがってわれわれは、商品の保護者、すなわち商品所有者たちをさがさなければならない」(K I 99)。交換過程論で「商品の保護者」「商品所有者」の導入が改めて明示されるのは、あらゆる論点について「商品」の観点と「商品所有者」との観点の相違が問題となるからである。「商品」と「商品所有者」との観点の相違のなかで最も明白なのは、後に見るように、使用価値にたいする欲望の有無である。諸商品の交換過程を構成する「商品所有者」の交換行為は、次のように規定される。「一方は他方の同意のもとにのみ、したがってどちらも両者に共通な一つの意志行為を媒介としてのみ、自分の商品を譲渡することによって他人の

商品を自分のものにする。だから、彼ら〔商品の保護者たち——引用者〕は互いに私的所有者として認め合わなければならない（K I 99）。言い換えれば、諸商品の交換過程は、商品所有者たち相互の「同意」「共通な一つの意志行為」による媒介、すなわち「私的所有者」としての相互承認を条件とする。まさに商品所有者どうしの相互承認の過程のなかで、諸商品の使用価値と交換価値との矛盾が展開するのである。後に見るように、商品所有者の交換行為の観点では、交換過程を、もっぱら諸商品の「使用価値としての実現」（使用価値としての諸商品の関係の実証）の過程として、あるいは、もっぱら諸商品の「価値としての実現」（価値としての諸商品の関係の実証）の過程として把握することは不可能である。商品所有者の交換行為の観点に立つかぎり、諸商品の「使用価値としての実現」と諸商品の「価値としての実現」とは必ず相互前提関係にあり、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾が必ず展開する。

諸商品の交換過程における矛盾を把握するうえで決定的に重要な論点は、諸商品の全面的交換が必要とされる理由である。『資本論』の交換過程論でも、諸商品の全面的交換の必然性が最初に論定される。以下では、交換過程論の第2パラグラフから第6パラグラフを検討し、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾とは何かを明らかにし、交換過程論における貨幣の必然性を論定する。

1. 諸商品の「価値としての実現」を前提とする諸商品の「使用価値としての実現」（交換過程論・第2パラグラフ）

本パラグラフでは、諸商品の使用価値（商品体）についての「商品」の観点と「商品所有者」の観点との相違が最初に確認されたうえで、諸商品の全面的交換の必然性が論定される。その場合、各商品所有者が何らかの社会的欲望対象の生産に従事できるための条件として、諸商品の全面的交

換の必然性が論定されるのではない。各商品所有者じしんの商品と他人のすべての商品との価値関係がつねに成立し、各商品所有者にとって自分の商品は「交換価値の担い手」としての使用価値を持つだけで自分の欲望対象でないからこそ、諸商品の全面的交換が必要とされるのである。各商品所有者にとって自分の商品が自分の欲望対象でない理由は、自分の商品と他人のすべての商品との価値関係にある。それゆえ、諸商品の交換過程は、もっぱら諸商品の「使用価値としての実現」の過程ではありえず、「価値としての実現」を前提とする「使用価値としての実現」の過程でなければならない。

[第2パラグラフ] 「商品所有者をとくに商品から区別するものは、商品にとっては他のどの商品体も (jeder andre Warenkörper) それ自身の価値の現象形態としてのみ意義をもつという事情である。だから、生まれながらの水平派であり犬儒学派である商品は、他のどの商品とも、たとえそれがマトリネスよりまずい容姿をしていても、魂だけでなく体までも取り替えようと絶えず待ちかまえている。商品所有者は、こうした、商品には欠けている、商品体の具体性にたいする感覚を、彼自身の五感およびそれ以上の感覚でもって補う。彼の商品は彼にとっては何らの直接的使用価値も持たない。さもなければ、彼はそれを市場にもっていきはしなかった。それがもっているのは他人にとっての使用価値である。彼にとって彼の商品が直接に持つのは、交換価値の担い手であり、それゆえ交換手段であるという使用価値だけである。だからこそ、この商品を彼は自分を満足させる使用価値をもつ商品と引き換えに譲渡しようとする。すべての商品は、その所有者にとっては非使用価値であり、その非所有者にとっては使用価値である。したがって、これらの商品は、全面的に持ち手を変換しなければならない。ところが、この持ち手変換が諸商品の交換なのであって、またこれらの交換が諸商品を価値としてたがいに関連させ、諸商品を価値

として実現する。それゆえ、諸商品は、使用価値として実現されうるまゝに価値として実現されなければならない」(K I 100)。

最初に、使用価値（商品体）をめぐる「商品所有者」の観点と「商品」の観点との相違が指摘される。「商品」にとっては「他のどの商品体」も当の商品の「価値の現象形態」としてのみ意義を持つので、「商品」はどんな「まずい容姿」の他商品とも「魂だけでなく体までも取り替え」ようとする。「商品」の観点では、他商品の「容姿」の如何すなわち使用価値の差異は意味を持たず、任意の他の商品体が当の商品の「価値の現象形態」としてのみ意義を持つ。つまり、「商品」の観点では、他商品の価値形態としての使用価値（商品体）の機能だけが意味を持つのである。

ところで、他商品の価値形態としての使用価値（商品体）の機能についても、「商品」の観点と「商品所有者」の観点との相違があり、しかもこの点は、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を説明するうえできわめて重要である。「交換価値の素材の担い手」(K I 50)としての使用価値（商品体）の意義については、『資本論』第1部の最初の節「商品の二要因」で考察されている。本稿では詳論しないが、その節では、一商品についての任意多数の諸交換価値が「互いに置き換えうる、または互いに等しい大きさの、諸交換価値」であることを根拠として、「交換価値は、一般にただ、それとは区別されうるある内実の表現様式、『現象形態』でしかありえない」(K I 51)と推論される。だが、使用価値（商品体）が他商品の価値形態として機能することの根拠、最も単純に言えば、一方の商品の使用価値が他方の商品の価値形態または交換価値になることの根拠は、「商品の二要因」論を超える問題であり、それは価値形態論で説明される。使用価値（商品体）が他商品の価値形態として機能することは、等価形態に立つ商品に固有な事情であり、「使用価値がその反対物の、価値の現象形態になる」ことが等価形態の「第一の独自性」(K I 70)と

規定される。見落としてはならないのは、使用価値または商品体が「価値の現象形態」として機能する根拠である。「商品の自然形態が価値形態になる。だが、注意せよ。この入れ替わり (Quidproquo) が一商品 B (上着、または小麦、または鉄など) にとって生じるのは、ただ、任意の他の一商品 A (リンネルなど) が商品 B と取り結ぶ価値関係の内部だけでのことであり、ただこの関連の内部だけでのことである。どの商品も等価物としての自分自身に関連することはできず、したがってまたそれ自身の自然的外皮をそれ自身の価値の表現にすることはできないから、どんな商品も等価物としての他の商品に関連せざるをえない、あるいは、他の商品の自然的外皮をそれ自身の価値形態にせざるをえない」(K I 71)。「商品の自然形態が価値形態になる」ことが「入れ替わり (Quidproquo)」と規定されるのは、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性が諸使用価値のどの自然属性とも無関係だからである。価値形態論の導入部分でも、「商品の価値対象性には、一原子の自然素材もはいりこまない」(K I 62)と確認されている。もちろん、ある商品の「自然的外皮」は、当の商品の「価値形態」としてではなく、他商品の「価値形態」として機能する。そして、「一商品 B」についての「入れ替わり」すなわち他商品の価値形態としての「一商品 B」の「自然形態」の機能は、「任意の他の一商品 A ……が商品 B と取り結ぶ価値関係」を前提とする。より詳しく言えば、他商品の価値形態としての商品 B の使用価値の機能は、商品 B が等価形態に立ち、任意の他商品が相対的価値形態に立つ価値表現を前提とし、この価値表現は両極の諸商品の価値関係を前提とする。このように、他商品の価値形態としての使用価値 (商品体) の機能は、等価形態に立つ商品の使用価値に固有な機能であり、しかも、価値表現の両極の諸商品の価値関係を前提とする。諸商品の価値関係は、諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての同等性を唯一の根拠とし、使用価値にたいする商品所有

者の欲望とはいっさい無関係である。「商品」の観点では、諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての同等性は、諸商品の価値形態（最も単純に言えば、一方の商品の使用価値が他方の商品の価値形態になること）の根拠として位置づけられる。本稿では詳論できないが、この論点が「相対的価値形態の内実」(K I 64)である。このように、「商品」の観点では、他商品の価値形態としての使用価値（商品体）の機能を論じることができ、しかも、この機能の根拠すなわち諸商品の価値形態の成立を論証することもできる。

他方、他商品の価値形態としての使用価値（商品体）の機能は、「商品所有者」の観点でも意味を持つ。なぜなら、前節で見たように、諸商品を交換価値として等置しあう主体は、商品所有者にほかならないからである。しかし、「商品所有者」の観点では、使用価値（商品体）が他商品の価値形態として機能する根拠、すなわち、諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。前節で見たように、諸商品の価値関係の根拠すなわち抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性は、どの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因である。したがって、「商品」の観点ではなく、「商品所有者」の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提として、一方の商品の使用価値（商品体）が他方の商品の価値形態として機能する根拠を説明することは、絶対に不可能である。このように、「商品所有者」の観点では、他商品の価値形態としての使用価値（商品体）の機能を論じることが可能だが、この機能の根拠すなわち諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。

他商品の価値形態としての使用価値（商品体）の機能にかんする以上の論点を踏まえて、「商品所有者」にとっての自分の商品の使用価値の意義を検討しよう。商品所有者は「商品体の具体性にたいする感覚」を自分の

感覚で「補う」と記されているように、各商品所有者は使用価値（商品体）にたいする具体的な欲望を持つ。各商品所有者が自分の商品を「市場」に持ち込む場合、各商品所有者にとって自分の商品は「他人にとっての使用価値」であって自分の欲望対象ではない。各商品所有者のもとでは「他人にとっての使用価値」が「自分にとっての使用価値」へと入れ替わらなければならない。それゆえ、交換過程は諸商品の「使用価値としての実現」の側面を必ず持たなければならない。

それでは、各商品所有者にとって自分の商品が「他人にとっての使用価値」であって自分の欲望対象ではなく、諸商品の全面的交換が必要とされるのはいったいなぜか。各商品所有者が何らかの社会的欲望対象の生産に特化できるための条件として、諸商品の全面的交換の必然性が論定されるのであろうか。このような推論は本パラグラフでは行われていない。どの商品所有者にとっても自分の商品が「他人にとっての使用価値」であって自分の欲望対象でない理由は、自分の商品が「交換価値の担い手であり、それゆえ交換手段である」という使用価値を持つことにある。各商品所有者にとって自分の商品が「交換価値の担い手」「交換手段」としての使用価値を持つのは、自分の商品はすでに「市場」にあり、各自の商品と他人の商品との価値関係が成立しているからである。したがって、どの商品所有者にとっても自分の商品が「他人のための使用価値」であって自分の欲望対象でないのは、自分の商品が市場に持ち込まれ、他人のあらゆる商品との価値関係におかれているからである。前節で見たように、諸商品の価値関係は抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の根拠とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。しかも、諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因である。したがって第一に、「交換価値の担い手」としての各自の商品の使用価値は、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさ

い無関係である。各商品所有者にとって自分の商品は、「市場」のなかで他人の商品との価値関係にあり、もはや自分の欲望対象でない。そもそも交換価値としての諸商品の関係は使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係であるから、「交換価値の担い手」という使用価値は、当の商品所有者にとっての欲望対象ではないのである。また、各商品所有者じしんの商品と他人の商品との価値関係は、各自の商品の使用価値にたいする他の商品所有者の欲望とも無関係である。各自の商品が「他人にとっての使用価値」を持つか否かにかかわらず、各自の商品と他人の商品との価値関係がつねに成立する。第二に、「交換価値の担い手」としての各自の商品と他人の商品とのあいだの価値関係は、どの商品所有者にとっても意識的に制御することはできない。諸商品の価値対象性は、どの使用価値の自然属性とも無関係な社会的属性であるだけでなく、どの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからである。⁽¹⁾

このように、どの商品所有者にとっても自分の商品が「他人にとっての使用価値」であって自分の欲望対象でなく、諸商品の全面的交換が必要とされるのは、どの商品所有者にとっても自分の商品は「市場」のなかで他人のあらゆる商品との価値関係にあり、自分の商品は「交換価値の担い手」としての使用価値しか持たないからである。本パラグラフでは、各商品所有者が何らかの社会的欲望対象の生産に特化できるための条件として、諸商品の全面的交換の必然性が論定されているのではない。実際に本パラグラフでは、商品所有者にとって自分の商品が「交換価値の担い手」「交換手段」としての使用価値を持つと論定されたあとに、「だからこそ(darum)」を介して、「この商品〔商品所有者じしんの商品——引用者〕を彼は自分を満足させる使用価値をもつ商品と引き換えに譲渡しようとする」こと、すべての商品が「その所有者にとっては非使用価値」「その非所有者にとっては使用価値」であること、それゆえ諸商品の「全面的」交

換の必然性が論定される。そして、諸商品を交換価値として等置しあう主体は商品所有者にはかならないからこそ、諸商品の「全面的」交換が「諸商品を価値として互いに関連させ、諸商品を互いに価値として実現する」のである。

本パラグラフの結論——「諸商品は、使用価値として実現されうるまゝに価値として実現されなければならない」——に見られるように、諸商品の交換過程は、もっぱら諸商品の「使用価値としての実現」の過程（「他人にとっての使用価値」が「自分にとっての使用価値」と交換される過程）ではありえず、諸商品の「価値としての実現」を前提とする「使用価値としての実現」の過程でなければならない。諸商品の「使用価値としての実現」（使用価値としての諸商品の関係の実証）は、使用価値にたいする商品所有者の欲望にのみ左右され、諸商品の価値対象性とはいっさい無関係である。これにたいして、諸商品の「価値としての実現」（交換価値としての諸商品の関係の実証）は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。したがって、諸商品の「価値としての実現」を前提とする「使用価値としての実現」には、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾が含まれている。

以上のように、各商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との価値関係のもとで、各商品所有者にとって自分の商品は「交換価値の担い手」であって自分の欲望対象でないからこそ、諸商品の全面的交換が必要とされる。なぜなら、交換価値としての諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係だからである。しかも、諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であって、商品所有者の交換行為の観点では諸商品の価値対象性を前提におくことはでき

ないからである。それゆえ、諸商品の全面的交換は、諸商品の価値関係にもとづいて論定されるのであって、各商品所有者が何らかの社会的欲望対象の生産に特化できるための条件として論定されるのではない。諸商品の価値関係にもとづいて諸商品の全面的交換の必然性が論定されるのは、諸商品が使用価値と価値との統一として把握される場合だけである。したがって、第2パラグラフの結論（諸商品の「使用価値としての実現」は「価値としての実現」を前提とする）の含意は、使用価値と価値との統一としての諸商品についてのみ当てはまる全面的交換の必然性である。

2. 諸商品の「使用価値としての実現」を前提とする諸商品の「価値としての実現」（交換過程論・第3パラグラフ）

前掲第2パラグラフでは、各商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との価値関係にもとづいて諸商品の全面的交換の必然性が推論され、諸商品の「使用価値としての実現」は諸商品の「価値としての実現」を前提とすることが論定された。次の第3パラグラフでは、諸商品の「価値としての実現」が諸商品の「使用価値としての実現」を前提とすると論定される。本パラグラフでこの結論が導かれるのは、前節で見たように、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因と規定されているからである。

〔第3パラグラフ〕「他面では、諸商品は、みずからを価値として実現しうるまえに、みずからを使用価値として実証しなければならない。というのは、諸商品に支出された人間労働が数にはいるのは、この労働が他人にとって有用な形態で支出された場合に限られるからである。ところが、その労働が他人にとって有用であるかどうか、それゆえその生産物が他人の欲望を満足させるかどうかは、もっぱら商品の交換が証明できることである」(K I 100-101)。

本パラグラフでは最初に、「諸商品は、みずからを価値として実現するまえに、みずからを使用価値として実証しなければならない」こと、すなわち、諸商品の「価値としての実現」は諸商品の「使用価値としての実現」を前提とするという結論が示される。その理由としてあげられるのが、「諸商品に支出された人間労働が数にはいるのは、この労働が他人にとって有用な形態で支出された場合に限られる」という論点である。言い換えれば、商品所有者の交換行為が直接に関与できるのは、諸商品に表された諸労働うち具体的有用労働の側面だけである。そして、諸商品に表された諸労働が「他人にとって有用」か否か、それゆえ、諸使用価値が「他人の欲望」を満たすか否かは、諸商品の「使用価値としての実現」の過程において実証される。

諸商品の「価値としての実現」（交換価値としての諸商品の関係の実証）は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。これにたいして、諸商品の「使用価値としての実現」（使用価値としての諸商品の関係の実証）は、使用価値にたいする商品所有者の欲望にのみ左右され、諸商品の価値対象性とはいっさい無関係である。したがって、諸商品の「使用価値としての実現」を前提とする諸商品の「価値としての実現」の過程には、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾が含まれている。ここで確認しておきたいのは、第3パラグラフで以上の矛盾が論定される根拠、すなわち、商品所有者の交換行為が具体的有用労働の側面にしか直接に関与できない理由である。前節で見たように、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であり、諸商品を交換価値として等置しあうさいに商品所有者は価値対象性を前提におくことができない。したがって、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品に表された諸労働は、価値対象性と

の関連では考察されず、使用価値（使用対象性）との関連でのみ考察されるほかはない。このように、価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからこそ、商品所有者の交換行為は直接に関与できるのは具体的有用労働（使用価値を形成する労働）の側面だけである。諸商品の価値関係の成立根拠を説明するためには、諸商品に表された諸労働の二重性格を前提としなければならない。だが、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、諸労働の二重性格のうちもっぱら具体的有用労働（使用価値を形成する労働）の側面を前提におかなければならない。したがって、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品に表された諸労働のうちもっぱら具体的有用労働（使用価値を形成する労働）の側面を前提として、交換価値としての諸商品の関係を説明しなければならない。

以上のように、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因と規定されるからこそ、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品に表された諸労働のうちもっぱら具体的有用労働（使用価値を形成する労働）の側面が前提におかれる。したがって、第3パラグラフの結論（諸商品の「価値としての実現」が諸商品の「使用価値としての実現」を前提とする）の含意は、商品所有者の交換行為の観点から諸商品の価値関係を実証するさいの次の問題にある。商品所有者の交換行為の観点から諸商品の価値関係を実証するさいには、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけが前提におかれ、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことは許されない。たしかに、交換価値としての諸商品の関係は、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。けれども、商品所有者の交換行為の観点から諸商品の価値関係を実証する場合、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象することはできないのである。この点については、交換過

程論の第4・5パラグラフで論証される。それゆえ、どんなに逆説的に見えようとも、商品所有者の交換行為の観点から諸商品の価値関係を説明する場合には、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とせず、しかも、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけを前提におかなければならない⁽²⁾。

ところで、交換過程論の第2パラグラフの末尾と第3パラグラフの冒頭をつなぎ合わせた文章——「諸商品は、使用価値として実現されうるまえに価値として実現されなければならない。／他面では、諸商品は、みずからを価値として実現しうるまえに、みずからを使用価値として実証しなければならない」——にもとづいて、交換過程における使用価値と交換価値の矛盾が論じられることが多い。たしかに、諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」との相互前提関係のなかに、交換過程における使用価値と交換価値との矛盾が含まれている⁽³⁾。しかし、前項と本項で詳論したように、前掲第2パラグラフの結論（諸商品の「使用価値としての実現」は諸商品の「価値としての実現」を前提とする）の含意（諸商品の価値関係にもとづく諸商品の全面的交換の必然性）と、以上に見た第3パラグラフの結論（諸商品の「価値としての実現」が諸商品の「使用価値としての実現」を前提とする）の含意とは、厳密に区別されなければならない。

3. 「個人的過程」と「一般的社会的過程」との相互前提関係の必然性（交換過程論・第4パラグラフ）

本パラグラフでは、商品所有者の欲望にのみ左右される諸商品の「使用価値としての実現」が商品交換の「個人的過程」の側面と規定され、諸商品の価値対象性を唯一の前提とする諸商品の「価値としての実現」が商品交換の「一般的社会的過程」の側面と規定されたうえで、交換過程のこれ

ら二つの側面は互いに独立ではありえないという問題が提起される。ただし、この問題の論証は第5パラグラフで行われる。

[第4パラグラフ] 「どの商品所有者も、自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品と引き換えにのみ自分の商品を譲渡しようとする。そのかぎりでは、交換は彼にとってもっぱら個人的過程である。他方では、彼は自分の商品を価値として実現しようとする。すなわち、彼自身の商品が他の商品の所有者にとって使用価値を持つか持たないかにはかかわりなく、彼にとって任意の同じ価値を持つ他のどの商品でも価値として実現しようとする。そのかぎりでは、交換は彼にとって一般的な社会的過程である。だが、同じ過程が、同時にすべての商品所有者にとって、もっぱら個人的であると同時にもっぱら一般的社会的ではありえない」(K I 101)。

本パラグラフは明らかに商品所有者の交換行為の観点に立つ。第一文に見られるように、「どの商品所有者も、自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品と引き換えにのみ自分の商品を譲渡しようとする」ことに着目するかぎりでは、「商品所有者」にとって諸商品の交換過程はもっぱら「個人的過程」である。「個人的過程」の側面では、各商品所有者にとっての他人の商品は、「自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品」すなわち彼の欲望対象となる商品に限定されている。したがって、「個人的過程」の側面は、商品所有者の欲望にのみ左右される諸商品の「使用価値としての実現」の過程に対応する。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことはできない。したがって、商品所有者の交換行為の観点に立ち、かつ、商品所有者の欲望が前提におかれるならば、交換過程はもっぱら諸商品の「使用価値としての実現」「個人的過程」の側面で把握される。

他方、商品所有者の交換行為の観点では、各商品所有者じしんの商品の

「価値としての実現」(すなわち、各商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との価値関係の実証)は、「一般的社会的過程」と規定される。その理由となるのが、「彼〔商品所有者——引用者〕自身の商品が他の商品の所有者にとって使用価値を持つか持たないかにはかかわりなく、彼にとって任意の同じ価値を持つ他のどの商品でも (in jeder ihm beliebigen andren Ware von demselben Wert)」の部分である。「彼自身の商品が他の商品の所有者にとって使用価値を持つか持たないかにかかわりなく」と言われるように、各自の商品の使用価値にたいする他人の欲望は捨象されている。問題は、「彼にとって任意の同じ価値を持つ他のどの商品でも」の部分の意味である。「同じ価値」と明示されているように、各自の商品と他人のあらゆる商品との価値関係が前提におかれている。すでに見たように、諸商品の価値関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の根拠とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。各自の商品と他人のあらゆる商品との価値関係も、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係であり、それゆえ、各自の商品の使用価値にたいする他人の欲望とも、他人の商品にたいする各商品所有者の欲望とも無関係である。各商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との価値関係が前提におかれているから、「彼〔各商品所有者——引用者〕にとって任意の (ihm beliebigen)」という表現には、各商品所有者の欲望対象への限定は含まれない。このように解釈しなければならないのは、各自の商品と他人の商品との価値関係は、諸商品の価値対象性のみを前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係だからである。したがって、商品所有者の交換行為の観点に立ちつつ、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象する(商品所有者じしんの商品にたいする他人の欲望も、他人の商品にたいする商品所有者じしんの欲望も、両方とも捨象する)ならば、交換過程はもっぱら

諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」の側面で把握される。ところで、前掲第2パラグラフでは、(商品所有者の交換行為の観点ではなく)「商品」の観点に立って、「商品にとっては他のどの商品体もそれ自身の価値の現象形態としてのみ意義をもつという事情」(K I 100)が指摘され、「商品」がどんな「まずい容姿」の他商品とも「魂だけでなく体までも取り替え」(同)と論定された。これにたいして、第4パラグラフでは、「商品」の観点ではなく)商品所有者の交換行為の観点に立ちつつ、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象する場合にのみ、交換過程は「一般的社会的過程」と規定されるのである。

このように、商品所有者の交換行為の観点に立ち、使用価値にたいする商品所有者の欲望を前提におくならば、交換過程はもっぱら諸商品の「使用価値としての実現」「個人的過程」と把握される。また、商品所有者の交換行為の観点に立ち、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象するならば、交換過程はもっぱら諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」と把握される。商品所有者の欲望にのみ左右される「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面と、商品所有者の欲望とはいっさい無関係な「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面とを、互いに独立に、それぞれ一面的に論じることができるならば、何の問題もない。しかし、第4パラグラフの最後の文章で示されるように、交換過程のこれら二側面を互いに独立に考察することは不可能である。

「だが、同じ過程が、同時にすべての商品所有者にとって、もっぱら個人的であると同時に もっぱら一般的社会的ではありえない (Aber derselbe Prozeß kann nicht gleichzeitig für alle Warenbesitzer nur individuell und zugleich nur allgemeinen gesellschaftlich sein)」(K I 101).

個々の商品所有者の交換行為を孤立的に検討することは無意味であり、

「同時に」市場に参加する「すべての」商品所有者の交換行為を考察しなければならない。交換過程が「もっぱら (nur) 個人的過程であると同時に もっぱら (nur) 一般的社会的過程ではありえない」とは、経済学的に何を意味するか。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点に立ち、かつ、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけを前提におくならば、交換過程はもっぱら「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面で把握される。これにたいして、商品所有者の交換行為の観点に立ちつつ、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象するならば、交換過程はもっぱら「一般的社会的」「価値としての実現」の側面で把握される。もし、これら二つの側面を互いに独立に把握することができるならば、商品所有者の観点からの交換過程の考察の結果として、“交換過程はもっぱら個人的過程であると同時に もっぱら一般的社会的過程である”と論定されるであろう。しかし、実際にはそうではない。商品所有者の観点に立つかぎり、“交換過程はもっぱら個人的過程であると同時に もっぱら一般的社会的過程である”と論定することはできない。より詳しく言えば、商品所有者の欲望にのみ左右される「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面と、商品所有者の欲望とは無関係な「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面とを、互いに独立に把握することは許されないのである。したがって、商品所有者の交換行為の観点に立つかぎり、「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面と、「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面とは、必ず相互前提関係になければならない。この場合、諸商品の「使用価値としての実現」「個人的過程」の側面は商品所有者の欲望にのみ左右されるが、諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」の側面は商品所有者の欲望の捨象を前提とするので、これら両側面のあいだの相互前提関係は矛盾を必ずともなう。

以上のように、第4パラグラフの最後の文章の含意は、交換過程の二側

面（「個人的過程」「使用価値としての実現」および「一般的社会的過程」「価値としての実現」）の相互前提関係の必然性にある。ただし、これら両側面の相互前提関係の必然性は、次の第5パラグラフで論証される。第5パラグラフで論証されるように、交換過程がもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握されると、解決不可能な背理が生じる。

なお、一方の商品所有者の「一般的社会的過程」が他方の商品所有者の「個人的過程」によって制約される関係を、第4パラグラフの最後の文章のなかに読みとることは、理論的に不可能である。たとえば、一方の商品所有者 a の「一般的社会的過程」（商品所有者 A じしんの商品の「価値としての実現」）が他方の商品所有者 b の「個人的過程」（商品所有者 B じしんの商品の「使用価値としての実現」）によって制約されることは、定義上ありえない。一方の商品所有者の「個人的過程」による他方の商品所有者の「一般的社会的過程」にたいする制約関係は、論理的に不可能である。当の第4パラグラフの論理にしたがえば、「個人的過程」（諸商品の「使用価値としての実現」）は使用価値にたいする商品所有者の欲望にのみ左右されるが、「一般的社会的過程」（諸商品の「価値としての実現」）のほうは、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係であり、他人の商品にたいする各自の欲望とも、各自の商品にたいする他人の欲望とも無関係だからである。したがって、一方の商品所有者 a の商品 A の「一般的社会的過程」は、他人の商品の使用価値にたいする商品所有者 A の欲望とも、商品 A の使用価値にたいする他人の欲望とも無関係であり、他方の商品所有者 b の「個人的過程」によってもけ⁽⁴⁾っして制約されない。そもそも、交換価値としての諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性のみを前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係だからである。

4. 交換過程が「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握される場合の理論的困難（交換過程論・第5パラグラフ）

次の第5パラグラフでは、交換過程がもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握される場合、それゆえ、商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為が考察される場合の理論的帰結が示される。

[第5パラグラフ]「もっと詳しく見れば、どの商品所有者にとっても、他人の商品はどれでも (jede fremde Ware) 自分の商品の特殊的等価物として意義をもち、したがって (daher) 自分の商品は他のすべての商品の一般的等価物として意義をもつ。しかし、すべての商品所有者が同じことをするので、どの商品も一般的等価物ではなく、したがってまた諸商品は、それらがたがいに価値として等置され価値量として比較されるための一般的な相対的価値形態を持たない。だから、諸商品はけっして商品として相対するのではなく、ただ諸生産物または諸使用価値として相対するだけである」(K I 101)。

第4パラグラフ末尾で提起された問題が、本パラグラフで「より詳しく」検討される。第一文——「どの商品所有者にとっても、他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物として意義をもち、したがって自分の商品は他のすべての商品の一般的等価物として意義をもつ」——は、交換過程がもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握される結果であり、それゆえ、商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為が考察される結果である。このように解釈しなければならない理由は、次の点にある。

第一に、本パラグラフの第一文では、商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との区別だけが前提におかれているので、使用価値にたいす

る商品所有者の欲望は捨象されていると考えなければならない。第一文では、「他人の商品はどれでも (jede fremde Ware)」あるいは「他のすべての商品」と言われるように、各商品所有者にとって他人の商品は、彼の欲望対象に限定されていない。もし、各商品所有者にとって他人の商品が彼の欲望対象に限定されているならば、「自分を満足させる使用価値をもつ商品」(前掲第2パラグラフ)あるいは「自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品」(前掲第4パラグラフ)などの条件が付加されるはずである。このように、各商品所有者にとって他人の商品は彼の欲望対象に限定されておらず、各商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との区別だけが前提におかれているから、本パラグラフでは使用価値にたいする商品所有者の欲望が捨象されていると考えなければならない。

第二に、各自の商品についても他人のあらゆる商品についても、他商品の価値形態(「特殊的等価物」および「一般的等価物」としての使用価値(商品体)の機能だけが論じられているから、この第一文では交換過程がもつ「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握されている。前掲第2パラグラフとの関連で見たように、他商品の価値形態としての使用価値(商品体)の機能は諸商品の価値関係を前提とし、この価値関係は抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の根拠とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。それゆえ、他商品の価値形態としての使用価値(商品体)の機能は、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値関係の成立を論証することは不可能だが、等価形態に立つ商品体の機能(他商品の価値形態としての機能)を論じることは可能である。第5パラグラフの第一文では、各商品所有者にとって自分の商品についても他人の商品についても、他商品の価値形態としての商品体の機能(「特殊的等価物」および「一般的等価物」)が論じられてい

る。したがってこの第5パラグラフでは、交換過程がもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から考察され、商品所有者の欲望にのみ左右される「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面は捨象⁽⁵⁾されている。

以上の二つの理由から、本パラグラフの第一文は、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察した結果、あるいは、交換過程をもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に考察した結果と解釈しなければならない⁽⁶⁾。ただし、商品所有者の交換行為の観点に立つ本パラグラフでは、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。前掲第2パラグラフとの関連で見たように、商品所有者の交換行為の観点では、他商品の価値形態としての使用価値（商品体）の機能を論じることは可能だが、この機能の前提となる諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。この点を本パラグラフの第一文について検証しよう。

たしかにこの文章では、各商品所有者にとって他人のあらゆる商品が「自分の商品の特殊的等価物として意義を持つ」と言われている。しかし、各商品所有者じしんの商品が相対的価値形態に立ち、他人のあらゆる商品が特殊的等価形態に立つような全体的価値形態の成立は、ここでは語られていない。こうした全体的価値形態の成立の論証は、商品所有者の交換行為の観点では絶対に不可能である。商品所有者の交換行為の観点では、各商品所有者じしんの商品の「特殊的等価物」としての他人のあらゆる商品体の機能を論じることは可能だが、他人のあらゆる商品が特殊的等価形態に立つ全体的価値形態の成立を論証することは不可能である。また、この第一文では、各商品所有者にとって自分の商品が「他のすべての商品の一般的等価物として意義をもつ」と言われている。だが、各商品所有者じし

んの商品が一般的等価形態に立ち、他人のあらゆる商品が一般的な相対的価値形態に立つような一般的価値形態の成立は、この第一文では語られていない。こうした一般的価値形態の論証もまた、商品所有者の交換行為の観点では絶対に不可能である。商品所有者の交換行為の観点では、他人のあらゆる商品の「一般的等価物」としての各商品所有者じしんの商品体の機能を論じることは可能だが、各商品所有者じしんの商品が一般的等価形態に立つ一般的価値形態の成立を論証することは不可能である。

このように、商品所有者の交換行為の観点に立つ本パラグラフの第一文では、全体的価値形態および一般的価値形態の成立はけっして論証されていない。諸商品の価値形態の成立が論証されるためには諸商品の価値関係が前提とされなければならないが、第2節で見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。この第一文では、各商品所有者にとって「他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物として意義をもつ」と言われたあとに、「したがって (daher)」を介して、各商品所有者にとって「自分の商品は他のすべての商品の一般的等価物として意義をもつ」と論定されるが、「特殊的等価物」と「一般的等価物」のあいだには何の因果関係もない。商品所有者の欲望を捨象したうえで商品所有者の交換行為が考察され、交換過程がもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に考察される場合、各商品所有者にとっては自分の商品の現物形態も他人の商品の現物形態もともに他商品の価値形態としてののみ意義を持つ。商品所有者の交換行為の観点では、たとえ使用価値にたいする商品所有者の欲望が捨象されても、どの商品所有者にとっても自分の商品と他人の商品との区別だけは維持される。この場合、どの商品所有者にとってもすべての商品の現物形態が、欲望対象としてではなく、他商品の価値形態としてのみ意義を持つ。より詳しく言えば、自分の商品

の現物形態は他人のすべての商品の「一般的等価物」としてのみ意義を持ち、他人のすべての商品の現物形態は自分の商品の「特殊的等価物」としてのみ意義を持つのである。したがって、他人のあらゆる商品体が「自分の商品の特殊的等価物」として意義を持つことも、自分の商品体が「他のすべての商品の一般的等価物」として意義を持つことも、すべての商品所有者にとって同時に確認される。第一文の前半と後半を結びつける「したがって (daher)」の語のなかには、全体的価値形態の成立と一般的価値形態の成立とのどんな論理的関係も含まれていない。

それでは、諸商品の交換過程をもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握することは可能なかどうか、言い換えれば、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察することは可能なかどうか。この問題に答えるのが、第5パラグラフの第二文と第三文——「しかし、すべての商品所有者が同じことをするのだから、どの商品も一般的等価物ではなく、したがってまた諸商品は、それらがたがいに価値として等置され価値量として比較されるための一般的な相対的価値形態を持たない。だから、諸商品はけっして商品として相対するのではなく、ただ諸生産物または諸使用価値として相対するだけである」——である。使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察すると、前掲第一文の帰結が生じる。すなわち、この場合、他人のあらゆる商品体は各自の商品の「特殊的等価物」として意義を持ち、各自の商品体は他人のあらゆる商品の「一般的等価物」として意義を持つ。「すべての商品所有者が同じことをする」と言われるように、その帰結は同時にすべての商品所有者に当てはまる。商品所有者の欲望を捨象して交換行為を考察する場合、どの商品所有者にとっても「他人のすべての商品」は自分の商品の「特殊的等価物」であり、自分の商品は「他のすべての商品の一般的等価物」である。商品所有者の交

換行為の観点では、以上の帰結は決して背理ではない。しかし、「商品」の観点では、“同時にすべての商品が「他のすべての商品の一般的等価物」として意義を持つ”という結論は、一般的等価形態の特定商品への帰属の否定を意味するので、背理である。なぜなら、「商品」の観点では、一般的価値形態の成立を前提としなければ一般的等価物の機能を論じることはできず、一般的価値形態の成立は一般的等価形態の特定商品への帰属を条件とするからである。これにたいして、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、一般的価値形態の成立すなわち一般的等価形態の特定商品への帰属を前提とせず、一般的等価物の機能を論じることができる。それゆえ、商品所有者の交換行為の観点では、同時にすべての商品が一般的等価物の機能を持つことは、決して背理ではない。このように、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して交換行為を考察し、交換過程をもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面で一面的に把握する場合、同時にすべての商品が「他のすべての商品の一般的等価物」として意義という結論が生じるが、この結論は、商品所有者の交換行為の観点では背理ではないが、「商品」の観点では背理である。したがって、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象しても、商品所有者の交換行為の観点に立つかぎりには、一般的等価形態の特定商品への帰属を論定することはできず、一般的価値形態の成立を論証することはできない。商品所有者の欲望を捨象して交換行為を考察する場合の結論は、「商品」の観点で把握されるならば、次の背理に帰着する。すなわち、どの商品も「一般的等価物」でなく、諸商品は「一般的な相対的価値形態」を持たず、諸商品はもっぱら「諸生産物または諸使用価値」として相対するという背理である。以上の理由により、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察することは不可能であり、言い換えれば、交換過程をもっぱら「一般的

社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握することは不可能である。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

以上のように、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察する場合、それゆえ、交換過程をもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握する場合には、交換価値としての諸商品の関係は説明されず、“どの商品も「一般的等価物」でなく、諸商品は「一般的な相対的価値形態」を持たない”と結論しなければならない。したがって、商品所有者の交換行為を考察するかぎり、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して、交換過程をもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握することは不可能である。言い換えれば、商品所有者の交換行為を考察する場合には使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象することはできず、諸商品の「価値としての実現」は諸商品の「使用価値としての実現」と相互前提関係になければならない。前掲第4パラグラフの末尾で提起されたように、商品所有者の欲望にのみ左右される諸商品の「使用価値としての実現」「個人的過程」と、商品所有者の欲望とは無関係な諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」とを、互いに独立に把握することは不可能なのである。

前掲第3パラグラフで見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におかずに、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけを前提として、諸商品の価値関係を実証しなければならない。そして、第4・5パラグラフで示されたように、商品所有者の交換行為を考察するかぎり、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象することは不可能なのである。したがって、交換過程論における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を把握するためには、使用価値としての諸商品の関係と、交換価値としての諸商品の関係とのあい

だの接点を探さなければならない。この接点を見いだすためには、使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為にもう一度注目しなければならない。この点は次の第6パラグラフで論じられる。

5. 商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への
帰属（交換過程論・第6パラグラフ）

抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とせず、使用価値にたいする商品所有者の欲望のみを前提として、交換価値としての諸商品の関係（諸商品の価値関係）の成立を実証するには、どうしたらよいか。この問題に答えるのが本パラグラフである。本パラグラフで決定的に重要なのは、交換価値としての諸商品の関係、より具体的には一般的価値形態にかんする「商品」の観点と「商品所有者」の観点との相違である。結論を先に示すと、交換過程論の観点では、一般的等価形態を特定商品に帰属させるものは、使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為である。商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属が論定されると、一般的等価物の機能（他のあらゆる商品の価値の現象形態としての機能）が、諸商品の価値関係を前提とする唯一の使用価値と規定され、ここに使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係との接点が確認される。

[第6パラグラフ] 「われわれの商品所有者たちは、当惑してファウストのように考えこむ。はじめに行為ありき。それゆえ、彼らは考えるまえにすでに行動していた。商品本性の諸法則は、商品所有者たちの自然本能のなかに確認された。彼らは、自分たちの商品を一般的等価物としての他の何らかの商品に対立的に関係させることによってしか、自分たちの商品を価値として、商品としてたがいに関係させることができない。このことは、商品の分析が明らかにした。だが、もっぱら社会的行為だけが、特定

の一商品を一般的等価物にすることができる。だから、他のすべての商品の社会的行動が特定の一商品を排除し、この排除された商品によって他のすべての商品はそれらの価値を全面的に表示する。これによって、この排除された商品の現物形態が社会的に通用する等価形態となる。一般的等価物であるということは、社会的過程によって、この排除された商品の独特な社会的な機能となる。こうして、この商品は——貨幣となる」(K I 101)。

「商品所有者たち」が「当惑してファウストのように考えこむ」のは、いったいなぜか、それは、前掲第5パラグラフで見たように、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察し、それゆえ、諸商品の交換過程をもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握する場合、商品所有者の交換行為の観点では背理は生じないが、「商品」の観点では次の背理が生じるからである。すなわち、どの商品も「一般的等価物」でなく、諸商品が「一般的な相対的価値形態」を持たず、諸商品はもっぱら「諸生産物または諸使用価値」として相対しあうという結論がそれである。このように、「商品所有者たち」が「当惑」して「考えこむ」のは、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察するからである。使用価値にたいする商品所有者の欲望にかかわる問題（商品所有者のあいだの欲望の不一致、あるいは、各商品についての任意の他商品との交換可能性にたいする制約）が理由となって、「商品所有者たち」が「当惑」して「考えこむ」のではない。

しかし、実際の交換過程では「商品所有者たち」がつねに「当惑」して「考えこむ」のではない。「はじめに行為ありき。それゆえ、彼らは考えるまえにすでに行動していた」と言われるように、「当惑」をともしない商品所有者たちの「行為」が必ずある。商品所有者たちの「当惑」が導か

れたのは、すでに見たように、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為が考察されたからである。したがって、商品所有者たちの「当惑」が生じないためには、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象せずに、商品所有者の交換行為を考察しなければならない。前掲第5パラグラフで見たように、商品所有者の交換行為の観点から諸商品の価値関係を説明するさいには、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象することはできない。それゆえ、本パラグラフで「商品本性の諸法則は、商品所有者たちの自然本能のなかに確認された」と言われる場合、使用価値にたいする商品所有者の欲望が前提におかれている。使用価値にたいする商品所有者の欲望が捨象される場合には、「商品本性の諸法則」は「商品所有者たちの自然本能」のなかにけっして確認されない。なぜなら、前掲第5パラグラフで見たように、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察すると、諸商品はもっぱら「諸生産物または諸使用価値」として相対しあうという結論が生じるからである。

それでは、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象せずに商品所有者の交換行為を考察する場合、諸商品の価値関係と商品所有者の交換行為との接点とはいったい何か。この問題を考えるうえで決定的に重要なのが、交換価値としての諸商品の関係にかんする「商品」の観点と「商品所有者」の観点との相違であり、それは次の文章に示されている。「彼ら〔商品所有者たち——引用者〕は、自分たちの商品を一般的等価物としての他の何らかの商品に対立的に関係させることによってしか、自分たちの商品を価値として、商品としてたがいに関係させることができない。このことは、商品の分析が明らかにした。見られるように、商品所有者たちが諸商品を「価値として、商品としてたがいに関係させる」場合、彼らは諸商品を「一般的等価物」としての特定商品に「対立的に」関係させなければ

ならない。この点を論証するのは「商品の分析」だと指摘される。言い換えれば、一般的等価物としての特定商品とその他すべての商品との対立的関係は、「商品所有者の交換行為の分析」（交換過程論）ではなく、「商品の分析」（価値形態論）で論証される。前掲第5パラグラフとの関連で見つたように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないため、一般的価値形態の成立を論証することは不可能であり、一般的価値形態の成立は「商品の分析」（価値形態論）で説明ずみの問題として扱うほかはない。そこで、諸商品の価値関係にかんする「商品の分析」（価値形態論）での論点を確認しておこう。

価値形態論の「C 一般的価値形態」項で説明されるように、交換価値としての諸商品の関係は一般的価値形態の成立を前提とする。リンネル商品が一般的等価形態に立つ一般的価値形態について次のように指摘される。「リンネルに等しいものとして、どの商品の価値も、いまや、その商品じしんの使用価値から区別されているだけでなく、すべての使用価値から区別されており、まさにそのことによって、その商品とすべての商品とに共通なものとして、表現されている。だから、この形態〔一般的価値形態——引用者〕がはじめて現実的に諸商品をたがいに価値として関係させ、言い換えれば、諸商品をたがいに交換価値として現象させる」（K I 80）。一般的価値形態だけが「諸商品をたがいに価値として関係させ、……諸商品を交換価値として現象させる」のはなぜか。それは、相対的価値形態に立つすべての諸商品の価値が「すべての使用価値から区別されて」（相対的価値形態に立つすべての商品の現物形態とは区別されて）表現されるからである。それゆえ、相対的価値形態に立つどの商品の価値も同一材料で表現されなければならない。より詳しく見れば、「一商品が一般的価値表現を獲得するのは、同時に他のすべての商品がそれらの価値を同一の等価

物で表現するからにはかならず、そして、新しく登場するどの商品種類もこれにならなければならない」(K I 80) のである。「一般的価値形態は、商品世界の共同事業としてのみ成立する」(同) と言われる場合、「商品世界の共同事業」とは、一般的な相対的価値形態に立つすべての商品の価値表現のことである。価値形態論の観点では、一般的等価形態を特定商品に帰属させるものは、相対的価値形態に立つすべての商品の共通な価値表現である。「商品世界の一般的な相対的価値形態は、商品世界から排除された等価物商品であるリンネルに、一般的等価物という性格を押しつける。リンネル自身の自然形態が商品世界の共通な価値形態であり、したがって、リンネルは、他のすべての商品と直接に交換可能である」(K I 81)。見られるように、「商品の分析」(価値形態論) の観点では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」すなわち相対的価値形態に立つすべての商品に共通な価値表現が、特定商品(たとえばリンネル商品)に「一般的等価物という性格」を与える。そして、一般的等価形態に立つ特定商品(リンネル商品)は、「商品世界の共通な価値形態」(他のすべての商品の価値の現象形態)として機能するからこそ、他のすべての商品との直接的交換可能性を持つのである。このように、「商品の分析」(価値形態論) の観点では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属にもとづいて、交換価値としての諸商品の関係の成立が論定される。

再び“商品所有者の交換行為の分析”(交換過程論) の観点から、交換価値としての諸商品の関係を考察しよう。一般的価値形態を特定商品に帰属させるものは何か。この問題について交換過程論では、「商品の分析」(価値形態論) とは異なる回答が提出される。交換過程論の観点では、特定商品に一般的等価形態を帰属させるものは、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81) ではなく、商品所有者の交換行為である。この点

を示したのが、本パラグラフの続きの文章である。

「だが、もっぱら社会的行為だけが、特定の一商品を一般的等価物にすることができる (Aber nur die gesellschaftliche Tat kann eine bestimmte Ware zum allgemeinen Äquivalent machen)」。

先の「はじめに行為ありき」の文章との関連で確認したように、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察すると、商品所有者の交換行為の観点では背理は生じないが、「商品」の観点では背理が生じる。この文章の「社会的行為」も商品所有者の交換行為を指すが、ここでは、使用価値にたいする商品所有者の欲望は捨象されていない。「社会的行為」とは、使用価値にたいする欲望のみ左右される商品所有者の交換行為のことである。また、すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)にもとづいて一般的価値形態の成立を論証することはできない。したがって、交換過程論の観点では、一般的等価形態を特定商品に帰属させるものは、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)ではなく、「社会的行為」(使用価値にたいする欲望のみ左右される商品所有者の交換行為)だけである。このように、「もっぱら社会的行為だけが、特定の一商品を一般的等価物にする」とは、使用価値にたいする欲望のみ左右される商品所有者の交換行為が、一般的等価形態を特定商品に帰属させることを意味する。それでは、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属とは、より具体的には何か。すでに見たように、一般的等価形態に立つ特定商品は、「商品世界の共通な価値形態」(K I 81)すなわち他のすべての商品の価値の現象形態として機能する。そして、この特定商品は、他のすべての商品の価値の現象形態として機能するからこそ、「他のすべての商品との直接的交換可能性の形態」(K I 82)にある。したがって、商品

所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属する場合、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が、すべての商品所有者にとって識別可能な一つの使用価値と規定される。実際に交換過程論の後段の Paragraph では、貨幣の機能が「商品価値の現象形態として、または商品の価値の大きさが社会的に表現される材料として、役立つという機能」（K I 104）に限定されたうえで、「貨幣商品」が「その独特な社会的機能から生ずる一つの形式的使用価値を受け取る」（K I 104）と論定される。言い換えれば、交換過程論では、「商品価値の現象形態」（他のすべての商品の価値の現象形態）としての一般的等価物の機能が、貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されるのである。

一般的等価物としての特定商品の機能は一般的価値形態を前提とし、一般的価値形態の成立は、諸商品の価値関係それゆえ抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とする。したがって、貨幣商品の「形式的使用価値」と規定された一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）は、諸商品の価値関係を前提とする唯一の使用価値である。言い換えれば、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属する場合、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）は、諸商品の価値関係を前提とする唯一の使用価値と規定されるのである。ただし、交換過程論の観点では、特定商品に帰属させられた一般的等価物の機能を論じることはできるが、この機能の前提となる一般的価値形態の成立を論証することはできない。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、一般的価値形態の成立根拠すなわち「商品世界の一般的な相対的価値形態」（K I 81）を説明することができないからである。⁽¹⁰⁾ 一般的価値形態をめぐる価値形態論と交換過程論との観点の相違を論定するためには、等価形態の特色を商品

所有者の交換行為の観点から把握しなければならない。価値形態論では、相対的価値形態との対比において等価形態の特色が次のように説明される。

「一商品たとえばリンネルの相対的価値形態は、リンネルの価値存在を、リンネルの身体およびその身体の諸属性と完全に区別されるものとして表現するのであるが、そのことによって、この表現が一つの社会的関係を秘めていることを、この表現そのものが暗示している。等価形態については逆である。等価形態とは、まさに、ある商品体、たとえば上着が、このあるがままの物が、価値を表現し、したがって生まれながらにして価値形態を持つ、ということなのである。たしかに、このことが通用するのは、ただ、リンネル商品が等価物としての上着商品に関連させられている価値関係の内部でのことにすぎない。しかし、ある物の諸属性は、その物の他の諸物との関係から生じるのではなく、むしろこのような関係のなかで確認されるだけであるから、上着もまた、その等価形態を、直接的交換可能性というその属性を、重さがあるとか寒さを防ぐとかというその属性と同じように、生まれながらにして持っているかのように見える (scheinen)。そこから、等価形態の謎的性格が生じるのであるが、[以下略]」(K I 72)。

「相対的価値形態」に立つ商品を考察するさいには、「一つの社会的関係」すなわち両極の二商品の価値関係を前提におかなければならない。たとえば、リンネル商品が相対的価値形態に立つ場合、当のリンネル商品の価値対象性(「リンネルの価値存在」)の使用価値上着による表現が問題となるからである。両極の諸商品の価値関係と独立に、相対的価値形態に立つ商品の価値表現を考察することは不可能である。これにたいして、「等価形態」に立つ商品(上着商品)を考察する場合、両極の諸商品の価値関係を必ずしも考慮に入れなくてもよい。というのは、他商品(リンネル商品)の価値形態として機能するのは、「ある商品体、たとえば上着」「このあるがままの物」すなわち使用価値上着であって、上着商品の価値対象性

でないからである。もちろん、他商品の価値形態としての使用価値上着の機能は、両極の二商品のあいだの「価値関係」を不可欠の前提とする。だが、他商品の価値形態として機能するのは、等価形態に立つ商品の使用価値であって、その商品の価値対象性ではない。したがって、両極の諸商品の価値関係を前提とせずに、等価形態に立つ商品体の機能（他商品の価値形態としての機能）だけを論じることは可能である。たとえば、上着商品が等価形態に立つ場合、他商品の価値形態としての使用価値上着の機能、あるいは、他商品との「直接的交換可能性」という使用価値上着の「属性」だけを、両極の諸商品の価値関係とは独立に論じることができる。ただし、この場合、等価形態に立つ商品の使用価値の機能（他商品の価値形態としての機能、あるいは他商品との直接的交換可能性）は、「重さ」などの自然属性と同様に「生まれながらにして」すなわち両極の諸商品の価値関係とは独立に存在するかのように「見える (scheinen)」。言い換えれば、等価形態に立つ商品体の機能（他商品の価値形態としての機能）が、両極の諸商品の価値関係とは独立に存在するというのは、けっして事実ではなく、「虚偽の外観」(K I 107) である。したがって、等価形態に立つ商品体の機能を両極の諸商品の価値関係と独立に考察する場合には、「等価形態の謎的性格」が必ず生じる。これにたいして、相対的価値形態に立つ商品の価値表現は、両極の諸商品の価値関係と独立にはけっして説明されないので、“相対的価値形態の謎的性格”が生じる余地はない。

相対的価値形態と等価形態の相違にかんする以上の論点を、商品所有者の交換行為の観点から把握しなると、新たな論点が浮かび上がる。相対的価値形態に立つ商品の価値表現を説明するさいには、この商品の価値対象性を必ず前提におかなければならない。ところが、前節で見たように、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあう場合、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことはできない。

したがって、商品所有者の交換行為の観点では、相対的価値形態に立つ商品の価値表現を説明することはできない。これにたいして、等価形態に立つ商品体の機能（他商品の価値形態としての機能）については、両極の諸商品の価値関係と独立に考察することができる。したがって、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、等価形態に立つ商品体の等価物としての機能を、両極の諸商品の価値関係とは独立に考察しなければならない。一般的等価物の機能（他のあらゆる商品の価値の現象形態としての機能）についても、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値関係とは独立に考察しなければならない。それゆえ、一般的等価物の機能を商品所有者の交換行為の観点から論じる場合には、先に見た「等価形態の謎的性格」が必ず生じる。これにたいして、「商品」の観点では、諸商品の価値関係が必ず前提におかれるので、一般的等価物の機能を論じる場合に、「等価形態の謎的性格」は生じない。以上のように、相対的価値形態と等価形態との相違を商品所有者の交換行為の観点から把握しなおすことによって、次の論点が明らかになる。第一に、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、相対的価値形態に立つ商品の価値表現を説明することは不可能である。第二に、商品所有者の交換行為の観点では、等価形態に立つ商品体の機能（他商品の価値形態としての機能）を、諸商品の価値関係とは独立に考察しなければならないので、「等価形態の謎的性格」が生じる。

このように、交換過程論の観点では、特定商品に帰属する一般的等価物の機能を論じることはできるが、一般的価値形態の成立を論証することはできない。商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないため、相対的価値形態に立つ諸商品の価値表現を説明することはできない。商品所有者の交換

行為の観点では、一般的価値形態の成立根拠としての「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)の成立を論証することも、一般的等価形態に立つ特定商品じたいの価値表現(より具体的には、貨幣商品の相対的価値表現)を説明することも、いずれも不可能である。それゆえ、交換過程論の観点では、特定商品に帰属させられた一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)は、諸商品の価値関係とは独立に論じられるほかはない。また、交換過程論の観点では、一般的価値形態の成立および貨幣商品の相対的価値表現は、価値形態論で論証済みの論点として扱われなければならない。⁽¹¹⁾

「社会的行為」すなわち商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属する結果として、「商品」の観点では次の帰結が生じる。「だから(daher)、他のすべての商品の社会的行動が特定の一商品を排除し、この排除された商品によって他のすべての商品はそれらの価値を全面的に表示する。これによって、この排除された商品の現物形態が社会的に通用する等価形態となる」(K I 101)。「商品所有者」ではなく「商品」が主語とされているので、この文章は商品所有者の交換行為の観点ではなくて「商品」の観点に立つ。「他のすべての商品の社会的行動が特定の一商品を排除する」とは、価値形態論で説明されたように、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)が特定商品に一般的等価形態を与えることを意味する。「他のすべての商品の社会的行動」と先の「社会的行為」(使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為)とは厳密に区別されなければならない。「商品の分析」(価値形態論)では、もっぱら「商品世界の一般的な相対的価値形態」を根拠として一般的等価形態の特定商品への帰属が論定される。これにたいして、商品所有者の交換行為の分析(交換過程論)では、もっぱら「社会的行為」(商品所有者の交換行為)を根拠として一般的等価形態の特定商品への帰属が論定され

る。商品所有者の交換行為を根拠として論定されるのは、一般的等価形態の特定商品への帰属、より具体的には、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）の特定の貨幣商品への帰属だけである。「他のすべての商品の社会的行動」をつうじた「特定の一商品」の「排除」（すなわち「商品世界の一般的な相対的価値形態」をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属）は、「商品の分析」（価値形態論）で論証済みであり、商品所有者の交換行為の分析（交換過程論）ではけっして論証されえない。なぜなら、すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができず、相対的価値形態に立つ商品の価値表現を説明することができないからである。このように、交換過程論の観点では、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属、すなわち、一般的等価物の機能の貨幣商品の現物形態への帰属を論定することはできるが、「商品世界の一般的な相対的価値形態」にもとづく一般的価値形態の成立⁽¹²⁾を論証することはできない。

すでに見たように、交換価値としての諸商品の関係をめぐる「商品の分析」（価値形態論）と“商品所有者の交換行為の分析”（交換過程論）との観点の相違は、何が一般的等価形態を特定商品に帰属させるかという問題に帰着する。第6パラグラフの末尾では、この問題にたいする交換過程論の回答が確認される。「一般的等価物であるということは、社会的過程によって（durch den Gesellschaftlichen Prozeß）、この排除された商品の独特な社会的な機能となる。こうして、この商品は——貨幣となる」。この文章の「社会的過程」は先の「社会的行為」に対応し、使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為を意味する。なぜなら、本パラグラフの先の文章——「もっぱら社会的行為だけが、特定の一商品を一般的等価物にする」——に関連して見たように、交換過程の観点では、

一般的等価形態が特定商品に帰属する根拠は、使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為だからである。この点を前提とすれば、「一般的等価物であるということ」が特定商品の「独特な社会的機能」なる理由は、商品所有者の交換行為にあると考えなければならない。すでに見たように、「他のすべての商品の社会的行動」による「特定の—商品」の「排除」（「商品世界の一般的な相対的価値形態」をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属）は、価値形態論で論証済みの論点である。交換過程論で独自に論定されるのは、「一般的等価物であるということ」が「社会的過程」（使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為）をつうじて特定商品の「独特な社会的機能」になること、すなわち、一般的等価物の機能の特定商品の現物形態への帰属だけである。より一般的に言えば、目下の問題の焦点は、特定商品が「貨幣となる」ことの原因である。「商品の分析」（価値形態論）の観点では、その理由は「商品世界の一般的な相対的価値形態」（K I 81）である。これにたいして、商品所有者の交換行為の分析（交換過程論）の観点では、その理由は、「社会的行為」ないし「社会的過程」（使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為）である。本パラグラフの最後の文章——「こうして、この商品は——貨幣となる」——で簡潔に語られるように、交換過程論の観点では、特定商品が「貨幣となる」ことの原因は、商品所有者の交換行為（「社会的行為」ないし「社会的過程」）をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属にはかならない。総じて言えば、貨幣をめぐる交換過程論の中心論点は、「貨幣が商品である」ことの論証ではなく、「商品が貨幣になる」ことの原因にある。「貨幣が商品である」ことの論証は価値形態論の課題であって、「簡単な商品形態が貨幣形態の萌芽である」（K I 85）ことがその結論である。これにたいして交換過程論では、「商品が貨幣になる」ことの原因が問題であり、使用価値にたいする欲望にのみ左

右される商品所有者の交換行為が、一般的等価形態を特定商品に帰属させる（より端的に言えば、特定商品を貨幣にする）と論定される。

6. 『資本論』の交換過程論における貨幣の必然性

本節では、『資本論』の交換過程論の第1～6パラグラフを検討し、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾の展開にもとづいて、交換過程論における貨幣の必然性を論定した。交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を論定するさいにとくに重要なのが、前節で見た次の二つの論点である。第一に、交換価値としての諸商品の関係（諸商品の価値関係）は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。第二に、商品所有者が諸商品を交換価値として等置しあうさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことはできない。諸商品の価値対象性は、どの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからである。これら二つの論点を前提とすれば、交換過程論の第1～6パラグラフの論理は次のように把握される。

(1) 交換過程論では、各商品所有者が何らかの社会的欲望対象の生産に特化できるための条件として、諸商品の全面的交換の必然性が論定されるのではない。各商品所有者じしんの商品と他人のすべての商品との価値関係を理由として、諸商品の全面的交換の必然性が論定される。どの商品所有者にとっても自分の商品は他人のあらゆる商品との価値関係にあり、自分の商品は「交換価値の担い手」としての使用価値を持つ。だが、交換価値としての諸商品の関係は使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係であるから、「交換価値の担い手」としての使用価値は、どの商品所有者にとっても欲望対象にはなりえない。したがって、各商品所有者にとっても自分の商品が「他人にとっての使用価値」であって自分の欲

望対象でなく、諸商品の全面的交換が必要とされるのは、各商品所有者自身の商品と他人のあらゆる商品との価値関係がつねに成立し、どの商品所有者にとっても自分の商品は「交換価値の担い手」としての使用価値を持つからである。このように、各自の商品と他人のすべての商品との価値関係がつねに成立しているからこそ、どの商品所有者にとっても自分の商品は自分の欲望対象ではなく、それゆえ、諸商品の全面的交換が必要とされる。言い換えれば、諸商品の「使用価値としての実現」は（使用価値としての諸商品の関係の実証）諸商品の「価値としての実現」（交換価値としての諸商品の関係の実証）を前提とする（第2パラグラフ）。

(2) 交換過程論の観点では、交換価値としての諸商品の関係の成立は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性にもとづいてではなく、商品所有者の交換行為にもとづいて説明されなければならない。商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とせず、使用価値にたいする商品所有者の欲望のみを前提として、交換価値としての諸商品の関係の成立を説明しなければならない。言い換えれば、諸商品の「価値としての実現」は諸商品の「使用価値としての実現」を前提とする（第3パラグラフ）。

(3) 使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察すると、諸商品は使用価値と価値との統一として把握されない。したがって、商品所有者の交換行為の観点から諸商品の価値関係を説明するさいには、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提においてはならず、しかも、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象してはならない。したがって、諸商品の交換過程の二つの側面——諸商品の「使用価値としての実現」（「個人的過程」）および諸商品の「価値としての実現」（「一般的社会的過程」）——は、互いに独立に一面的に考察することはできず、これら二つの側面は必ず相互前提関係になければなら

ない（第4・5パラグラフ）。

（4）商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属させられ、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が特定の貨幣商品の使用価値と規定される場合にのみ、諸商品の「使用価値としての実現」と諸商品の「価値としての実現」との相互前提関係が成立する（第6パラグラフ）。

以上のように、交換過程論で論定される貨幣の必然性とは、諸商品の「使用価値としての実現」と諸商品の「価値としての実現」との相互前提関係の成立条件としての貨幣の必然性であり、より具体的には、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属させられ、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が貨幣商品の「形式的使用価値」（K I 104）と規定されることである。特定商品の一般的等価物としての機能は、一般的価値形態の成立、それゆえ、諸商品の価値関係を前提とする。したがって、貨幣商品の使用価値と規定される一般的等価物の機能は、諸商品の価値関係を前提とする唯一の使用価値である。すでに見たように、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係とは、互いに排除しあう。だが、貨幣商品の使用価値と規定される一般的等価物の機能が、両者のあいだの唯一の接点である。使用価値としての諸商品の関係のなかで、貨幣商品の「形式的使用価値」と規定される一般的等価物の機能だけは、諸商品の価値関係を前提とする。また、諸商品の価値関係の構成要因のなかで、貨幣商品に帰属させられた一般的等価物の機能だけは、すべての商品所有者にとって識別可能な一つの使用価値と規定されている。このように、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係はつねに排除しあうが、両者の唯一の接点が、貨幣商品の使用価値と規定された一般的等価物の機能のなかに存在する。もちろん、非貨幣商品の使用価値は、商品所有者の欲望対象とし

てのみ規定され、諸商品の価値関係それゆえ抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性とはいっさい無関係である。諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」との相互前提関係を実証するのは、「諸商品の形態変換または変態」(K I 119)とあり、これは「普通の商品と貨幣商品との交換」(同)をつうじて行われる。諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」との相互前提関係を実証する「諸商品の形態変換」については、第6節で詳論する。

しかし、「普通の商品」(W)と「貨幣商品」(G)との「交換」を、使用価値と交換価値との矛盾の運動形態として把握するためには、いっそうの理論的手続きが必要である。すなわち、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属の過程を具体的に考察し、商品所有者の交換行為の観点から導かれる貨幣の性格をより詳しく論定しなければならない。そこで次節では、特定商品の貨幣への転化の過程がもたら商品所有者の交換行為の観点から考察され、「交換過程の必然的産物」(K I 102)としての「貨幣結晶」(同)の性格が論定される。

- (1) 前掲第2パラグラフの「交換価値の担い手であり、それゆえ交換手段であるという使用価値」(K I 100)の意味を詳しく説明する文献は少ない。河上肇氏は、「酒」商品の生産者を例として次のように説明される。「私が、下戸でありながら、しきりに酒を造ってゐるのは、それを他人の生産物と交換せんためである。世間には酒を好む人が沢山あり、それらの人々にとっては、私の生産する酒が使用価値となつてゐる。だからそれらの人々は、彼等の生産物を私の生産物と交換するのであるが、かくすることによって私は自分の必要とする物を入手しうるがゆゑにこそ、自分にとっては直接に使用価値でないところの酒を、生産しつゝあるのである。それは私にとって、『交換価値の単なる物材的な担い手、単なる交換手段』である」(『資本論入門(上)』、改造社、1932年『河上肇全集(続2)』、岩波書店、1984年、327頁)。見られるように、「酒」商品の所有者にとって自分の商品が「交換価値の担い

手」「交換手段」として意義を持つ理由は、自分の商品と交換に「自分の必要とする物を入手しうる」点にあると論定される。また、小林威雄氏は次のように説明される。「商品がその所有者にとってなにか使用価値をもっているとすれば、それはかれが必要とする使用価値をもつ他の商品を手に入れるための手段としてやくだつこと、すなわち交換手段としてやくだつということ以外にはない。商品所有者にとっては、自分の商品の使用価値は、ただ交換価値の担い手、交換価値の質料的基礎であるにすぎない。商品所有者は、自分の欲望を満足させる使用価値をもつ商品とひきかえに自分の商品を譲渡しようとする」（『貨幣の基礎理論』青木書店、1969年、111頁）。見られるように、「交換価値の担い手」「交換手段」としての使用価値を氏は、「かれ〔商品所有者——引用者〕が必要とする使用価値をもつ他の商品を手に入れるための手段」すなわち欲望対象商品の入手のための手段と把握されている。しかし、各商品所有者の商品は、彼の欲望対象にかぎらない他人のすべての商品との価値関係におかれているからこそ、彼じしんにとってまづ「交換価値の担い手」として意義を持つのである。なぜなら、交換価値としての諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係だからである。したがって、欲望対象商品との交換可能性にもとづいて「交換価値の担い手」としての使用価値を説明することはできない。

- (2) 「諸商品は、みづからを価値として実現しうるまえに、みづからを使用価値として実証しなければならぬ」（前掲第3パラグラフ、K I 100）この理由を麓健一氏は次のように説明される。「もしそれ〔諸商品に支出された労働——引用者〕が、他人にとって有用な形態で支出されているのでなければ、その労働はただ無用に浪費されたにすぎず、かくしてそれは価値を形成すべき資格をもたぬからである」（『貨幣論』有斐閣、1966年、39頁）。つまり、諸商品に表された諸労働の具体的有用労働としての社会的有用性が実証されなければ、これら諸労働は「価値を形成すべき資格」を持たないというのである。河上肇氏もこれと同様の説明をされる（前掲『河上肇全集（続2）』、329頁）。しかし、諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての同等性は諸商品の価値対象性のみを前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。それゆえ、諸商品に表された諸労働の価値形成

性格が、これら諸労働の具体的有用労働としての社会的有用性を条件とする
と考えることはできない。本文で見たように、諸商品の「価値としての実現」が「使用価値としての実現」を前提とするのは、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。

- (3) 宮沢俊郎氏は、交換過程論の第2パラグラフ末尾と第3パラグラフ冒頭の文章に表された諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」との相互前提関係を、「使用価値と価値との相互前提関係＝第一の矛盾」(132頁)と規定され、「この相互前提関係(第一の矛盾)はまだ個別商品の観点から言われているにすぎず、そのかぎりでは交換過程の矛盾を具体的な形ではまだ表していない」(同、133頁)と論定される。しかし、商品世界に属する全商品、同時に市場に参加する全商品所有者を前提におかなければ、諸商品の「使用価値としての実現」も「価値としての実現」も考察することはできない。それゆえ、交換過程論の第2・3パラグラフが「個別商品」の観点に立つとは考えにくい。
- (4) 交換過程論の第4パラグラフにもとづいて、一方の商品所有者の「個人的過程」による他方の商品所有者の「一般的社会的過程」の制約を論定しようとする見解がある。宮沢俊郎氏は最も一般的に次のように説明される。「ある商品所持者の社会的過程(自らの商品を一般的なものとして通用させようとする立場)が他の商品所持者の個別的過程(他の商品を特殊なものとしてのみ認める＝一般的なものとは認めない立場)によって制約される」(宮沢前掲書、135頁)。見られるように、自分の商品を「一般的なものとして通用させようとする」一方の商品所有者の「立場」が、「他の商品を特殊なものとしてのみ認める」他方の商品所有者の「立場」によって「制約される」と論定されている。松石勝彦氏は、「個人的過程」が「一般的社会的過程」に課する「制限条件」の意味を明示されたうえで、同時にすべての商品所有者にとっての「個人的過程」と「一般的社会的過程」との同時成立の不可能性を次のように説明される。「全商品所有者の特殊な欲求充足という制限条件のために、各商品は一般的等価たりえないのである。商品は一方では使用価値としての実現において制限条件をもつ、特殊であり、他方では価値としての実現において制限条件をもたず、『一般的社会的』であり、この特殊

『個人的過程』と『一般的社会的過程』とは同時に矛盾し、全商品所有者については同時に完全に矛盾する」(『資本論の解明』青木書店、1993年、267-8頁)。第一に、「個人的過程」と「一般的社会的過程」が「同時に矛盾」する理由について、「全商品所有者の特殊な欲求充足」という「制限条件」ゆえに各商品が「一般的等価たりえない」と論定される。さらに第二に、「個人的過程」と「一般的社会的過程」は、同時に「全商品所有者について」は「完全に矛盾する」と論定される。さらに、福田泰雄氏は、一方の「個人的過程」が他方の商品所有者の「一般的社会的過程」を妨げる理由を、次のように説明される。「各商品所持者が自己の商品を自己の欲望を満たす任意の等価値の商品でもって実現しようとしても、自分が自己の個人的欲望を満たす使用価値をもつ商品としか交換に応じないように、相手の商品所持者も同様に行動するがゆえに、相手が当該商品に有用性を認めなければ、交換は成立せず、したがって社会的過程の遂行は挫折せざるをえないのである」(『現代市場経済とインフレーション』同文館、1992年、57頁)。氏の規定される「社会的過程」(諸商品の「価値としての実現」)では、「自己の欲望を満たす任意の等価値の商品」と明示されるように、各自の商品と欲望対象商品との交換が前提におかれている。一方の商品所有者の「社会的過程」を制約するものは、「相手が当該商品に有用性を認め」るか否か、すなわち、「自己の商品」にたいする他方の商品所有者の欲望であると論定されている。これらの諸見解によれば、一方の商品所有者の「個人的過程」が他方の商品所有者の「一般的社会的過程」に課する制約要因とは、「他の商品を特殊なものとしてのみ認める」という商品所有者の「立場」、「全商品所有者の特殊な欲求充足」あるいは「相手が当該商品に有用性を認め」るか否かの問題であって、これらは、各自の商品の使用価値にたいする他の商品所有者たちの欲望に帰着する。しかし、一方の商品所有者の「一般的社会的過程」(交換価値としての諸商品の関係の実証)が他方の商品所有者の「個人的過程」(使用価値としての諸商品の関係の実証)によって制約されることは不可能である。なぜなら、他の商品所有者の欲望による制約を受けるのは、各商品についての任意の他商品との交換可能性であって、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性ではないからである。すでに見たように、交換価値としての諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性

を唯一の根拠とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。したがって、各商品についての任意の他商品との交換可能性にたいする制約要因を論定する場合には、各商品の使用価値にたいする商品所有者たちの欲望の一致・不一致を考察することはできるが、諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連を考察することはできない。要するに、各商品の「価値としての実現」が各商品についての任意の他商品との交換可能性の実証と見なされる場合には、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を考察することはできない。

- (5) 福田泰雄氏は第5パラグラフの第一文を次のように解釈される。「各商品所持者は自己の商品の価値を実現すべくして社会的過程をなし遂げようとするが、それは、価値表現の問題として見れば、まずもって各商品所持者が相手の商品を自己の商品の特殊的等価物とみなすということを含意する。各商品所持者が自己の商品との交換対象として相手商品を欲することによって、相手商品は当該商品との直接的交換可能性つまり等価物規定を与えられるからである。だが、各商品所持者は、単に相手の商品を特殊的等価物とみなすにとどまらない。相手の商品を特殊的等価物とみなすのは、自分の商品を提供することによって同価値の相手商品の入手を希望するからであり、したがって相手の商品所持者が自分の商品との交換に当然応じることを予定しての話である。つまり、各商品所持者は、自己の商品が一般的等価物であるとみなそうとするのである」(福田前掲書、58-9頁)。第一に、各商品所有者が「相手の商品を自己の商品の特殊的等価物とみなす」理由について、各商品所有者が「相手商品を欲する」ことによって「相手商品」が「自己の商品」との「直接的交換可能性つまり等価物規定を与えられるから」と論定される。つまり、自分が他人の商品を「欲する」かぎりで、各商品所有者にとって他人の商品が「自分の商品の特殊的等価物」(前掲第5パラグラフ)として意義を持つというのである。第二に、各商品所有者が「相手の商品を特殊的等価物とみなす」ことは、「相手の商品所持者が自分の商品との交換に当然応じること」を前提とするので、各商品所有者は「自己の商品が一般的等価物であるとみなそうとする」と論定される。つまり、他の商品所有者が自分の商品との交換に「当然応じる」かぎりで、自分の商品は「他のすべての商品の一般的等価物」(同)として意義を持つというのである。しかし、本文で

指摘したように、「特殊的等価物」か「一般的等価物」かを問わず、およそ他商品の価値形態としての商品体の機能は、諸商品の価値関係を前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。他人の商品が「自分の商品の特殊的等価物」として、自分の商品が「他のすべての商品の一般的等価物」として意義を持つと第5パラグラフで論定されるのは、他人の商品にたいする自分の欲望も、自分の商品にたいする他人の欲望も捨象されているからである。

- (6) 各商品所有者にとって「他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物として意義を持つ」（前掲第5パラグラフ）理由を、松石勝彦氏は次のように説明される。「他人の商品は自分の個人的な『特殊な欲求』[Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen, Ökonomie*, Marx-Engels Werke, Bd. 13, S. 30 —引用者] ……をみたす等価であるから、『特殊的等価』である」（松石前掲書、268頁）。しかし、他商品の価値形態としての商品体の機能は、「特殊的等価物」か「一般的等価物」かを問わず、諸商品の価値関係を唯一の前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。
- (7) 「どの商品も一般的等価物ではない」（前掲第5パラグラフ）理由について吉田紘氏は次のように説明される。「一般的等価物という形態規定は、ある一定の商品が他のすべての商品によって等価物として排除されることによつてのみ成り立っているのであり、すべての商品（所持者）の共同の仕事によつてのみ成立する。各商品所持者が、いずれも自己の商品を一般的等価物とみなしているとすれば、それはおよそ一般的等価物という形態規定にとつて形容矛盾である」（『商品範疇と貨幣生成の論理』梓出版社、1988年、170頁）。しかし第一に、「他のすべての商品」による特定商品の「排除」を、「所持者」の「共同の仕事」と同一視することはできない。言い換えれば、一般的等価形態の特定商品への帰属の根拠として、「商品世界の一般的な相対的価値形態」（K I 81）と、商品所有者の交換行為とを同一視することはできない。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、どの商品の相対的価値表現も説明することはできず、「商品世界の一般的な相対的価値形態」（K I 81）にもとづいて一般的等価物としての特定商品の「排除」を論証することはできないからである。したがって第二に、すべての商品所有者が「自己の商品を一般的等

価値物とみなしている」ことは、「一般的等価値物という形態規定」にとって「形容矛盾」にはならない。商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価値形態の特定商品への帰属を前提とせず、一般的等価値物の機能だけを論じるほかはないからである。もちろん、「商品」の観点では、一般的等価値形態の特定商品への帰属を前提としなければ、一般的等価値物の機能を論じることはできない。

- (8) 前掲第5パラグラフの第一文を全体的価値形態の成立ないし一般的価値形態の成立と考える見解がある。『「他人の商品はいずれも、自己の商品の特殊の等価値物たる意義をもつ」ということは、自己の商品が左辺に立つところの・自己の商品についての『開展された価値形態』（第二形態）の展開を意味し、これに対して、『自己の商品が、他のすべての商品の一般的等価値たる意義をもつ』ということ、右の『開展された価値形態』がひっくりかえって、自己の商品が右辺に立つところの・『一般的価値形態』（第三形態）の成立を意味する』（富塚良三「価値形態論と交換過程論」『増補 恐慌論研究』未来社、1975年所収、257頁）。第一文の「二つの命題」をそれぞれ、「自己の商品」についての「第二形態」の成立、この「第二形態」の逆転にもとづく「第三形態」の成立に対応させたうえで富塚氏は、次の「背理」を論定される。「互いに正反対の価値等式関係 [「第二形態」と「第三形態」——引用者] を内容とする命題は、『それゆえに (daher)』という言葉によって直接に結び合わされ、あたかも二つの命題が同義であるかのような、あるいは、後者の命題が前者の命題からおのずから導き出されてくるかのような、右の叙述が背理を意味する」（同、257-8頁）。そのうえで氏は、「商品所有者の欲求」が「この背理に帰着する」ことを次のように説明される。「各商品所有者は、それぞれ自己の商品について展開しうる第二形態を構成する単純な価値諸表現の諸等式が『事実上すでに逆の関連を含む』ものとして、行為しようと欲する。だが、それゆえにこそ、すべての商品所有者が他のすべての商品所有者の商品を『一般的等価値物』の位置から排除し、一般的・統一的な価値表現関係を成立せしめず、交換は不可能となるのである」（同、258頁）。しかし、第5パラグラフの第一文では、「第二形態」の成立も「第三形態」の成立も論じられておらず、また「商品所有者の欲求」の観点での「背理」も論定されていない。第一に、商品所有者の交換行為の観点

に立つ第5パラグラフでは、「自分の商品の特殊的等価物」としての「他人の商品」の機能、および「他のすべての商品の一般的等価物」としての「自分の商品」の機能を論じることはできるが、「開展された価値形態」の成立および「一般的価値形態」の成立を論じることはできない。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができず、諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能だからである。商品所有者の交換行為の観点では、「特殊的等価物」「一般的等価物」の機能を論じることはできるが、全体的価値形態や一般的価値形態の成立を論証することはできない。第二に、同パラグラフ第一文の内容（各商品所有者にとって「他人のすべての商品」は自分の商品の「特殊的等価物」であり、自分の商品は「他のすべての商品の一般的等価物」であること）は、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象したうえで交換行為を考察した場合の帰結であって、これはけっして「背理」ではない。商品所有者の交換行為の観点では、一般的価値形態の成立すなわち一般的等価形態の特定商品への帰属を前提とせずに、一般的等価物の機能を論じることができるからである。同時にすべての商品が一般的等価物として機能することは、商品所有者の交換行為の観点では、けっして「背理」ではない。ただし、「商品」の観点では、一般的等価形態の特定商品への帰属を前提としなければ、一般的等価物の機能を論定することはできない。以上の理由により、第5パラグラフのなかに「商品所有者の欲求」の観点での「背理」を見いだして、これを「交換過程の矛盾」（同、259頁）と論定することはできないと考えられる。

- (9) 福田泰雄氏は第5パラグラフの第一文を、各商品所有者によって求められる全体的価値形態と一般的価値形態の成立と把握される。「各商品所持者は、自己の商品と自己の欲する同価値の任意の諸商品との交換を行おうとすることによって、彼は逆関係にある二つの価値表現式、すなわち自己の商品によって展開された価値形態および自己商品を一般的等価物とする一般的価値形態の成立を同時的に求める」（福田前掲書、60頁）。そのうえで氏は、「全面的交換が直面する矛盾」は一般的価値形態（第III形態）の不成立に帰着すると論定される。「個人的過程と社会的過程との対立は、価値表現の問題として見れば、各商品所持者が特殊な使用価値のまま直接的に自己商品＝一般

的等価物を主張することによって第 III 形態の成立が否定される事態として把握される」(同, 61 頁)。しかし第一に、すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点に立つ第 5 パラグラフでは、「展開された価値形態」の成立も「一般的価値形態」の成立も論定することはできない。第二に、第 5 パラグラフで「第 III 形態の成立」が否定されるのは、「自己商品＝一般的等価物」と主張する商品所有者が想定されるからではなくて、商品所有者の交換行為の観点が維持されるからである。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点に立つかぎり、たとえ使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象しても、一般的等価形態の特定商品への帰属を論定することはできない。かりに各商品所有者が「自己商品＝一般的等価物」と主張しないと想定しても、商品所有者の交換行為の観点では、一般的価値形態の成立を論証することは不可能である。

- (10) 富塚良三氏は、諸商品がどれか一つの商品に一般的等価物としての「形態規定」を「付与する」ことによって、交換過程の矛盾が解決されると論定される。「すべての商品所有者が自己の商品を他のすべての諸商品に対する『一般的等価』たらしめようとすることによる『全面的外化の矛盾』は、すべての商品所有者が自己の商品についていづく欲求と正反對の関係を成立せしめることによってのみ解決される。相互に他を否定する交換過程の矛盾に直面した諸商品は、その矛盾の極、どれか一つの商品を商品仲間のなかから排除して、それに『一般的等価』たる形態規定を付与し、一般的等価たるその一商品との対立的な連関を通じて相互に諸価値として、したがってまた諸商品として関連しあうこととなる」(富塚前掲書, 262 頁)。つまり、「交換過程の矛盾に直面した諸商品」は、「どれか一つの商品」を「排除」して、この商品に「『一般的等価』たる形態規定を付与」することによって、「諸商品として関連しあう」というのである。しかし、交換過程論の観点では、「『一般的等価』たる形態規定」を「どれか一つの商品」に「付与」するのは、「社会的行為」(商品所有者の交換行為)であって、「諸商品」ではない。なぜなら、「商品の分析」(価値形態論)とは異なって商品所有者の交換行為の分析(交換過程論)では、諸商品の価値対象性を前提におくことができず、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)をつうじて一般的等価形態の特定商品への帰属を論定することができないからである。

- (11) 商品所有者の交換行為をつうじて一般的価値形態が成立すると考える見解がある。福田泰雄氏は、交換過程論における「商品の価値および使用価値としての相互前提的实现」(福田前掲書, 64頁)という「課題」(同)の解決を次のように論定される。「商品所持者が商品の全体的もち手交換をなさんとするに及んで、そこからいっきよに第Ⅲ形態が導出され課題の解決が可能となる」(同, 65頁)。言い換えれば、商品所有者の交換行為をつうじて「第Ⅲ形態」(一般的価値形態)が「いっきよに」導かれるという見解である。宮沢俊郎氏は、「価値形態論と交換過程論の関連」を考察され、「交換過程における価値形態の実現とは、その完成形態である一般的価値形態・貨幣形態の実現である」(宮沢前掲書, 135頁)と論定される。
- (12) 松石勝彦氏は、「他のすべての商品の社会的行動が特定の一商品を排除する」(前掲第6パラグラフ)ことは、価値形態論では論証されておらず、交換過程論でのみ論証されると主張される。「『一般的等価』の概念規定は価値形態論ですでに与えられているが、商品所有者たちの『社会的行為が一つの特定の商品を一般的等価物にする』とか、その商品への反映としての『他のすべての商品の社会的行動……だけが一つの特定の商品を排除する』ということは、価値形態論では全然明らかにされていず、まさに交換過程論の固有の分析対象である」(松石前掲書, 273頁)。商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属する場合、この特定商品を除く他のすべての商品は一般的等価形態から「排除」される。この意味では、交換過程論では商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価物の「排除」が論定されていると言える。しかし、(商品所有者の交換行為ではなく)「他のすべての商品の社会的行動」による「特定の一商品」の「排除」は、「商品の分析」(価値形態論)でのみ論証される事項であり、商品所有者の交換行為の分析(交換過程論)ではけっして論証されない。なぜなら、すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができず、どの商品の相対的価値表現も説明することができないからである。

第4節 労働生産物の商品への転化にともなう 商品の貨幣への転化

本節では、交換過程論の第7パラグラフから第13パラグラフまでを検討し、特定商品の貨幣への転化の過程をもっぱら商品所有者の交換行為の観点から考察し、「交換過程の必然的産物」(K I 102)としての「貨幣結晶」(同)の性格を明らかにする。結論を先取りすれば、商品所有者の交換行為の観点から導かれる貨幣の性格とは、貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定される一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)である。

1. 「労働生産物の商品への転化」にともなう「商品の貨幣への転化」 (交換過程論・第7パラグラフ)

特定商品の貨幣への転化をもっぱら商品所有者の交換行為の観点から考察し、「交換過程の必然的産物」としての「貨幣結晶」の性格を把握するためには、「労働生産物の商品への転化」にともなう「商品の貨幣への転化」の過程を考察しなければならない。

[第7パラグラフ]「貨幣結晶は、異種の労働生産物が実際に互いに等置され、それゆえ実際に商品に転化される交換過程の必然的産物である。交換の歴史的な拡大と深化は、商品の本性のうちに眠っている使用価値と価値との対立を発展させる。交易のためにこの対立を外的に表示しようとする欲求は、商品価値の自立的形態へと向かわせ、商品と貨幣とへの商品の二重化によってこの自立的形態が最終的に達成されるまでとどまるところを知らない。それゆえ、労働生産物の商品への転化が生じると同じ度合いで、商品の貨幣への転化が生じる」(K I 102)。

最初の文章では、「貨幣結晶」が「異種の労働生産物」の「商品」への「転化」の「必然的産物」と把握される。前掲第6パラグラフに示されたように、特定商品を貨幣に転化させるのは、商品所有者の「社会的行為」、すなわち使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為だけである。ところで、商品所有者の交換行為が直接に関与するのは使用価値または商品体だけである。なぜなら、第2節で見たように、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあう場合に、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。さらに、前掲第5パラグラフに関連して見たように、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して、交換過程をもっぱら諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」の側面から一面的に考察することはできないからである。商品所有者の交換行為の観点から特定商品の貨幣への転化を説明する場合、使用価値と価値との統一としての諸商品を直ちに考察することはできない。「異種の労働生産物」の交換過程が「商品」の交換過程へと転化する過程を最初に説明しなければならない。それゆえ、交換過程論の観点では、「交換の歴史的な拡大と深化」、すなわち、「異種の労働生産物」の交換過程の「商品」の交換過程への「拡大」「深化」にともなって、「商品の本性のうちに眠っている使用価値と価値との対立」が発展すると論定しなければならない。これにたいして、価値形態論では、「一商品の簡単な価値形態は、その商品に含まれている使用価値と価値との対立の簡単な現象形態である」(K I 76)と言われるように、諸商品の使用価値と価値との対立を発展させるものは、一方の商品の使用価値を材料とする他方の商品の価値表現である。だが、交換過程論では、もっぱら商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の「使用価値と価値との対立」の発展が説明される。交換過程論の観点では、「商品価値の自立的形態」への到達すなわち「商品と貨幣とへの商品の二重化」の達成を説明するも

のは、「交易のためにこの対立 [「商品の本性のうちに眠っている使用価値と価値との対立」——引用者] を外的に表示しようとする欲求」であって、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81) ではない。実際の「交易」を根拠とする「商品と貨幣とへの商品の二重化」は、「商品世界の一般的な相対的価値形態」を根拠とする一般的価値形態あるいは貨幣形態の成立と同一視されてはならない。こうして、商品所有者の交換行為の観点から特定商品の貨幣への転化を説明するためには、「労働生産物の商品への転化」にもとづく「商品の貨幣への転化」を考察しなければならない。これについては、次の第8・9パラグラフでより具体的に説明される。

2. 直接的生産物交換から商品交換への転化（交換過程論・第8パラグラフ）

「労働生産物の商品への転化」を説明するさいに最初に検討しなければならないのは、諸労働生産物が交換価値の担い手として通用する理由、言い換えれば、諸労働生産物の価値性格が確立する理由である。しかも、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におかずに、諸労働生産物の価値性格の確立を説明しなければならない。次の第8パラグラフで示されるように、諸労働生産物の価値性格の確立は、交換を目的とする生産の定着を前提とする。

[第8パラグラフ] 「直接的生産物交換は、一面では簡単な価値表現の形態をもつが、他面ではまだそれをもたない。あの形態は、 x 量の商品 $A = y$ 量の商品 B であった。直接的生産物交換の形態は、 x 量の使用対象 $A = y$ 量の使用対象 B である。 A と B という物は、ここでは、交換のまえには商品ではなく、交換によってはじめて商品となる。ある使用対象が可能性から見て交換価値である最初の様式は、非使用価値としての、その所有者の直接的欲求を超える分量の使用価値としての、その定在である。

物はそれ自体としては人間にとって外的なもの、それゆえ譲渡可能なもの (äußerlich und daher veräußerlich) である。この譲渡が相互的であるためには、人々は、ただ、黙って、その譲渡可能な物の私的所有者として、またまさにそうすることによって相互に独立の人格として、相対しさえすればよい。しかし、互いに他人であるこのような関係は、自然発生的な共同体の成員にとっては……実存しない。商品交換は、共同体の終わるところで、諸共同体が他の諸共同体または他の諸共同体の諸成員と接触する点で、始まる。しかし、諸物がひとたび対外的共同生活で商品になれば、それらのものは反作用的に、内部的共同生活においても商品になる。諸物の量的交換比率は、さしあたりはまったく偶然的である。それらの物が交換可能であるのは、それらを互いに譲渡しあおうとする所有者たちの意志行為によってである。しかし、そのうちに他人の使用対象にたいする欲求がしだいに固まってくる。交換の不断の反復は、交換を一つの規則的な社会的過程にする。それゆえ、時の経過とともに、労働生産物の少なくとも一部分が、意図的に交換めあてに生産されざるをえなくなる。この瞬間から、一面では、直接的必要のための諸物の有用性と交換のための諸物の有用性とのあいだの分離が確定する。諸物の使用価値は諸物の交換価値から分離する。他面では、それらの物が交換されあう量的比率は、それらの物の生産そのものに依存するようになる。慣習はそれらの物を価値の大きさとして固定させる」(K I 102-103)。

「労働生産物の商品への転化」にかんする最大の問題は、諸労働生産物または諸使用対象が交換価値の担い手として通用する理由である。単純な価値表現の形態は「 x 量の商品 A = y 量の商品 B」であり、この場合、等置関係におかれる「商品 A」と「商品 B」は使用価値と価値との統一としての商品である。それゆえ、たとえば使用価値 B が交換価値の担い手として通用する理由とは、使用価値 B が商品 A の価値の現象形態になる理

由、すなわち、「相対的価値形態の内実」(K I 64)である。ところが、「直接的生産物交換」の形態は「x 量の使用対象 A = y 量の使用対象 B」であり、この場合、等置関係におかれる「使用対象 A」と「使用対象 B」はもっぱら使用価値である。したがって、諸使用対象が交換価値の担い手として通用する理由を諸商品の価値表現にもとづいて説明することはできない。そのかわりに、「非使用価値」あるいは「その所有者の直接的欲求を超える分量の使用価値」としての使用対象の「定在」が、「ある使用対象が可能性から見て交換価値である最初の様式」と規定される。しかし、当の所有者の「直接的欲求」を超える分量という基準は、問題の使用対象が交換価値の担い手として通用する理由にはなりえない。なぜなら、当の所有者の「直接的欲求」を超える分量の使用対象の存在とは、各商品所有者にとって自分の商品が「他人にとっての使用価値」(前掲第2パラグラフ)であることと同義だからである。すでに見たように、諸商品の交換過程では、各商品所有者にとって自分の商品は「他人にとっての使用価値」と「交換価値の担い手」としての使用価値の両方を持つ。ところが「直接的生産物交換」では、「他人にとっての使用価値」と「交換価値の担い手」としての使用価値とが区別されていない。そのため、当の所有者の「直接的欲求」を超える余剰使用対象が交換価値の担い手として通用するのは、その余剰使用対象が他人の欲望を満たすことが実証される場合にかぎられる。使用対象が他人の欲望を満たすか否かは、生産物交換によってのみ実証される。したがって、「直接的生産物交換」では、当の所有者の「直接的欲求」を超える余剰使用対象が交換価値の担い手として通用するか否かは、諸使用対象のあいだの交換が成立するか否かにかかっており、諸使用対象は「交換のまえには商品ではなく、交換によってはじめて商品となる」のである。

諸使用対象が交換価値の担い手として通用する理由を説明するためには

は、商品所有者の交換行為を詳しく考察するほかはない。各所有者の「直接的欲求」を超える余剰使用対象は、各所有者にとって「外的なもの、それゆえ譲渡可能なもの (äußerlich und daher veräußerlich)」である。譲渡可能な物すなわち余剰使用対象の「相互的」な譲渡は、「その譲渡可能な物の私的所有者」として相対しあう人々の関係を必要とする。「私的所有者」として相対しあう人々の関係は、「自然発生的な共同体の成員」のあいだには成立せず、異なる諸共同体あるいはそれらの諸成員のあいだの接触によってのみ成立する。

だが、「私的所有者」として相対しあう人々の関係を指摘するだけでは、諸労働生産物が交換価値の担い手として通用し、諸労働生産物の価値性格が確立する理由を説明することはできない。各所有者の「直接的欲求」を超える余剰使用対象を「交換可能」なものに転化させるのは、「私的所有者」たちの「意志行為」だけである。そして、「私的生産者」たちの「意志行為」とは、「労働生産物の少なくとも一部分が、意図的に交換めあてに生産されざるをえなくなる」こと、すなわち、交換を目的とする生産のことである。交換を目的とする生産が確立すると、一方では、「直接的必要のための諸物の有用性」と「交換のための諸物の有用性」とが分離し、前掲第2パラグラフの表現を用いれば、「他人にとっての使用価値」と「交換価値の担い手」としての使用価値との区別が可能になる。他方では、交換を目的とする生産が確立すると、諸使用対象のあいだの交換比率とこれらの生産との相互依存関係が確立する。より詳しく言えば、諸商品に表された諸労働の二重性格（諸使用対象を形成する具体的有用労働の側面と、諸交換価値を規定する抽象的人間労働の側面）が確立するのである。このように、「私的所有者」たちのあいだの諸使用対象の交換の反復、すなわち、交換を目的とする生産の定着の結果として、諸労働生産物あるいは諸使用対象の価値性格が確立する。「慣習」が諸使用対象を「価値の大きさ

として固定させる」とは、交換を目的とする生産の反復の結果として諸使用対象の価値性格が確立することである。

このように、本パラグラフでは、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とせずに、交換を目的とした生産の反復にもとづいて、諸労働生産物の価値性格が説明される。なぜなら、前節で見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。それゆえ、諸労働生産物の価値性格について商品所有者の交換行為の観点から説明できるのは、これらの諸労働生産物の価値形態だけである。そこで、商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すことが、次の課題となる。

3. 商品所有者の社会的接触をつうじた特定商品への一般的等価形態の帰属（交換過程論・第9パラグラフ）

次の第9パラグラフでは、商品所有者の交換行為の観点から諸労働生産物の価値形態が考察される。すでに見たように、諸商品の価値形態は、諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての同等性を前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。だが、商品所有者の交換行為は使用価値にたいする欲望にのみ左右される。したがって、商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すという当面の課題は、交換過程論ではけっして解決されず、この課題の解決は永久に繰り延べられる。この課題の解決が繰り延べられていく形態が、「労働生産物の商品への転化」にもとづく「商品の貨幣への転化」の過程である。

[第9パラグラフ] 「直接的生産物交換においては、どの商品もその所有者にとっては直接的に交換手段であり、その非所有者にとっては等価物(Äquivalent)である。もっとも、その商品がその非所有者にとって使用

価値であるかぎりでのことだが、したがって、交換品は、それじたいの使用価値、または交換者の個人的欲求から独立した価値形態をまだ受け取っていない。この形態の必要性は、交換過程にはいりこむ商品の数と多様性との増大とともに発展する。課題はその解決の手段と同時に生じる。商品所有者が彼らじしんの物品を他のさまざまな物品と交換したり比較したりする交易は、さまざまな商品所有者のさまざまな商品がその交易の内部で同一の第三の種類の商品と交換され、価値として比較されることなしには、けっして生じない。このような第三の商品は、他のさまざまな商品にとっての等価物となることによって、直接的に——たとえ狭い限界内においてにせよ——一般的または社会的な等価形態を受け取る。この一般的等価形態は、それを生み出す一時的な社会的接触とともに発生し、それとともに消滅する。この形態は、あれこれの商品に、かわるがわる、かつ一時的に帰属する。しかし、それは、商品交換の発展につれて、もっぱら特殊な種類の商品に固着する。すなわち、貨幣形態に結晶する。それがどのような種類の商品に固着するかは、さしあたり偶然的である。しかし、一般的には、二つの事情が決定的である。貨幣形態が固着するのは、外部から入ってくる最も重要な交易品……か、さもなければ、内部で譲渡可能な所有物の主要要素を構成する使用対象、たとえば家畜のようなものである。〔以下略〕(K I 103, [] 内引用者)。

最初に指摘されるように、「直接的生産物交換」では、各商品はその所有者にとって無条件に「交換手段」であるが、各商品がその非所有者にとって「等価物」として意義を持つか否かは、問題の商品がその非所有者にとって使用価値であるか否かにかかっている。それゆえ、「直接的生産物交換」における「交換品」は、「それ自身の使用価値、または交換者の個人的欲求から独立した価値形態」を持たない。だが、交換価値としての諸商品の関係は、使用価値にたいする交換者の欲望とは無関係である。より

詳しく言えば、前掲第4パラグラフで見たように、交換過程のうち諸商品の「価値としての実現」の側面は、商品所有者じしんの商品にたいする他人の欲望とも、他人の商品にたいする商品所有者じしんの欲望とも、無関係である。

商品所有者の交換行為の観点から特定商品の貨幣への転化を説明する場合でも、交換者の欲望に左右されない価値形態を説明しないかぎり、使用価値と価値の統一としての諸商品の交換過程を論じることはできない。ところで、商品所有者の交換行為は使用価値にたいする欲望にのみ左右され、しかも、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことはできない。したがって、使用価値にたいする商品所有者の欲望だけを前提として、使用価値にたいする交換者の欲望に左右されない諸商品の価値形態を説明することが、当面の課題である。だが、商品所有者の交換行為の観点到立つかぎり、この課題の解決は永久に繰り延べられる。前掲第2および第5パラグラフとの関連で見たように、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。なぜなら、諸商品の価値形態は抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を不可欠の前提とするが、すでに前節で見たように、商品所有者の交換行為の観点では諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。したがって、使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為の観点では、価値形態の成立はけっして論証されず、価値形態の必要性は永久に満たされない。「この形態」すなわち「それ〔交換品——引用者〕じたいの使用価値、または交換者の個人的欲求から独立した価値形態」の「必要性」が「交換過程にはいりこむ商品の数と多様性との増大とともに発展する」と言われるのは、そのためである。要するに、商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すという当面の課題については、解決手段として何が提

起されても、この課題の解決は永久に繰り延べられる。だからこそ、「課題はその解決の手段と同時に生じる」と言われるのである。これにたいして、価値形態論において「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)が特定商品に一般的等価形態を与えることが確認される場合、一般的価値形態の成立にかんするかぎり、未解決の問題は何も残されていない⁽¹⁾。

それでは、商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すという課題は、どんな形態で繰り延べられるのか。あらゆる商品との交換関係にある「同一の第三の種類の商品」がなければ、諸商品の「交易」は「けっして生じない」ことは明らかである。問題は、この「第三の商品」が「一般的または社会的な等価形態を受け取る」ことの理由であるが、これについては、この商品が「他のさまざまな商品にとっての等価物となることによって」と指摘される。「第三の商品」が「他のさまざまな商品にとっての等価物となる」場合、この「第三の商品」とあらゆる他商品との価値関係が成立していなければならない。それゆえ、あらゆる商品に共通な「第三の商品」が「一般的または社会的な等価形態を受け取る」という事態は、一般的価値形態の成立に対応するが、これを商品所有者の交換行為の観点から論証することはできない。前掲第6パラグラフとの関連で見たように、一般的価値形態の成立は、「商品の分析」(価値形態論)によってのみ論証されるからである。商品所有者の交換行為の観点から論定できるのは、一般的等価形態が「それを生み出す一時的な社会的接触とともに発生し、それとともに消滅する」こと、あるいは、一般的等価形態が「あれこれの商品に、かわるがわる、かつ一時的に帰属する」ことだけである。言い換えれば、商品所有者の交換行為にもとづいて論定できるのは、一般的等価形態の特定商品への帰属だけである。実際に、本パラグラフの後半部分では、一般的等価形態が「どのような種類の商品に固着するか」については説明されるが、各時点に一般的価値形態が成立する根拠に

については何も説明されていない。このように、商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価形態の特定商品への帰属を論定することは可能だが、一般的価値形態の成立を論証することは不可能である。商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すという先の課題については、「課題はその解決の手段と同時に生じる」と言わなければならない。なぜなら、この「課題」にたいして商品所有者の交換行為の観点から提出する「解決の手段」は、一般的等価形態が帰属する商品種類の特定だけであって、一般的価値形態の成立の論証ではないからである。⁽²⁾

4. 一般的等価物の機能が帰属する商品種類の属性（交換過程論・第10～13パラグラフ）

前掲第9パラグラフまでの検討からわかるように、「労働生産物の商品への転化」とともなう「商品の貨幣への転化」にかんして商品所有者の交換行為の観点から論定できるのは、一般的価値形態の成立ではなく、一般的等価物の機能の特定商品への帰属だけである。次の第10～13パラグラフでは、一般的等価物の機能に適した商品種類の属性について考察される。

[第10パラグラフ] 「商品交換がそのもっぱら局地的な束縛を打破し、それゆえ商品価値が人間的労働一般の物質化にまで拡大していくのと同じ割合で、貨幣形態は、一般的等価物という社会的機能に生まれながらにして適している商品に、すなわち、貴金属に、移っていく」(K I 104)。

見られるように、貨幣形態が帰属する商品種類の資格とは「一般的等価物という社会的機能に生まれながらにして適している」ことであり、この資格を備えた商品の代表が「貴金属」である。「貴金属」が「一般的等価物という社会的機能」に適する理由は、次の第11パラグラフで説明される。

[第11パラグラフ] 「ところで、『金銀は生まれながらにして貨幣では

ないが、貨幣は生まれながらにして金銀である』[Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Marx-Engels Werke, Bd. 13, S. 131] ということは、金銀の自然属性が貨幣の諸機能に適していることを示している。われわれは、これまでのところでは、貨幣の一つの機能しか知らない。すなわち、商品価値の現象形態として、または商品の価値の大きさが社会的に表現される材料として、役立つという機能だけである。価値の適切な現象形態、または抽象的な、それゆえ同等な人間的労働の物質化となりうるのは、どの一片をとってみてもみな同じ均等な質をもっている物質だけである。他面、価値の大きさの区別は純粹に量的なものであるから、貨幣商品は純粹に量的な区別ができるもの、したがって任意に分割ができてその諸成分が再び合成できるものでなければならない。ところが、金銀は生まれながらにしてこの属性をそなえている」(K I 104, [] 内引用者)。

本パラグラフで前提におかれる「貨幣の一つの機能」すなわち「商品価値の現象形態」「商品の価値の大きさが社会的に表現される材料」としての機能とは、「一般的等価物としての社会的機能」(前掲第10パラグラフ)のことである。前掲第6パラグラフとの関連で見たように、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)が特定の貨幣商品の使用価値と規定される場合にのみ、この機能が諸商品の価値関係にもとづく唯一の使用価値と規定され、諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」との相互前提関係が成立する。したがって、交換過程論では貨幣の機能が、「商品価値の現象形態」「商品の価値の大きさが社会的に表現される材料」すなわち一般的等価物の機能に限定される。一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)が帰属する商品は、この機能に適した物的属性を持たなければならない。第一に、「価値の適切な現象形態」あるいは抽象的人間労働の「物質化」にふさわしいのは、どの一片も「均等な質」を持つ物質である。第二に、

「純粹に量的」な「価値の大きさの区別」の表現にふさわしいのは、任意に分割・再合成しやすい物質である。そして、これらの属性を「生まれながらにして」持つのが「金銀」である。「貨幣は生まれながらにして金銀である」と言われるのは、「一般的等価物という社会的機能」に適した物的属性を「金銀」商品が「生まれながらにして」持つからである。これにたいして、「金銀は生まれながらにして貨幣ではない」と言われるのは、商品所有者の交換行為が一般的等価形態を「金銀」商品に帰属させなければ、「金銀」商品は「貨幣」にならないからである。

「金銀」商品の物的属性（均質性および分割・合成可能性）が一般的等価物の機能と結びつくと、次の第12パラグラフで説明されるように、一般的等価物の機能にもとづく「形式的使用価値」が「金銀」商品に帰属する。

[第12パラグラフ] 「貨幣商品の使用価値は二重化する。貨幣商品は、商品としてのその特殊な使用価値、たとえば金が虫歯の充填、奢侈品の原材料などに役立つ、というような特殊的使用価値のほかに、その独特な社会的機能から生ずる一つの形式的使用価値を受け取る」(K I 104)。

貨幣商品の「独特な社会的機能」とは「一般的等価物という社会的機能」（前掲第10パラグラフ）のことである。「貨幣商品」（「金」商品）は、一方では、「虫歯の充填、奢侈品の原材料などに役立つ」という「特殊的使用価値」を持ち、同時に他方では、一般的等価物という「社会的機能」すなわち「商品価値の現象形態として、または商品の価値の大きさが社会的に表現される材料として、役立つという機能」（前掲第11パラグラフ）にもとづく「形式的使用価値」を受け取る。一般的等価物の社会的機能が「金」の物的属性（均質性および分割・合成可能性）に結びつくと、一般的等価物の社会的機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）は、すべての商品所有者にとって識別可能な一つの使用価値または欲

望対象と規定される。前掲第6パラグラフでは、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属が論定されたが、これはより具体的には、一般的等価物の機能が貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されることを意味する。

ところで、貨幣商品（「金」商品）と非貨幣商品（「金」を除くすべての商品）との価値関係のなかでは、貨幣商品はすべての非貨幣商品の一般的等価物であり、すべての非貨幣商品は貨幣商品の特殊的等価物である。この点が次の第13パラグラフで説明される。

[第13パラグラフ] 「他のすべての商品は貨幣の特殊的等価物にはかならず、貨幣はこれらの商品の一般的等価物であるから、これらの商品は、一般的商品としての貨幣にたいして特殊的商品としてふるまう」(K I 104)。

見られるように、「他のすべての商品」(非貨幣商品)は「貨幣の特殊的等価物」であり、「貨幣」は「これらの商品」(非貨幣商品)の「一般的等価物」である。「一般的商品」(貨幣商品)と「特殊の商品」(非貨幣商品)とのこうした対立関係は明らかに、貨幣商品と非貨幣商品との価値関係を前提とする。この場合、「一般的等価物」としての貨幣商品の機能(すべての非貨幣商品の価値の現象形態としての機能)は貨幣商品の「形式的使用価値」(前掲第12パラグラフ)と規定されるが、「特殊的等価物」(貨幣商品の価値の現象形態)としての非貨幣商品の機能のほうは、非貨幣商品の「形式的使用価値」とは規定されない。非貨幣商品と貨幣商品との価値関係を前提とすれば、貨幣商品の現物形態は非貨幣商品の一般的等価物として機能し、非貨幣商品の現物形態は貨幣商品の特殊的等価物として機能する。しかし、商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価物(すべての非貨幣商品の価値の現象形態)としての機能は貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されるけれども、貨幣商品の特殊的等価物(貨幣商品の価値

の現象形態)としての機能は、非貨幣商品の「形式的使用価値」とはけっして規定されない。第6節で見るように、販売(W—G)と購買(G—W)を諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」の観点から考察するさいに、以上の論点はきわめて重要である。

本節では、交換過程論の第7パラグラフから第13パラグラフまでを検討し、「労働生産物の商品への転化」にもとづく「商品の貨幣への転化」の過程、すなわち、商品所有者の交換行為にもとづく特定商品の貨幣への転化の過程を考察し、次の点を明らかにした。第一に、商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価形態の特定商品への帰属を論定することはできるが、一般的価値形態の成立を論証することはできない(第7～9パラグラフ)。第二に、商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)が貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されるが、貨幣商品の特殊的等価物としての非貨幣商品の機能は、非貨幣商品の「形式的使用価値」とは規定されない(第10～13パラグラフ)。このように、もっぱら商品所有者の交換行為の観点から導かれる貨幣、すなわち、「交換過程の必然的産物」(K I 102)としての「貨幣結晶」(同)の性格とは、貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定される一般的等価物の機能である。たしかに、一般的等価物の機能を特定の貨幣商品に帰属させる主体は商品所有者だけである。しかし、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、貨幣商品じたいの価値性格すなわち貨幣商品の相対的価値表現を論証することはできない。この点に着目すれば、「交換過程の必然的産物」としての「貨幣結晶」の性格は、交換過程に固有な「貨幣物神の謎」(K I 108)としてより具体的に把握される。この点を次節で考察する。

- (1) 「課題はその解決の手段と同時に生じる」(K I 103, 前掲第9パラグラフ) こと理由について、河上肇氏は次のように説明される。「何故なれば、商品交換の発展に伴ひ、すべての商品所有者は、自己の商品をば、一般的等価物としての他の何等かの一商品に関係せしめることにより、価値の表現について一般的な価値形態——ひいて貨幣形態——の成立を促しうからである。すなはち総ての商品は共同一致して、その価値を表現するために何れもが皆な或る一定の商品を選び、かくすることにより、それを他の諸商品より除外して、商品世界全体のための一般的等価物となしうからである。かくの如き一般的等価物の成立は、交換過程にはいる商品の数および種類が非常に増加してからでなければ、可能とはならぬが、しかし直接的な生産物の交換が次第に困難となつてくるのも、やはり交換過程にはいる商品の数および種類が増加してからのことである。だから問題は解決の手段と同時に生ずるのであり、その意味において、人間は解決しうる問題をのみ問題とするのである」(前掲『資本論入門(上)』[前掲『河上肇全集(続2)』, 341-2頁]。第一に、「すべての商品所有者」が「一般的な価値形態」の「成立を促しうる」と言うことはできない。そもそも「商品所有者」の観点では諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。なぜなら、すでに見たように、諸商品の価値形態は抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を不可欠の前提とするが、商品所有者の交換行為の観点では諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。第二に、「総ての商品」の「共同一致」すなわち「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属は、「すべての商品所有者」の交換行為によるそれとは厳密に区別されなければならない。「総ての商品」の「共同一致」をつうじた「一般的等価物の成立」は、価値形態論でのみ論証される事項であり、交換過程論の観点ではけっして論証されない。第三に、「課題」(前掲第9パラグラフ)を、商品種類の増加にともなう「直接的な生産物の交換」の「困難」の解決と同一視することはできない。本文で述べたように、「課題」とは、商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すという課題であって、この課題の「解決」は交換過程論の観点では永久に繰り延べられる。
- (2) 商品所有者たちの「社会的接触」(前掲第9パラグラフ)をつうじた一般

交換過程における貨幣の必然性

的等価形態の特定商品への帰属について、河上肇氏は次のように説明される。「総ての商品所有者は、彼等の商品と先づ交換さるべき相手方として、いづれも皆な、その最大な交換可能性を有する特定の商品を選ぶことになる。かくて商品世界に——たとひ狭い限界内にしろ——『直接に一般的な・または社会的な・等価形態』を有する特定の商品が存在することになるのである」(前掲書、342-3頁)。しかし、次項で見ると、商品所有者たちの「社会的接触」をつうじて達成されるのは、「最大な交換可能性を有する特定の商品」の選出ではなくて、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)の特定商品への帰属である。

第5節 貨幣物神の謎

本節では、交換過程論の最後の三つのパラグラフを検討し、貨幣商品の価値性格を商品所有者の交換行為の観点から考察する。これによって、「交換過程の必然的産物」(K I 102)としての「貨幣結晶」(同)の性格は、交換過程に固有な「貨幣物神の謎」(K I 108)としてより具体的に把握される。第2節で見たように、諸商品を交換価値として等置しあう主体は商品所有者だけであるが、交換価値としての諸商品の関係の根拠すなわち抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性は、どの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因である。この論点を踏まえてはじめて、「商品形態の神秘性」(K I 86)を説明することができる。そして、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)が貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されると、この「商品形態の神秘性」が「貨幣物神の謎」(K I 108)としてより具体的に把握される。

1. 一般的等価形態の貨幣商品への帰属をめぐる価値形態論と交換過程論(交換過程論・第14パラグラフ)

本パラグラフでは、一般的等価形態の貨幣商品への帰属にかんする価値形態論と交換過程論との観点の相違が論定される。

[第14パラグラフ] 「すでに見たように、貨幣形態は、他のあらゆる商品の諸関連の反射が一つの商品に固着したものにほかならない。したがって、貨幣は商品であるということは、貨幣の完成した姿態から出発してあとから分析する者にとっての一つの発見であるにすぎない。交換過程は、それが貨幣に転化させる商品に、その価値を与えるのではなくて、その独特な価値形態を与える。この二つの規定の混同は、金銀の価値を想像的なもの(imaginär)と見なす誤った考えを生みだした。貨幣が、一定の機能において、それ自身の単なる章標によって置き換えられうるところから、貨幣は単なる章標(Zeichen)であるというもう一つの誤りが生じた。他面、この誤りのうちには、物の貨幣形態はその物自身にとって外的なものであり、その背後に隠されている人間の諸関係の単なる現象形態にすぎないという予感があった。この意味では、どの商品も一つの章標であろう。なぜなら、どの商品も価値としては、それに支出された人間労働の物的外皮にすぎないからである。しかし、一定の生産様式の基礎上で、諸物が受け取る社会的諸性格、あるいは労働の社会的諸規定が受け取る物的諸性格を、単なる章標として説明するとすれば、そのことによって同時に、それらの性格を人間の恣意的な反省の産物として説明することになる。これこそは、その成立過程がまだ解明されえなかった人間的諸関係の謎のような姿態から少なくともさしあたり奇異の外観をはぎ取ろうとして、18世紀に好んで用いられた啓蒙主義の手法であった」(K I 105-106)。

最初に、「貨幣形態」が「他のあらゆる商品の諸関連の反射が一つの商品に固着したものと規定されるが、これは、「商品の分析」(K I 101)すなわち価値形態論の観点での「貨幣形態」の把握である。すでに見たように、価値形態論では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)

にもとづいて一般的等価形態の特定商品への帰属が論定される。そして、価値形態論では、一般的価値形態から貨幣形態への移行について「進歩はただ、直接的な一般的交換可能性の形態または一般的等価形態が、いまや社会的慣習によって、商品金の独自の自然形態に最終的に癒着しているということだけである」(K I 84)と規定され、一般的価値形態と貨幣形態の差はもっぱら一般的等価物の特定商品(たとえば「金」商品)への「癒着」にあると論定される。したがって、「他のあらゆる商品の諸関連の反射」とは、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)をつうじて特定商品に帰属させられる一般的等価形態に対応する。そして、この一般的等価形態が「一つの商品」(貨幣商品)に「固着」すれば、「貨幣形態」が成立する。ところで、第3節で見たように、交換過程論の観点では、一般的等価形態を特定商品に帰属させるものは、「社会的行為」(K I 101)すなわち商品所有者の交換行為であって、けっして「商品世界の一般的な相対的価値形態」ではない。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことはできず、相対的価値形態に立つ諸商品の価値表現はけっして論証されないからである。したがって、一般的等価形態が「他のあらゆる商品の諸関連の反射」と規定されるのは、交換過程論ではなく価値形態論の観点に立つ場合だけである。

本パラグラフの第二文では、「貨幣は商品である」という命題が「貨幣の完成した姿態から出発してあとから分析する者にとっての一つの発見」と規定される。「貨幣」を「商品」に帰属させることができる場合にのみ、「貨幣は商品である」と論定することができる。価値形態論の観点では、「貨幣形態」を個々の商品の単純な価値形態に帰着させることができる。「貨幣形態の概念における困難は、一般的等価形態、したがって一般的価値形態一般、形態 III に限定される。形態 III は、もとにさかのぼれば形

態 II, すなわち展開された価値形態に帰着し, そしてこの形態 II の構成要素は形態 I, すなわち, 20 エレのリンネル=1 着の上着 または x 量の商品 A= y 量の商品 B である. だから, 簡単な商品形態は貨幣形態の萌芽である」(K I 85). 「貨幣形態の概念における困難」と規定される「一般的等価形態」「一般的価値形態一般」とは, 先に見た「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81) にもとづく一般的価値形態のことである. 一般的価値形態は全体的価値形態, 単純な価値形態に帰着するからこそ, 「単純な商品形態は貨幣形態の萌芽である」と論定されるのである. このように, 価値形態論の観点では, 「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81) にもとづいて一般的価値形態の成立が論証されたうえで, 一般的等価形態の特定商品への帰属が論定されるので, 「貨幣形態」を「単純な商品形態」に帰着させることができる. これにたいして, 交換過程論の観点では, 一般的等価形態を特定の貨幣商品に帰属させるものは, 「商品世界の一般的な相対的価値形態」ではなく, 使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為である. なぜなら, 商品所有者の交換行為の観点では, 諸商品の価値対象性を前提におくことができず, 諸商品の「相対的価値形態」の成立はけっして論証されないからである. したがって, 交換過程論の観点では, 一般的価値形態の成立を論証したうえで一般的等価物の貨幣商品への「固着」を論定することは不可能であり, 「貨幣形態」を個々の商品の単純な価値形態に帰着させることも不可能である. こうして, 交換過程論の観点では, 「貨幣」を「商品」に帰着させることが不可能であるため, 「貨幣は商品である」という命題はけっして導かれない. これにたいして価値形態論の観点では, 抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性が前提におかれるので, 「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81) にもとづいて一般的価値形態の成立を論証することができる. それゆえ, 価値形態論の観点でのみ, 「貨幣形態」

は「単純な商品形態」(K I 85) に帰着させられ、「貨幣は商品である」という命題が導かれる。

他方、交換過程論の観点では、一般的等価形態の貨幣商品への帰属について、「交換過程は、それが貨幣に転化させる商品に、その価値を与えるのではなく、その独特な価値形態を与える」と論定される。言い換えれば、商品所有者の交換行為が貨幣商品に与えるものは、貨幣商品の「価値」ではなく、貨幣商品の「独特な価値形態」すなわち一般的価値形態(他のすべての商品の価値の現象形態)である。

第一に、商品所有者の交換行為が貨幣商品の「価値」を与えないのはなぜか。その理由は、商品所有者の交換行為と諸商品の価値対象性との関連にある。商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあうさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができない。なぜなら、諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからである。商品所有者たちが貨幣商品と非貨幣商品とを等置しあうさいにも、彼らは貨幣商品の価値対象性も非貨幣商品の価値対象性も前提におくことができない。このように、商品所有者の交換行為の観点では、貨幣商品の価値対象性を前提におくことができないので、貨幣商品の相対的価値表現を論証することはできない。この点は次の第15パラグラフで詳しく説明される。

第二に、商品所有者の交換行為が貨幣商品に「その独特な価値形態」すなわち一般的等価形態を与えるのはなぜか。この理由は、第3節の第5項で見たように、商品所有者の交換行為の観点から把握された相対的価値形態と等価形態の相違にある。商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81) にもとづいて一般的価値形態の成立を論証することはできない。だが、等価形態に立つ商品体の機能(他商品の価値の現象

形態としての機能)については、価値表現の両極の諸商品の価値関係とは独立に考察することができる。したがって、商品所有者の交換行為の観点では、一般的価値形態の成立を論証することなく、一般的等価物としての貨幣商品の機能(他のあらゆる商品の価値の現象形態としての機能)だけを論じることができる。より詳しく言えば、前節の第4項で見たように、商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価物の機能が貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定される。

このように、「交換過程」(商品所有者の交換行為)は貨幣商品に「価値」を与えず、「独特な価値形態」(一般的等価形態)を与える。ただし、この論点にかんしてなお次の点を注意しなければならない。

第一に、商品所有者の交換行為は貨幣商品の価値対象性を規定しないが、「金銀の価値」(貨幣商品の価値対象性)を「想像的なもの(imaginär)」と見なすことは誤りである。なぜなら、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性は、貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係の根拠であって、けっして「想像的なもの」ではないからである。交換過程論の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことはできないけれども、諸商品の価値対象性の論理的必然性はけっして否定されない。

第二に、商品所有者の交換行為は貨幣商品に一般的等価形態を与える。しかし、諸商品の貨幣形態を、商品所有者たちの裁量によってのみ左右される「単なる章標(Zeichen)」と見なすことは誤りである。たしかに、諸商品の「貨幣形態」は「その背後に隠されている人間の諸関係の単なる現象形態」であるが、この「貨幣形態」を、商品所有者たちの裁量にもとづく「単なる章標」と見なすことはできない。なぜなら、諸商品の貨幣形態は貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係を不可欠の前提とするが、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。言い換えれば、諸

商品の貨幣形態の根拠すなわち諸商品の価値対象性が、どの商品所有者にとっても制御不可能な要因であり、商品所有者たちの裁量によって一方的に規定されない要因だからである。たしかに、各商品の「価値」（価値対象性）は「それ〔商品〕に支出された人間労働の物的外皮（sachliche Hülle）」（抽象的人間労働の凝固としての価値対象性）であり、「人間の諸関係」の「現象形態」である。しかし、第2節で見たように、諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であり、これを、商品所有者の裁量にのみ左右される「章標」と見なすのは誤りである。「一定の生産様式」（商品生産）の基礎上で「諸物が受け取る社会的諸性格」あるいは「労働の社会的諸規定が受け取る物的諸性格」が、もっぱら人々の裁量にもとづく「単なる章標」と見なされる場合、これらの性格は「人間の恣意的な反省の産物」として説明されることになる。だが、商品生産の基礎上での諸商品の価値対象性は、どの商品所有者の裁量によっても制御不可能な要因であって、「人間の恣意的な反省」によって一方的に規定される要因ではない。

2. 貨幣の相対的価値と交換過程（交換過程論・第15パラグラフ）

前掲第14パラグラフで示されたように、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が貨幣商品に帰属するが、商品所有者の交換行為は貨幣商品の価値対象性をけっして規定しない。この論点を踏まえて本パラグラフで説明されるように、商品所有者の交換行為の観点では、貨幣商品の相対的価値表現の成立を論証することは不可能である。

〔第15パラグラフ〕「先に指摘したように、一商品の等価形態はその商品の価値の大きさの量的規定を含まない。金が貨幣であり、それゆえ他のすべての商品と直接的に交換可能であることを知っても、それだからといって、たとえば10ポンドの金の価値がどれだけであるかはわからない。

どの商品もそうであるように、貨幣はそれ自身の価値の大きさを、もっぱら相対的に、他の諸商品によってのみ、表現することができる。貨幣自身の価値は、その生産のために必要とされる労働時間によって規定され、等量の労働時間が凝固した、他の各商品の分量で表現される。貨幣の相対的価値の大きさのこうした確定はその産源地での直接的交換取引のなかで行われる。それが貨幣として流通にはいるときには、その価値はすでに与えられている。すでに17世紀の最後の二、三〇年間に貨幣分析の端緒はかなり進んでいて、貨幣は商品であるということが知られていたけれども、それはやはり端緒にすぎなかった。困難は、貨幣は商品であることを理解する点にあるのではなく、どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのかを理解する点にある」(K I 107)。

一般的等価物としての貨幣商品「金」の機能を論定しても、貨幣商品「金」の相対的価値表現の成立はけっして論証されない。本パラグラフで最初に確認されるように、「一商品の等価形態はその商品の価値の大きさの量的規定を含まない」のであって、商品Aが等価形態に立つと論定されても、商品Aの相対的価値表現の成立はけっして論証されない。この点については、価値形態論でも「一商品の等価形態には、むしろ、何の量的な価値規定も含まれない」(K I 70)と指摘される。したがって、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が貨幣商品「金」へと帰属する結果として、「金」商品が「貨幣」になると論定されただけでは、「たとえば10ポンドの金の価値がどれだけであるか」は不明であり、貨幣商品「金」の相対的価値表現の成立はけっして論証されない。

貨幣商品の相対的価値表現は、貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係、それゆえ、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。「貨幣自身の価値」(貨幣商品の価値)は「その生産のために必要とされる労働

時間」(貨幣商品についての社会的必要労働時間)によって規定される。貨幣商品の価値は「等量の労働時間が凝固した、他の各商品の分量」(貨幣商品と価値関係にあるすべての非貨幣商品の現物形態)を材料として「もっぱら相対的に」表現される。この場合、「貨幣の相対的価値」は貨幣商品「金」の「産源地」における「直接的交換取引」のなかで確定され、「金」商品が「貨幣として流通にはいる」とときには貨幣商品「金」の「価値」は「すでに与えられている」。言い換えれば、「金」が貨幣商品として通用する交換過程では、貨幣商品「金」と非貨幣商品との価値関係は与件として扱われるほかはない。商品所有者の交換行為の観点では、貨幣商品の価値対象性も非貨幣商品の価値対象性も前提におくことができないからである。そもそも、第2節で見たように、諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であるから、商品所有者の交換行為の観点では、貨幣商品と非貨幣商品の両方の価値対象性を前提におくことはできない。それゆえ、交換過程論の観点では、一般的等価物としての貨幣商品の機能を論じることは可能だが、貨幣商品の相対的価値表現を論証することは不可能である。

以上のように、交換過程論の観点では、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の貨幣商品への帰属は論定されるが、貨幣商品の相対的価値表現の成立はけっして論証されない。本節第1項で見たように、価値形態論の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性が前提におかれるので、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)にもとづいて一般的価値形態の成立が論証されたうえで、一般的等価形態の貨幣商品への固定化が論定される。価値形態論の観点では、個々の商品の単純な価値形態の総計から成る「商品世界の一般的な相対的価値形態」(同)にもとづいて一般的価値形態の成立が論証されるからこそ、「貨幣形態」を「単純な商品形態」(K I 85)に帰着させることができる。したが

って、価値形態論の観点では、一般的価値形態の成立を論証したうえで一般的等価形態の貨幣商品への固定化を論定することが可能であり、さらに貨幣形態を「単純な商品形態」に帰着させて「貨幣は商品である」と論定することも可能である。これにたいして、交換過程論の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、一般的価値形態の成立を論証したうえで一般的等価形態の貨幣形態への固定化を論定することは不可能であり、それゆえ、貨幣形態を「単純な商品形態」に帰着させて「貨幣は商品である」と論定することも不可能である。貨幣にかんして交換過程論で論定されるのは、一般的等価形態が貨幣商品に帰属する理由（すべての非貨幣商品の一般的な相対的価値形態か、それとも、商品所有者の交換行為か）であり、より一般的に言えば「どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのか」という問題だけである。この問題について交換過程論では、すでに見たように、次の回答が出される。(1) 交換過程論の観点では、一般的等価形態を特定商品に帰属させるものは、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)ではなく、使用価値にたいする欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為である(前掲第6パラグラフ)。(2) 一般的等価物の機能(すべての非貨幣商品の価値の現象形態としての機能)は貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定されるが、非貨幣商品の現物形態の社会的機能(貨幣商品の特殊的等価物としての機能)は非貨幣商品の「形式的使用価値」とは規定されない(前掲第7~13パラグラフ)。こうして、本パラグラフ末尾の文章——「困難は、貨幣は商品であることを理解する点にあるのではなく、どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのかを理解する点にある」——は、交換過程での貨幣の考察には当てはまるが、価値形態論での貨幣の考察には当てはまらない。交換過程論の観点では、一般的価値形態の成立の論証にもとづいて一般的等価形態の貨幣商品への帰属を説明することは不可能であり、貨幣

形態を単純な商品形態に帰着させて「貨幣は商品である」と論定することも不可能である。交換過程論で論定されるのは、「どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのか」という問題、すなわち特定商品の貨幣への転化の理由だけである。これにたいして、価値形態論の観点では、「商品が貨幣になる」（一般的等価形態が特定商品に帰属する）理由を「商品世界の一般的な相対的価値形態」（K I 81）にもとづいて説明し、さらに貨幣形態を「単純な商品形態」（K I 85）に帰着させて「貨幣は商品である」と論定することができる。このように、「貨幣は商品である」ことは、価値形態論でのみ論定され、交換過程論では論定されない⁽¹⁾。だが、交換過程論では、「商品が貨幣になる」（一般的等価形態が特定商品に帰属する）理由に関連して独自の論点が提起される。それは、次の第16パラグラフで論定される「貨幣物神の謎」（K I 108）である。

3. 貨幣物神の謎（交換過程論・第16パラグラフ）

前掲第15パラグラフで見たように、交換過程論の観点では、一般的価値形態の成立を論証したうえで一般的等価形態の貨幣商品への固定化を論定することは不可能であり、貨幣商品の相対的価値表現の成立を論証することも不可能である。これらの論点を前提とすれば、一般的等価形態の貨幣商品への帰属について交換過程論に固有な次の論点が明らかになる。第一に、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が貨幣商品に帰属する場合には、「等価形態の謎的性格」（K I 72）が必ず生じる。これにたいして、価値形態論で論定される一般的価値形態から貨幣形態への移行では、「等価形態の謎的性格」は生じない。第二に、一般的等価形態を貨幣商品に帰属させる主体は商品所有者の交換行為だが、貨幣商品の相対的価値はどの商品所有者にとっても制御不可能である。この性質が、「商品形態の神秘性」（K I 86）の展開としての「貨幣物神の謎」（K I 108）であ

る。これらの論点を、交換過程論の最後のパラグラフにもとづいて考察しよう。

[第16パラグラフ] 「われわれが見たように、すでに最も簡単な価値表現、 x 量の商品 $A=y$ 量の商品 B においても、他の一つの物の価値の大きさがそれによって表される物は、この等価形態を、この関連から独立に社会的自然属性として持っているかのように見える (scheinen)。われわれはこの虚偽の外観の確立を追求した。一般的等価形態が、ある特殊な種類の商品の自然形態に癒着したとき、あるいは貨幣形態に結晶したとき、この外観は完成する。他の諸商品がその価値を一商品によって全面的に表示するので、その商品をはじめて貨幣になるのだとは見えないで、むしろ逆に、その商品が貨幣であるからこそ、他の諸商品はその商品で一般的にそれらの価値を表示するかのように見える (scheinen)。媒介する運動は、それ自身の結果のうちに消失して、何の痕跡も残さない。諸商品は自ら関与することなく、自分たち自身の価値姿態が、自分たちの外に自分たちと並んで実存する一商品体として完成されているのを見いだす。金や銀というこれらの物は、地中から出てきたままで、同時に、いっさいの人間の労働の直接的化身である。ここから貨幣の魔術が生じる。人間の社会的生産過程における人間の単なる原子的なふるまいは、それゆえまた人間の制御 (Kontrolle) や人間の意識的な個人的行為から独立した彼らじしんの生産諸関係の物的姿態は、さしあたり、彼らの労働生産物が一般に商品形態をとるという点に現れる。だから、貨幣物神の謎は、目に見えるようになった、人目をくらすようになった商品物神の謎にほかならない」(K I 107-108)。

一般的等価形態の貨幣商品への帰属を商品所有者の交換行為にもとづいて論定する場合には、「等価形態の謎的性格」(K I 72) が必ず生じ、「虚偽の外観」が確立する。「貨幣物神の謎」を説明するためには、この論点

を最初に検討しなければならない。本パラグラフでは最初に、「 x 量の商品 $A=y$ 量の商品 B 」において「他の一つの物の価値の大きさがそれによって表される物」（商品 B ）が「この等価形態を、この関連から独立に社会的自然属性として持っているかのように見える（scheinen）」と指摘される。この点は、価値形態論で説明された「等価形態の謎的性格」に対応する。第3節で見たように、等価形態に立つ商品体の機能（他商品の価値形態としての機能）は、諸商品の価値関係を前提とする。ただし、他商品の価値形態として機能するのは、等価形態に立つ商品の現物形態（使用価値または商品体）であり、この商品の価値対象性ではない。それゆえ、諸商品の価値関係とは独立に、等価形態に立つ商品にのみ着目すると、この商品は「その等価形態を、直接的交換可能性というその属性を「生まれながらにして持っているかのように見える（scheinen）」（K I 72）。言い換えれば、等価形態に立つ商品が等価物としての機能（他商品の価値形態としての機能）を、諸商品の価値関係とは独立に持つかのように「見える」のであり、このことが「等価形態の謎的性格」（同）と規定される。

すでに見たように、交換過程論では、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の貨幣商品への帰属の過程が考察されたが、この過程は「虚偽の外観の確立」と規定される。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、特定の貨幣商品に帰属した一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）を、貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係とは独立に考察しなければならず、それゆえ、一般的等価形態にかんする「等価形態の謎的性格」が必ず生じるからである。したがって、交換過程論において一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が特定の貨幣商品の「形式的使用価値」（K I 104）と規定されると、一般的等価形態にかんする「等価形態の

「神秘的性格」すなわち「虚偽の外観」が完成する。言い換えれば、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が「ある特殊な種類の商品の自然形態に癒着」あるいは「貨幣形態に結晶」すると、「虚偽の外観」すなわち一般的等価形態にかんする「等価形態の神秘的性格」が「完成する」のである。

交換過程論の観点から一般的等価形態の貨幣商品への帰属を論定するさいに生じる「虚偽の外観」とは、次の関係を指す。「他の諸商品がその価値を一商品によって全面的に表示するので、その商品をはじめて貨幣になるのだとは見えないで、むしろ逆に、その商品が貨幣であるからこそ、他の諸商品はその商品で一般的にそれらの価値を表示するかのように見える(scheinen)」。すでに見たように、価値形態論では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)にもとづいて一般的等価形態の特定商品への帰属が論定されたうえで、一般的等価形態の特定の貨幣商品への固定化が論定される。本パラグラフの表現で言えば、価値形態論では、「他の諸商品がその価値を一商品によって全面的に表示する」こと(他のすべての商品の「一般的な相対的価値形態」)を根拠として、特定商品が「貨幣になる」と論定されるのである。このように、価値形態論の観点では、諸商品の価値関係を前提において一般的価値形態の成立が論証されたうえで、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)の貨幣商品への帰属が論定されるので、一般的等価形態にかんしても「等価形態の神秘的性格」や「虚偽の外観」はけって生じない。

これにたいして、交換過程論の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(K I 81)にもとづいて一般的価値形態の成立を論証することは不可能であり、もっぱら商品所有者の交換行為にもとづいて一般的等価形態の貨幣商品への帰属を論定しなければならない。したが

って、交換過程論の観点では、貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係を前提とせず、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が貨幣商品の「形式的使用価値」（K I 104）と規定され、諸商品の価値関係とは独立に一般的等価物の機能を論じなければならない。なぜなら、すでに見たように、商品所有者たちが貨幣商品と非貨幣商品とを等置しあうさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品（貨幣商品と非貨幣商品の両方）の価値対象性を前提におくことができないからである。こうして、交換過程論の観点では、商品所有者の交換行為をつうじて特定商品が「貨幣」と規定されるから、「他の諸商品はその商品で一般的にそれらの価値を表示する」（すなわち、すべての非貨幣商品の一般的な相対的価値形態が成立する）かのように「見える（scheinen）」のであり、一般的等価形態にかんする「等価形態の謎的性格」すなわち「虚偽の外観」が必ず生じる。交換過程論の観点では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」（K I 81）にもとづいて一般的価値形態の成立を論証することができず、貨幣商品に帰属する一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）を、貨幣商品と非貨幣商品との価値関係の外部で論じなければならないからである。

交換過程論の観点から一般的等価形態の貨幣商品への帰属を論定する結果として、「媒介する運動」（すべての非貨幣商品の一般的な相対的価値形態にもとづく一般的価値形態の成立）が、「それ自身の結果」（特定商品への一般的等価形態の帰属）のうちに「消失」するのである。また、特定の貨幣商品の現物形態に帰属した一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）について、交換過程論の観点では次のように言うほかはない。「諸商品は自ら関与することなく、自分たち自身の価値姿態が、自分たちの外に自分たちと並んで実存する一商品体として完成されているのを見いだす」。諸商品の「関与」とは、「商品世界の一般的な

相対的価値形態」(K I 81) にもとづく一般的価値形態の成立に対応する。交換過程論の観点では、一般的価値形態の成立が論証されないままに、すべての非貨幣商品の「価値姿態」の貨幣商品の現物形態への固定化が論定されなければならない。「金」「銀」が貨幣商品であるならば、「金や銀というこれらの物は、地中から出てきたままで、同時に、いっさいの人間の労働の直接的化身である」と規定される。言い換えれば、交換過程論の観点では、貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係を前提とせずに、「いっさいの人間の労働の直接的化身」(一般的等価物の機能)が貨幣商品「金銀」の現物形態に帰属すると論定される。

このように、一般的等価形態の貨幣商品への帰属について価値形態論と交換過程論の観点はまったく異なる。価値形態論では、諸商品の価値関係を前提において一般的価値形態の成立を論証したうえで、一般的等価形態の貨幣商品への帰属が論定されるので、一般的等価形態にかんする「虚偽の外観」は生じない。これにたいして、交換過程論では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、一般的価値形態の成立が論証されないままに、もっぱら商品所有者の交換行為にもとづいて一般的等価形態の貨幣商品への帰属が論定される。それゆえ、交換過程論では、貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定された一般的等価物の機能を、貨幣商品と非貨幣商品との価値関係の外部で論じなければならないので、一般的等価形態にかんする「虚偽の外観」が必ず生じる。これらの論点を踏まえるかぎり、価値形態論における一般的価値形態(形態 III)から貨幣形態(形態 IV)への移行と、交換過程論における特定商品の貨幣への転化とは、厳密に区別されなければならない。一般的価値形態から貨幣形態への移行が交換過程論において説明されるという見解がある⁽²⁾。しかし、一般的価値形態から貨幣形態への移行には一般的等価形態にかんする「虚偽の外観」がとなわないのにたいして、交換過程論の観点から一般的等価形

態の貨幣商品への帰属を論定するさいにはこの「虚偽の外観」が必ず生じる。それゆえ、一般的価値形態から貨幣形態への移行が交換過程論において説明されると考えることはできない⁽³⁾。

一般的等価形態の貨幣商品への帰属にかんする交換過程論の視角を踏まえて、「貨幣の魔術」「貨幣物神の謎」とは何かを考察しよう。労働生産物が「商品形態」をとるかぎり、「人間の社会的生産過程における人間の単なる原子的なふるまい」それゆえ「人間の制御 (Kontrolle) や人間の意識的な個人的行為から独立した彼らじしんの生産諸関係の物的姿態」が問題となる。「人間」(商品所有者)の「生産諸関係の物的姿態」が当の「人間」の「制御」や「意識的な個人的行為」から独立しているのはなぜか。言い換えれば、諸商品を交換価値として等置しあう主体は商品所有者たちにほかならないが、交換価値としての諸商品の関係によって当の商品所有者たちが制御されるのはなぜか。その理由は、第2節で見たように、諸商品の価値関係の根拠すなわち抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからである。「価値の大きさは、交換者たちの意志、予見、行為にはかわりなく、絶えず変動する」(K I 89)と言われるように、諸商品の価値対象性は「交換者たちの意志、予見、行為」とは無関係に変動しうる。このように、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性がどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因だからこそ、諸商品を交換価値として等置しあう主体が商品所有者たちであるにもかかわらず、交換価値としての諸商品の関係は、当の商品所有者たちにとって制御不可能なのである。商品所有者の交換行為によつての諸商品の価値関係の以上の性質が「商品物神」の内容である。

商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の貨幣商品への帰属、およびそれにとまう一般的等価形態にかんする「虚偽の外観」の確立を

踏まえると、「目に見えるようになった、人目をくらすようになった商品物神の謎」としての「貨幣物神の謎」が論定される。すでに見たように、交換過程論では、もっぱら商品所有者の交換行為にもとづいて一般的等価形態の貨幣商品への帰属が論定され、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が貨幣商品の「形式的使用価値」（K I 104）と規定される。それゆえ、一般的等価形態の機能を貨幣商品の現物形態に帰属させる主体は、商品所有者の交換行為にほかならない。しかし、前掲第15パラグラフで見たように、商品所有者の交換行為の観点では、貨幣商品の相対的価値表現の成立を論証することはできない。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品（貨幣商品と非貨幣商品）の価値対象性を前提におくことができないからである。それゆえ、貨幣商品の相対的価値はどの商品所有者にとっても制御不可能であり、商品所有者たちの意志とは無関係に変動しうる。このように、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）を特定の貨幣商品に帰属させる主体は商品所有者たちであるにもかかわらず、どの商品所有者も貨幣商品の相対的価値を意識的に制御することはできない。商品所有者の交換行為にとっての貨幣商品の以上の性質が、「貨幣物神の謎」である。ただし、貨幣商品の価値表現の材料となるのは任意の非貨幣商品の現物形態であるから、貨幣商品の価値対象性とは違って貨幣商品の相対的価値は「目に見える」要因である。貨幣商品の相対的価値という「目に見える」要因がどの商品所有者にとっても制御不可能であるからこそ、「貨幣物神の謎」は「目に見えるようになった、人目をくらすようになった商品物神の謎」と規定されるのである。

本節では、交換過程論の最後の三つのパラグラフを検討し、商品形態の神秘性の展開としての「貨幣物神の謎」を論定した。一般的等価物の機能

を貨幣商品に帰属させる主体は商品所有者にほかならないが、貨幣商品の相対的価値はどの商品所有者にとっても制御不可能であること。この点が「貨幣物神の謎」である。貨幣商品（G）と非貨幣商品（W）との交換すなわち諸商品の形態変換の過程を考察すると、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾の運動形態が把握されるだけでなく、「貨幣物神の謎」の内容がより具体的に把握される。この点については次節で検討する。

- (1) 「困難は、貨幣が商品であることを理解する点にあるのではなく、どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのかを理解する点にある」(KI 107) の文章について、久留間鮫造氏による次の解釈がよく知られている。「価値形態論では貨幣の『如何にして』が論じられ、物神性論ではその『何故』が論じられるのに対して、交換過程論ではその『何によって』が論じられるのである」(前掲『価値形態論と交換過程論』, 40 頁)。「わたくしは、この『如何にして』と『何故に』と『何によって』とが、それぞれ、第一章の第三節〔価値形態論〕と第四節〔物神性論〕と第二章〔交換過程論〕とで答えられているものと解する」(同, 41 頁, [] 内引用者)。久留間氏は「商品が貨幣になる」理由にかんする価値形態論・物神性論・交換過程論の三者の違いを指摘される。しかし、問題の文章の眼目は、「貨幣が商品である」という論点を交換過程論の観点から説明できるか否かにある。問題の文章は次のように把握すべきである。貨幣について交換過程論の観点から論定されるのは、「貨幣が商品である」ことではなく、「どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのか」という問題、すなわち特定商品の貨幣への転化の理由である。本文で示したように、交換過程論の観点では「貨幣が商品である」と論定することは不可能なのである。これにたいして、価値形態論では、一般的価値形態の成立を論証したうえで特定商品への貨幣への転化が説明されるので、貨幣形態を「単純な商品形態」(KI 85) に帰属させて「貨幣は商品である」と論定することができる。
- (2) 下平尾勲氏は、一般的価値形態から貨幣形態への移行が交換過程論で論定

されると主張される。「交換過程の発展は、一般的等価形態に最も妥当な一商品の商品世界の共同事業として排除するのであり、第三形態から貨幣形態の移行を証明するものであって、決して第二形態から第三形態への移行を証明しない」(『貨幣と信用』新評論, 1974年, 84頁)。

- (3) 頭川博氏は、同時にすべての商品が他のすべての商品との交換関係にあることを諸商品の「使用価値としての全面的実現」、どれか一つの商品だけが他のすべての商品との交換関係にあることを諸商品の「価値としての全面的実現」と定義される(「全面的交換の内在する矛盾」『高知論叢(社会科学)』第22号, 1985年3月, 16-7頁の「第3図」「第4図」)。この定義にもとづいて氏は、「価値としての全面的実現という一方の契機の達成は、その必然的帰結として、使用価値としての全面的実現という他方の契機を否定する」(同, 18頁)こと、具体的には、「どれか一商品が一般的等価形態に立つべきであるのにすべての商品が一般的等価形態から排除されるという二律背反関係」(同, 19頁)を「全面的交換の矛盾」(同)と論定される。そのうえで氏は、「一般的等価形態の特定商品への合生が「全面的交換の矛盾」を「解決する」(同, 27頁)と論定される。具体的には、「一般的等価物の特定の一商品金への癒着という一方の契機の充足は、それ自体同時にすべての商品の一般的等価形態からの排除という相対立する他方の契機を満たす」(同, 28頁)と論定される。たしかに特定商品Aが一般的等価形態に立つ場合、商品Aを除くすべての商品は一般的等価形態から排除される。しかし、交換過程における使用価値と価値との矛盾にもとづく貨幣の必然性を論定するためには、一般的等価形態の特定商品への「癒着」を論定するだけでは十分でない。価値形態論では一般的価値形態の成立を論証したうえで一般的等価形態の特定商品への「癒着」を論定することができる。これにたいして、交換過程論では、諸商品の価値対象性を前提におくことができず、もっぱら商品所有者の交換行為にもとづいて一般的等価形態の特定商品への「癒着」を論定しなければならない。言い換えれば、交換過程論の観点でのみ、一般的等価形態の特定商品への「癒着」に一般的等価形態にかんする「虚偽の外観」がともなう。この点を踏まえてはじめて、交換過程の矛盾にもとづいて貨幣の必然性が論定される。

第6節 交換過程の矛盾と諸商品の形態変換

前節で「貨幣物神の謎」として論定されたように、一般的等価物の機能を貨幣商品に帰属させる主体は商品所有者にはかならないが、貨幣商品の相対的価値はどの商品所有者にとっても制御不可能である。貨幣商品(G)と非貨幣商品(W)との交換すなわち諸商品の形態変換の過程を考察すると、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾の運動形態が把握され、「貨幣物神の謎」の内容もより具体的に把握される。本節では、貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定された一般的等価物の機能(他のあらゆる商品の価値の現象形態としての機能)を前提として、諸商品の「使用価値としての実現」および諸商品の「価値としての実現」の観点から「諸商品の形態変換(Formwechsel)または変態(Metamorphose)」(K I 119)を考察する。

『資本論』第1部第3章「貨幣または商品流通」の第2節「流通手段」の「a 商品の変態」項の冒頭で示されるように、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾が運動する形態を考察しなければならない。「諸商品の交換過程は、矛盾し互いに排除しあう諸関連を含む。商品の発展は、これらの矛盾を取り除くのではなく、これらの矛盾が運動する形態をつくり出す」(K I 118)。すでに見たように、使用価値としての諸商品の関係は、商品所有者の欲望にのみ左右され、諸商品の価値対象性とは無関係であるのたいして、交換価値としての諸商品の関係(諸商品の価値関係)は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の根拠とし、使用価値にたいする商品所有者の欲望とは無関係である。「諸商品の交換過程」が「矛盾し互いに排除しあう諸関連」を含むのは、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係とが互い

に排除しあうからである。それでは、交換過程に内在する矛盾の運動形態となる「商品の発展」とは何か。第3節で見たように、使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係との接点となりうるのは、特定の貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定された一般的等価物の機能(他のあらゆる商品の価値の現象形態としての機能)であり、これは、諸商品の価値関係を前提とする唯一の使用価値である。これにたいして、非貨幣商品の使用価値は、商品所有者の欲望対象としてのみ規定され、諸商品の価値関係とはいっさい無関係である。したがって、交換過程の矛盾の運動形態としての「商品の発展」とは、「普通の商品[非貨幣商品——引用者]と貨幣商品との交換」(K I 119)をつうじて行われる「諸商品の形態変換または変態」(K I 119)である。こうして、非貨幣商品(W)と貨幣商品(G)との交換すなわち販売(W—G)と購買(G—W)を、諸商品の「使用価値としての実現」および諸商品の「価値としての実現」の観点から考察することが、当面の課題である。

諸商品の形態変換は、「商品と貨幣とへの商品の二重化」(K I 119)すなわち「使用価値としての諸商品」と「交換価値としての貨幣」(同)との対立関係を前提とする。非貨幣商品と貨幣商品とが対立関係にあるのは、使用価値と価値の統一のしかたが両者では互いに逆だからである。この点は次の文章から確認される。

「商品は、実在的には使用価値であり、その価値存在は、価格のなかに、もっぱら観念的に現れる。この価格によって商品はその実在的な価値姿態としての、対立する金と関連させられる。逆に、金属材料は、もっぱら価値の物質化(Wertmateriatur)、貨幣として意義を持つ。それゆえ、金は、実在的に交換価値である。その使用価値は、一連の相対的価値諸表現のなかに、やはりもっぱら観念的に現れるのであり、この一連の相対的価値諸表現のなかで、金は、その実在的な使用諸姿態の全範囲としての対立する

諸商品と関連させられる。諸商品のこれらの対立的な形態が、諸商品の交換過程の現実的な運動諸形態である」(K I 119)。

「商品」(非貨幣商品)は「実在的には使用価値」であるが、非貨幣商品の「価値存在」はその「価格」のなかに「もっぱら観念的に現れる」だけである。貨幣商品「金」の現物形態は非貨幣商品の「実在的な価値姿態」として意義を持つ。他方、「金属材料」すなわち貨幣商品の現物形態は「価値の物質化」としてのみ意義を持ち、貨幣商品「金」は「実在的に交換価値」であるが、貨幣商品「金」の「使用価値」は、貨幣商品の「一連の相対的価値諸表現」のなかに「もっぱら観念的に」現れる。すべての非貨幣商品の現物形態は、貨幣商品「金」の「実在的な使用諸姿態の全範囲」すなわち貨幣商品の使用価値の特殊的姿態としてのみ意義を持つ。言い換えれば、非貨幣商品は実在的に使用価値・観念的に交換価値であるのにたいして、貨幣商品は実在的に交換価値・観念的に使用価値である。貨幣商品の現物形態はすべての非貨幣商品の価値の現象形態としてのみ意義を持ち、非貨幣商品の現物形態は貨幣商品の使用価値の特殊的姿態としてのみ意義を持つ。

第4節で見たように、貨幣商品と非貨幣商品との価値関係を前提とすれば、貨幣商品の現物形態はすべての非貨幣商品の一般的等価物として機能し、すべての非貨幣商品の現物形態は貨幣商品の特殊的等価物として機能する(前掲交換過程論・第13パラグラフ)。したがって、貨幣商品の現物形態(「金属材料」)は非貨幣商品の「価値姿態」として意義を持ち、貨幣商品(「金」商品)の「使用価値」とは一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)を意味する。ただし、これも第4節で確認したように、一般的等価物の機能(すべての非貨幣商品の価値の現象形態としての機能)は貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定されるのにたいして、貨幣商品の特殊的等価物(貨幣商品の価値の現象形

態)としての非貨幣商品の機能は、非貨幣商品の「形式的使用価値」とは規定されない。それゆえ、商品所有者の交換行為の観点では、非貨幣商品の現物形態は、貨幣商品の使用価値(一般的等価物の機能)の特殊的姿態としてのみ規定され、貨幣商品の特殊的等価物(貨幣商品の価値の現象形態)としては規定されない。そもそも商品所有者の交換行為の観点では、すべての商品の使用価値が他商品の価値の現象形態としてのみ意義を持つことはありえない。第3節で交換過程論の第5パラグラフとの関連で見たように、使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察すると、どの商品の使用価値も、欲望対象としては意義を持たず、他商品の価値の現象形態としてのみ意義を持つ。この場合、どの商品所有者にとっても自分の商品は他人のすべての商品の一般的等価物として、他人のすべての商品は自分の商品の特殊的等価物として意義を持ち、結局「どの商品も一般的等価物ではない」(K I 101)という背理が生じる。それゆえ、第3節で見たように、商品所有者の交換行為を考察するさいに使用価値にたいする商品所有者の欲望を捨象することはできず、すべての商品の使用価値が他商品の価値の現象形態としてのみ意義を持つことはありえない。こうして、商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)は貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されるが、貨幣商品の特殊的等価物(貨幣商品の価値の現象形態)としての非貨幣商品の機能は、非貨幣商品の「形式的使用価値」とはけっして規定されない。非貨幣商品の現物形態は、貨幣商品の使用価値(一般的等価物の機能)の特殊的姿態としてのみ規定される。それゆえ、かりに貨幣所有者がすべての非貨幣商品を購買すると想定しても、貨幣所有者のもとで貨幣商品が貨幣商品の特殊的等価物へと入れ替わると論定することはできない。

貨幣商品の使用価値と規定された一般的等価物の機能を前提として、販

売 (W—G) と購買 (G—W) の過程を、諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」の観点から考察しよう。非貨幣商品と貨幣商品との対立関係を前提として、販売と購買がそれぞれ次のように説明される。

「一方の商品所有者にとっては、金が彼の商品にとって代わり、他方の商品所有者にとっては商品が彼の金にとって代わる。一目瞭然な現象は、商品と金との、20 エレのリンネルと2 ポンド・スターリングとの、持ち手変換または場所変換、すなわちそれらの交換である。しかし、商品は何と交換されるのか？ それ自身の一般的価値姿態と、である。では、金は何と？ その使用価値の一つの特殊的姿態と、である。なぜ金はリンネルに貨幣として相対するのか？ なぜなら、2 ポンド・スターリングというリンネルの価格またはリンネルの貨幣名が、すでにリンネルを貨幣としての金に関連させているからである。もともとの商品形態からの脱皮 (Entäußerung) は、商品の譲渡 (Veräußerung) によって、すなわち、商品の価格においてただ表象されているだけの金を、その商品の使用価値が現実に引き寄せる瞬間に、なしとげられる。それゆえ、商品価格の実現、あるいは商品のもっぱら観念的な価値形態の実現は、同時に、逆に、貨幣のもっぱら観念的な使用価値の実現であり、商品の貨幣への転化は、同時に貨幣の商品への転化である」(K I 122-123)。

非貨幣商品「リンネル」(W) と貨幣商品「金」(G) との交換は、販売と購買それぞれの側面から次のように規定される。第一に、販売 (W—G) を行う商品所有者のもとでは、非貨幣商品 (W) が「それ自身の一般的価値姿態」としての貨幣商品 (G) と交換される。この場合、貨幣商品 (G) の現物形態は、非貨幣商品の「一般的価値姿態」すなわち非貨幣商品の価値の現象形態として機能する。第二に、購買 (G—W) を行う商品所有者のもとでは、貨幣商品 (G) が「その使用価値の一つの特殊的姿

態」としての非貨幣商品 (W) と交換される。この場合、どの非貨幣商品 (W) の現物形態も、貨幣商品 (G) の「使用価値」の「特殊的姿態」と規定され、貨幣商品 (G) の価値の現象形態とは規定されない。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価物の機能 (他のすべての商品の価値の現象形態としての機能) は貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104) と規定されるが、非貨幣商品の現物形態は、貨幣商品の価値の現象形態 (貨幣商品の特殊的等価物) とは規定されず、貨幣商品の使用価値 (一般的等価物の機能) の特殊的姿態としてのみ規定される。それゆえ、販売 (W—G) を行う商品所有者にとっては非貨幣商品 (W) がその価値の現象形態と交換されるが、購買 (G—W) を行う貨幣所有者にとっては貨幣商品 (G) が貨幣商品の特殊的等価物と交換されるのではない。

販売 (W—G) と購買 (G—W) は同一過程の二つの側面である。「もともとの商品形態からの脱皮 (Entäußerung)」[非貨幣商品 (W) から貨幣商品 (G) への入れ替わり] は「商品の譲渡 (Veräußerung)」を条件とする。この「譲渡」とは、非貨幣商品 (W) の「使用価値」が、非貨幣商品 (W) の「価格」として表象された「金」(貨幣商品の現物形態) を「現実に引き寄せる」ことを指す。したがって、販売 (W—G) は非貨幣商品 (W) の「価格」の「実現」、あるいは非貨幣商品の「観念的な価値形態」の「実現」と規定される。これにたいして、購買 (G—W) は貨幣商品 (G) の「観念的な使用価値」の「実現」と規定され、貨幣商品の「価値形態」の「実現」とは規定されない。

すでに見たように、一般的等価物の機能 (すべての非貨幣商品の価値の現象形態としての機能) は貨幣商品の使用価値と規定され、非貨幣商品の現物形態は貨幣商品の使用価値の特殊的姿態としてのみ意義を持つ。貨幣商品 (G) にのみ帰属する一般的等価物の機能 (非貨幣商品の価値の現象

形態)は、つねにどの商品所有者にとっても一つの使用価値または欲望対象である。これらの論点を考え合わせると、販売(W—G)と購買(G—W)は、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾の運動形態として位置づけられる。

販売(W—G)を行う商品所有者のもとでは、非貨幣商品(W)が一般的等価物(非貨幣商品の価値の現象形態)としての貨幣商品(G)と交換され、しかも、「他人にとっての使用価値」を持つ非貨幣商品(W)が、一般的等価物の機能(非貨幣商品の価値の現象形態)という「自分にとっての使用価値」を持つ貨幣商品(G)と交換される。販売(W—G)を行う商品所有者にとって、交換過程は諸商品の「価値としての実現」である。なぜなら、自分の商品がそれじしんの価値の現象形態としての貨幣と交換され、自分の商品と貨幣との価値関係が実証されるからである。また、販売(W—G)を行う商品所有者にとって、交換過程は同時に諸商品の「使用価値としての実現」である。なぜなら、「他人にとっての使用価値」を持つ自分の商品が、「自分にとっての使用価値」(一般的等価物の機能)を持つ貨幣と交換されるからである。

他方、購買(G—W)を行う貨幣所有者のもとでは、貨幣商品(G)が非貨幣商品(W)と交換され、この非貨幣商品の現物形態は、貨幣商品の価値の現象形態(貨幣商品の特殊的等価物)とは規定されず、貨幣商品の使用価値(一般的等価物の機能)の特殊的姿態としてのみ規定される。それゆえ、購買(G—W)を行う貨幣所有者にとって、交換過程はもっぱら諸商品の「使用価値としての実現」である。なぜなら、貨幣所有者のもとで貨幣商品(G)は、「自分にとっての使用価値」を持つ非貨幣商品(W)と交換されるが、貨幣商品の価値の現象形態としての機能は非貨幣商品の「形式的使用価値」とは規定されないからである。

このように、販売(W—G)を行う商品所有者のもとでのみ、諸商品の

「使用価値としての実現」と「価値としての実現」とが相互前提関係にある。これにたいして、購買 ($G-W$) を行う貨幣所有者のもとでは、交換過程はもっぱら諸商品の「使用価値としての実現」である。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、貨幣商品の現物形態は一般的等価物（あらゆる非貨幣商品の価値の現象形態）と規定されるが、非貨幣商品の現物形態は貨幣商品の価値の現象形態（貨幣商品の特殊的等価物）とは規定されないからである。したがって、販売 ($W-G$)・購買 ($G-W$) と諸商品の「使用価値としての実現」・「価値としての実現」との対応関係にかんして、さらに次の二点に注意しなければならない。

第一に、販売 ($W-G$) を行う商品所有者にとって、交換過程がもっぱら諸商品の「価値としての実現」であると論定することはできない。なぜなら、販売 ($W-G$) を行う商品所有者にとって、貨幣 (G) は、自分の商品 (W) の価値の現象形態であると同時に、「自分にとっての使用価値」（一般的等価物の機能）を持つからである。

第二に、購買 ($G-W$) を行う商品所有者にとって、交換過程が諸商品の「価値としての実現」の側面を持つと論定することはできない。なぜなら、非貨幣商品 (W) の現物形態は、貨幣商品 (G) の価値の現象形態（貨幣商品の特殊的等価物）とは規定されず、貨幣商品 (G) の使用価値（一般的等価物の機能）の特殊的姿態と規定されなければならないからである。

交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾の展開を踏まえるならば、一般的等価物の機能（他のあらゆる商品の価値の現象形態としての機能）は貨幣商品の「形式的使用価値」（K I 104）と規定されるが、貨幣商品の特殊的等価物（貨幣商品の価値の現象形態）としての非貨幣商品の機能は、非貨幣商品の「形式的使用価値」とはけっして規定されない。この論点を前提とするかぎり、販売 ($W-G$) を諸商品のもっぱら「価値

としての実現」の過程と規定することはできない。また、購買（G—W）のなかに諸商品の「価値としての実現」の側面を見いだすこともできない。

『経済学批判』の次の文章でも、販売（W—G）・購買（G—W）と諸商品の「使用価値としての実現」・「価値としての実現」との対応関係が説明される。

[引用文①]「商品は、運動 W—G では、使用価値としての譲渡によって、それ自身の価格と他人の貨幣の使用価値とを実現するが、運動 G—W では、交換価値としての譲渡によって、それ自身の使用価値と他の商品の価格とを実現する」(Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Marx-Engels Werke, Bd. 13, S. 74. 以下では「Kr. 74」のように略記)。

この文章の主語は「商品 (die Ware)」であるが、「使用価値としての譲渡」の対象は非貨幣商品 (W) であり、「交換価値としての譲渡」の対象は貨幣商品 (G) である。なぜなら、引用文①よりも前の文章で、非貨幣商品 (W) と貨幣商品 (G) との対立関係が次のように説明されているからである。

[引用文②]「使用価値と交換価値との対立は、W—G の両極に配分されていて、そのため商品は金に対立して使用価値であり、その観念的な交換価値である価格を金ではじめて実現しなければならない使用価値であり、他方、金は商品に対立して交換価値であり、その形式的使用価値を商品ではじめて物質化する交換価値なのである」(Kr. 71-72)。

「商品」(非貨幣商品) は実在的に「使用価値」である。非貨幣商品の「観念的な交換価値」すなわち「価格」は、「金」(貨幣商品) との交換をつうじてのみ実現される。他方、「金」(貨幣商品) は実在的に「交換価値」である。貨幣商品の「形式的使用価値」は、「商品」(非貨幣商品) との交換をつうじてのみ「物質化」される。以上の引用文②で規定される

「商品と金とへの商品のこの二重化」(Kr. 72)を前提とすれば、先の引用文①は次のように解釈されなければならない。販売(W—G)の過程では、「使用価値としての譲渡によって」すなわち非貨幣商品(G)が「使用価値」として譲渡される結果として、「それ自身の価格」(非貨幣商品の価格)が実現され、「貨幣の使用価値」すなわち貨幣商品の使用価値(一般的等価物の機能)が実現される。他方、購買(G—W)の過程では、「交換価値としての譲渡によって」すなわち貨幣商品(G)が譲渡される結果として、「それ自身の使用価値」(貨幣商品の使用価値すなわち一般的等価物の機能)が実現され、「他の商品の価格」(非貨幣商品の価格)が実現される。販売(W—G)を行う商品所有者にとって、交換過程はもっぱら自分の商品(W)の「価値としての実現」の過程であると論定することはできない。また、購買(G—W)の過程のなかに、商品の「価値としての実現」の側面を見いだすことはできない⁽¹⁾。

前節で「貨幣物神の謎」として論定されたように、一般的等価物の機能を貨幣商品に帰属させる主体は商品所有者だが、貨幣商品の相対的価値はどの商品所有者にとっても制御不可能である。諸商品の形態変換の過程では、この「貨幣物神の謎」がより発展する。かりに貨幣所有者がすべての非貨幣商品を購入すると想定しても、購買(G—W)を行う貨幣所有者にとって交換過程は、貨幣商品の「価値としての実現」ではありえず、もっぱら貨幣商品の使用価値(一般的等価物の機能)の実現である。なぜなら、貨幣商品の特殊な等価物としての非貨幣商品の機能は、非貨幣商品の使用価値とはけっして規定されないからである。このように、貨幣商品の相対的価値はどの商品所有者にとっても制御不可能であるだけでなく、貨幣商品じたいの「価値としての実現」はどの商品所有者にとっても実行不可能である。

- (1) 購買 (G—W) のなかに商品の「価値としての実現」の側面を見いだす考え方がある。宮沢俊郎氏は、商品の「価値としての実現」が次の「二つの段階」を含むと主張される。「第一に、商品が他のすべての(任意の)商品との一般的交換可能性の形態を得ること、第二に、その一般的交換可能性を現実化する任意の他の商品と現実^にに交換されること」(前掲『価値と資本概念形成』, 143頁)。そのうえで氏は、ある商品所有者のもとでの販売と購買 (W₁—G—W₂) について、「W₁の価値としての二重の意味での実現も W₁—G と G—W₂の二段階に分かれる」(同, 144頁)と説明される。販売「W₁—G」については、「W₁—Gは、価格という形で観念的にあった他のすべての諸商品との一般的交換可能性の形態の実現(その形態を実際に持つこと=二重の意味の前者の方)である」(同)と説明される。購買「G—W₂」については、「G—W₂は、W₁の価値としての実現という面から見れば、貨幣という形態(これはW₁の転化したものに他ならない)で持っている他のすべての諸商品との交換可能性という形態のその可能性を現実化する(交換力能を現実に行使用する)ことである(二重の意味の後者の方)。すなわちW₁が最終的に、W₁所持者にとっての任意の商品(W₁と同じ価値を持つ)と交換されることにほかならない」(同)。しかし第一に、交換過程論で導かれる貨幣の性格を前提とするかぎり、販売「W₁—G」を商品W₁についての「他のすべての諸商品との一般的交換可能性の形態」の「実現」と把握することはできない。なぜなら、第4節で見たように、交換過程における諸商品の使用価値と価値との矛盾にもとづいて貨幣の必然性を論定する場合、貨幣商品の「形式的使用価値」(K I 104)と規定されるものは、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)であって、他のすべての商品との直接的交換可能性ではないからである。第二に、購買「G—W₂」をW₁についての「価値としての実現」と把握することはできない。なぜなら、すでに見たように、一般的等価物の機能は貨幣商品(G)の「形式的使用価値」と規定されるが、貨幣商品の特殊な等価物(Gの価値の現象形態)としての非貨幣商品(W₂)の機能は、W₂の「形式的使用価値」とは規定されないからである。

第7節 むすび

本稿では、『資本論』の交換過程論の全パラグラフを検討し、交換過程における諸商品の使用価値と価値との矛盾にもとづいて、交換過程における貨幣の必然性を論定した。商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属し、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が貨幣商品の「形式的使用価値」（K I 104）と規定されること。この点が交換過程論で論定される貨幣の必然性である。交換過程における諸商品の使用価値と価値との矛盾を把握するうえで決定的に重要なのが、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連である。諸商品の価値対象性はどの商品所有者にとっても制御不可能で不確実な要因であるから、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあうさいに、彼らは諸商品の価値対象性を前提におくことができない。この論点は、「商品形態の神秘性」（K I 86）の中心論点であるだけでなく、交換過程における使用価値と価値との矛盾にもとづく貨幣の必然性、および貨幣物神の謎を説明するうえで決定的に重要である。このように、『資本論』の交換過程論における貨幣の必然性とは、任意の他商品との直接的交換可能性の貨幣商品への帰属の必然性ではなく、一般的等価物の機能の貨幣商品への帰属の必然性である。